第三十軍　軍長　李　泰
第三十一軍　軍長　不　明
獨立第一師　師長　任　韋　章
川北遊擊司令　漆　振　邦
計　六〇、〇〇〇

目下南江、通江、巴中の各縣城を保持し、廣元、昭化、蒼溪、保寧、儀隴、綏定、宣漢、萬源、城口、及び陝西の鎭巴、漢中、寧羌等の各縣下を遊擊區とし、徐向前は第九軍七千を率ゐて通江、儀隴に進擊、陳昌浩は第四軍六千を率ゐて巴中にに在り、二十五軍は昭化方面、三十一軍は蒼溪方面、第九軍は通江、鎭巴方面、三十軍は城口、萬源一帶に在侵して、一部は既に陝西に侵入してゐる。

以上支那共産軍の量的增大に關して諸種の統計を引用しつゝ歷史的に考察し來たのであるが、要するに共産軍は、農村に於ける土地革命の發展過程裡に成長して來たものであつて、今や支那本部十數省に亘つて到る處にソヴエート政府を打ち樹て、一九二七年後半に於ける賀葉軍の活動當初精々二、三萬に過ぎなかつたものが、一九三〇年半ばには十萬を算し、一九三一年末には二十萬を算し、一九三二年半ばには三十數萬【註】にも上つた。所が一九三二年六月頃より開始された蔣介石の第四次討伐が相當に成功を收めた結果、湖北の三大區を失ひ、可成りの打擊を蒙つたが、爾後多少恢復し、一九三四年十月末現在に於ては、約二十萬を有するに至つてゐる。斯くの如く一時挫折はしたが、年々其數並に勢力範圍を增して來てゐる此の動かす可らざる事實は、何と言つても、現在の支那の動向を觀察し理解する上に於て、寸時も無視すべからざる所である。

註　一九三二年九月の第十二回コミンテルン執委總會に提出された中國共産黨代表の報告には、『今日我々は二十六師團と十五個以上の獨立部隊を有してゐる。』と述べてゐる。

第二節　共産軍將來の發展目標

第一項　發展の趨向

以上の如く、共産軍は漸次四川、陝西、甘肅方面並に廣西、貴州方面へ移動發展しつゝある傾向に在るが、これはソ聯邦との陸の連絡の一線、新疆、甘肅、陝西、四川、湖南、湖北を經て支那の中心を衝く所謂コミンテルン南方ルートを完成して支那ソヴエートの農業生産品とソ聯邦の工業生産品とのバーターシステムに依つて、ソヴエートの經濟を維持せんとするにあるは勿論、（但し此事は未開發の邊疆の事とて實現は一寸不可能である）更に他の理由としては、四川を確保して共の富源を開發し、以てその經濟的地盤を固めんとする意圖あることは明らかな所である。事實此點に關しては、最近國民黨軍に投降した前共産軍第六軍團總指揮兼中央委員孔荷寵が、自らその手記の中にも、

『共産軍は將來、貴州、四川方面へ逃走するであらうと思はれる、貴州、四川は山勢險惡にして交通は不便を極め而も生活は獨立を維持することが出來、文化は落後し、大衆は痲醉を受け易く……。』【註一】

と述べてゐるのであるが、これ等は、將來共産軍發展の目標が、コミンテルン南方ルートの完成と、四川始め邊疆一帶

の確保にあることを裏書きしてゐるものである。

第二項　四川赤化の客觀的諸情勢

四川省は軍閥混戰の地で、支那でも苛斂誅求の最も酷な所であり、軍閥の虐政、天災の頻發等で民衆の疲弊は想像以上で、共産黨及び共産軍の溫床たる革命的客觀情勢は、既に左の如く高潮に達してゐる狀態である。（註二）

甲、四川の苛稅雜捐

共産軍が最近一年餘りの中に、十數縣をソヴェート化し得る迄に發展し得たのは、二十餘年來における四川の兵燹と虐政の結果である。民國以來四川は戰爭のない日とてはなかつた。その最も顯著なものは、袁世凱討伐の役、羅・戴の役、熊・劉の役、雲南貴州客軍驅逐の役、一軍二軍の役、討賊軍と第三、第七、第十、第二十師との役、楊森の統一戰役及び最近の劉湘・劉存厚の役である。綜計するに二十餘年來の戰爭は大小四百七十七回（前記戰亂を含まず――譯者）に達し、毎回の戰線は數十縣に亘り、時間は常に一、二年の長期に亘つてゐる。民國十七年以來、五年間に一億七千五百萬元の軍費を消耗してをり、各省のレコードを破つてゐる。戰爭の度毎に四川の軍隊は數倍づゝ擴大されてゐる。民國元年には四川の軍隊は僅か五個師にすぎなかつたが、民國二年討袁、護國、客軍驅逐の諸戰役を經て八個師に增加し、十四年には十九個師二十七個混成旅に增し、現在では四川の全軍隊は五十餘萬（日本平時兵數二十三萬――譯者）に達し全國の軍隊の約四分の一を占めてゐる。その中で劉湘軍十餘萬、劉文輝軍十餘萬、田頌堯軍六、七萬、楊森軍三萬餘、劉存厚軍二萬餘、鄧錫侯軍五萬餘、李其相軍二萬、羅澤州軍數千、その他の雜軍は無數である。その一切の給養は、人民

から取り立てるのである。それ故に四川は天下の豐庫であるといはれてゐても、農民はかへつて一年中辛苦して而も生活に不足を感ずる。かゝる生活不安の時に共産軍が麻醉術を施すのであるから、四川の將來は想像外である。

（一）地租の附加と濫徵　四川においては毎年地租を數回乃至十數回徵收する。毎回の金額は四川西部各縣においては、前清時代の舊規定によれば、一條糧に付一兩であつたものが、毎回二十六元五角餘に增加してゐる。四川南部各縣においては、前清時代の舊規定によれば、一條糧につき一升であつたものが一斗餘に增加してゐる。重慶中國銀行の調査（『四川月刊』第二卷第六號參照）及び諸新聞紙の報道により、四川各防備區域の地租を簡單に述ぶれは次の如くである。

第二十軍楊森軍の防備區域における地租は、四十四年間も前徵されてをり、或は十五年間前徵されてゐるものもある六月一日から徵收が開始されるが、その方法は正稅一年に對し附加稅一年、條糧一石に對して二十四元四角を徵收し、附加稅一年に對しても二十四元四角を徵收してゐる。その他次の諸附加稅が賦課されてゐる。

臨時補助費	一五・五〇〇元
領收書費	〇・二〇〇
附加教育費	八・五四四
民團費	三・〇六〇
電話費	〇・五〇五
第三課經費	〇・五〇五
團甲手續費	〇・九七六
書類費	〇・〇三〇

斯くて正稅一石に付七十七元を徵收してゐる。

第二十一軍劉湘軍の防備區域內各縣においては、最近の報道によれば、すでに民國六七十年までも地租を徵收してゐる。(『大公報』一九三三年十月二十九日成都通信)

前第二十軍劉文輝軍の防備區域內の各縣における地租は、年三回徵收が四回になり六回になり、戰爭發生以來は軍費の需要が急なため八回になり、四回に分けて徵收するが、一回に二年分を徵收し、民國四十三、四年までも前徵し、或は四十六、七年までも前徵してゐるものもある。

第二十九軍田頌堯軍の防備區域內においては、地租は民國五十六年までも前徵されてゐる。

すなはち地租だけでも、農民の負擔は斯の如く重い。毎回とも納稅の督促は火の如く急にして、一定の期限內に完納せねばならない。

(二)阿　片　稅　四川全省において阿片を栽培しない縣は殆どない。阿片稅は殊に複雜にして、青苗捐、窩捐、畝捐、罰金、臨時捐、懶烟捐等種々の名目がある。四川全省の阿片稅收は、青苗捐、窩捐だけでも一年に八百萬元の巨額に達する。併し阿片の害は課稅の苛重になくて、吸飲者の經濟上及び精力上の損失にある。四川に於ける阿片吸飲者は、上は軍閥官吏より下は兵卒僕婢に至るまで、無數にして、『四川月報』の調査によれば、石柱縣內の或る尋常小學校の男生徒約五十名の家族中一軒として阿片を吸飲しないものはないといふ。卽ち十歲內外の生徒にして、曾て阿片を吸飲したことのあるものが四十六名もあつた。また女生徒三十名の中にも、曾て阿片を吸飲したことがあると自白したものが半數はあつた。四川東部の各縣の男子は、多くは阿片吸飲癖をもつてゐて、勞働に堪へない。從つて播種の時にも、野良仕事の八〇%以上は、婦女子がこれを行つてゐる狀態である。僅かにこの數個の事例によつても阿片の害毒の恐るべきことを充分に知ることができる。阿片を吸飲するにも、稅金を納めなければならず、これを民癮捐といひ、アルコール・ランプにより計算し、一燈につき毎月二元乃至十餘元徵收される。

(三)雜　捐　雜　稅　軍閥が割據してゐる四川に於ては、諸軍の防備區域に於て、夫々異つた政治が行はれてをり、雜捐雜稅の名目は非常に煩雜にして、枚擧に遑のない程である。直接農民から徵收されるものには、軍衣捐、軍米捐、團費捐等があり、その回數も年數回乃至數十回に及び、戰爭のある毎に、火餉捐、運輸費、保護款等が課せられ、その外に燃料飼料等の徵發が種々行はれる。甚しきにいたつては、耕牛稅、扁擔捐等も毎月徵收され、農民は雜多の稅捐を課徵されるため、軍隊に對する怨みは骨髓に達してゐる。彼の劉存厚が綏定縣を失つたのは、『剿赤捐』(共產軍討伐稅—課者)を强制的に課徵して、民衆運動を激成したためである。毎日戶別に軍隊を派遣して、戶別に居據つては稅捐の徵收をさせてゐる。人民の中には飯さへ食へないのに、收稅委員が狼虎の如く脅迫するので自殺するものさへある。それ故に、『綏定宣漢の人々で勇敢なものは、夜陰に乘じて、收稅委員及び軍隊の寢込を襲ひ、彼等を棍棒で打ちのめし、萬歲を唱へるものがあるが、その時に共產軍が來襲する。そして相結托して騷亂となり、全縣に波及するにいたる。』(『大公報』一九三三年十一月二十七日重慶飛行郵便通信)。その他强制的に徵收される稅捐は無數である。例へば劉文輝は西康、西藏出兵の名義により、その防備區域において、『國防捐』二千餘萬元を强制的に割當徵收し、劉湘は國難の名義により『國難捐』を强制的に割當徵收し、更に滿洲事變が發生するや、四川軍閥は所謂『東北救濟捐』を强制的に割當徵收し、四川全省でその額一千五百萬元以上に達したが、全部四川軍閥がこれを着腹し、一厘も滿洲に送金してはゐない。最近本紙(大公報)の重慶通信は、劉湘は共產軍討伐のために軍費の需要が急なために、その防備區域內に於て、『安川費』

として四百萬元の强制徵收を十一月末までに命令したといふ。

(四)內地稅關と過過稅　上述各種の課稅は、直接農民から徵收するものであるが、その外に各種の間接稅がある。四川軍の防備區域は夫々その境界が甚だ嚴格で、到るところに勝手に稅關を設置してゐる。河川の沿岸に設置されてゐるものが最も複雜にして、甚しきは一個所に數個乃至數十個の徵稅機關が設置されてゐる。最近新聞の報道によれば、重慶成都間には稅關が林立してをり、重慶から百元の雜貨を仕入れ、小山を通過し北方成都に運搬するのに、途中の諸課稅合計百元內外に上り、里程八百二十里にして稅關五十餘個所もあるから、平均十里に徵稅機關一個所ある譯であるといふ。その課稅の名目には『護商』『江防捐』『馬路捐』、『自來水捐』、『印花捐』、『統捐』、『商捐』、『驗票』等がある(上海『時事新報』一九三三・四・二〇)碧口から重慶に出廻るのに、沿岸に於て徵收される諸稅は八十餘種に上り、大黃七十六俵、當歸七十五俵(何れも藥材——譯者)にて合計百三十四斤、その山元値段合計二千兩であるが、碧口より船にて重慶に到着するまでに、正稅の外に河岸の町々を通過する毎に、不法な稅關に於て合計千九百餘元を課稅される(『中國經濟』第一卷第六號經濟資料)。また綿絲を重慶から新津に搬送するのに、沿岸にて納付すべき稅金には次表の如きものがある。(單位綿糸一俵)

縣名	地名	稅目	納稅額(單位一元)
巴	城內	渝津護商	二、〇二
同	同	紅十字	〇、一三
同	同	船厘印花	〇、一〇
同	同	江防捐	〇、一〇
同	同	津合公益捐	六、〇〇
永	江	江防捐	一、五〇
瀘	松	公益捐	七、二〇
同	沪	印花捐	〇、八〇
納	溪	清鄉費	二、五〇
叙	府	保商費	六、〇〇
同	落地稅		四、〇〇
嘉	定	印花稅	一二、〇〇
同		捐驗票	一、五〇
同	江	防	〇、一〇
同	護	商	一、〇〇
新	津	同	五、〇〇
同	印	花	一、五〇
同	江	防	一、〇〇
彭	山	護商	一五、〇〇
	合	計	六七、〇〇

資中重慶間白砂糖課稅表(白砂糖一俵に付き)

縣名	稅目	納稅額(單位一元)
資中	糖稅	一、〇五
同	護商	〇、五八
內江		〇、五八
富順	同	〇、六〇

同	過道捐	〇、一〇	
瀘縣	公益捐	一、二〇	
同	聯軍費	〇、六六	
同	小市	一、五〇	
同	彌陀巖	一、五〇	
合江	臨時樂捐	一、〇五	
同	護商	〇、一五	
同	清鄉費	一	
同	印花費	〇、四二	
同	米家沱	〇、七〇	
同	清鄉費	〇、八〇	
同	護商	一、〇〇	
永川	印花	〇、一〇	
同	小市	〇、二〇	
津江	江防	〇、六〇	
同	驗票費	〇、二〇	
巴縣	李家渡	〇、一五	
同	護商	一二、四二	
同	黄沙溪		
同	江防正費		
同	江防補費		
同	印花		
	合計		

右の二表は内地税關の多數と課税の繁雜とを證明するに足るものである。

乙、四川の幣制

以上四項によつて、四川に於ける農民及び商人の負擔の苛重なことの一斑を知ることが出來る。併し四川軍閥の搾取政策は、決して苛税雜捐にのみ限つてゐない。四川軍閥は種々誅求し、苛重な課税をなす外に、また各自に造幣廠を設けて通貨を鑄造し、幣制を非常に紊亂せしめてゐるが、最近數年來は瀕々と戰爭が起り、防備區域にも時々變更があつたから、幣制は益々複雜となつて來た。甲の防備區域の通貨は乙の防備區域に入つては通用せず、乙の防備區域の通貨は丙の防備區域に入つては、全く廢物に等しい有樣である。今、一九三三年四月十四日の『大公報』の成都通信により、東部、南部、西部、北部各縣の幣制を分述すれば次の如くである。

(一)東部　巴縣、萬縣は上海の上流に位してゐるために、從來商業が繁榮であり、四川の經濟的中心を形成してゐるが市中に通用する銀貨は極めて複雜である。その内袁世凱弗と四川弗が最も多く通用してゐるが、その他の銀貨も通用してをり、唯だ相場が著しく廉い。市上に通用してゐる銅貨には、二百文の新銅貨と舊銅貨があるが、量目の關係上、二百文の舊銅貨一枚を以て新銅貨二枚に改鑄し得るが故に、市中の舊銅貨は多くは軍閥の手によつて買收改鑄されるために、何時しかその影を沒した。相距ること僅に百餘里にして、通貨の通用しないところがある。例へば重慶萬縣間の長壽、焉陵等の諸縣においては、市中に通用するものは舊銅貨のみで、新銅貨は絶對に通用しない。

(二)南部　敍府、瀘縣、富順等の各縣は、四川南部の經濟的中心であるが、市中の銀貨は東部に比べて、一層複雜である。通常流通してゐるものには、袁世凱弗、四川弗の外に、雲板(雲南弗)毫洋(廣東小銀貨)鋼洋、鎳洋(白銅貨)等がある。

(三)西部　成都、華陽が經濟的中心であるが、市上に流通する銀貨には、袁世凱弗、四川弗、他省弗あり、別に一種の廠幣が流通してゐる(成都幣造廠の鑄造に係り、一元に付四川弗より約二割方廉い。)。民國十八年(一九二九年)頃には、四川弗と同一相場を保つてゐたが、各軍が相繼いで私鑄し、純銀量が低減せるため、相場が漸次に下落し、殆んど名目價格を保持し得なくなつた。毫洋、

銅洋、鎳洋、中元(五十仙銀貨)は、何れも通用しない。銅貨には新舊あり、何れも通用してゐるが、量目の關係上舊銅貨は多くは新銅貨(二百文)に改鑄されてゐる。唯だ十年前に成都に通用してゐた十仙小銅貨は、現在でも百文として通用されてをり、また孔錢も一枚が十文として通用してゐる。

(四)北部　土地邊僻にして、特筆すべき經濟的中心はない。遂寧、潼川、保寧等の諸縣に於て通用してゐる銀貨は、西部と大差ないが、唯廠洋のみは通用しない。銅貨には、二百文の舊銅貨、百文、五十文の銅貨が多い。最も面白いことは、二百文の舊銅貨を、四つ又は二つに切つて、一塊を百文又は二百文として行使してゐることである。

以上により、四川の幣制が混亂してゐる一斑を知ることが出來る。併し實際の狀態はこれよりも甚しい(讀者は重慶中國銀行出版『四川金融風潮略史』を參照されたい)。就中その農民に對する影響に就きて、李明良氏は左の如く述べてゐる。(『四川月刊』第二卷第六號)

『農民が農産物を賣却するときには、銀貨を受け入れることについて、非常に疑念を抱き、見分けが不確で、受け入れても後で通用しないことはないかを、非常に恐れる。斯くて農産物の取引は悉く銅貨建で、銀貨による損失を免れることになつてゐる。但し地租軍費等を納付する場合には、官憲は銀貨を要求するが故に、その場合には、農民は銅貨を銀貨に換へなければならない。納税の督促が急になればなるほど、銀貨の相場は上騰する。都市に於ける銀貨の相場は、常に畸形狀態を呈する。そのために、「錢滾」「錢販」(何れも貨幣投機者――譯者)が銀貨の相場を操縱し、急激なる騰落を引起すことになる。』

四川省に於ては、民國元年(一九一二年)以降政府が鑄造利潤に重きを置き、五十文の銅貨を百文、二百文に改鑄するにいたつた。民國五年(一九一六年)戰爭勃發後、軍民財政は四分五裂となり、大は軍師旅團、小は縣廳村役場まで、勝手に機械を購入し、制錢(孔錢)を買收して、自由に濫鑄したために、銅貨の品位は益々惡化し、相場は益々下落し、數年ならずして、銀貨一元につき八九千文から千餘吊文となり、今や二千餘吊文になつてゐる。その影響として、四川の物價は上騰し、生活費は增加し、延いて長江一帶の各省もその弊害を受けてゐる。軍閥は富裕化するに反して民衆は窮乏するばかりである。

丙、農村副業の衰退

四川に於いては、農村副業も日々に衰退してゐる。資中縣一帶は四川の甘庶産地であつたが、政府が阿片の栽培を奬勵するために、肥沃な甘庶産地が一變して毒物の栽培地と化してしまつた。その上に、課税の苛重なるために、糖業は振はなくなつた。南部の麻業も日々に衰微してゐる。四川は元來生絲の産地であり、毎年その輸出額は貿易の大部を占め、現金を吸收してをり、民國元年以來新式製絲工場の創立も數十を下らなかつたのであるが、今や大半は閉鎖してしまつた。それは課税苛重にして、生絲一箱を三臺上海に搬出するに、税金四、五百兩を納付しなければならず、原價の高い上に、絲價の低落せるため、販路を失つた結果である。昨年上海に滯貨せる四川絲は七千擔の多額に達した。その他桐油、林産、藥材も四川の重要輸出品にして、毎年約五、六百萬元に上るのであるが、今や世界經濟の不況と中原の騷亂とのために、俄に不振を續けてゐる。

丁、軍閥搾取の收穫

以上の如き種々の原因により、四川經濟は最早や窮地に陷り、現在共産軍は猖獗を極め、富裕なるものは早く一家を擧げて遠方に避難し、中産階級及び無産階級のものは、方々に流亡してゐる。これらの人々は、平素生活に窮乏を感ず

るばかりではなく、騷亂によつて生活の根據を失ひ、その上に共産黨徒が麻醉を加へるために、共産軍製造の絶好の原料である。近年各軍の首腦部は現金を持つて他省に移住するために、成都市場に於ける爲替相場は異常に上騰し、四川金融界は益々梗塞狀態にありと傳へられてゐる。しかも共産黨討伐のための軍費の强制徵收は增加する一方である。四川軍閥にしてこのまゝ覺醒しないならば、全四川の赤化は直ちに實現するであらう。

第三項　四川の富源と自給自足

支那のソヴェート區域の大部分が、山岳地帶の小區域に位置し、而も經濟封鎖を受けた爲め、物資缺乏し、非常なる困難に遭遇して來たものの如くであるが、若し四川省にして彼等に獲保せられるに至らば、その從來の經濟的困難は或る程度解決され、自給自足も不可能ではないと思はれる。

四川の物産は優に六千餘萬の省民を養ひ得るのみならず、此隣數省の物資缺乏を補足して綽々たる餘裕を示してゐると言はれてゐる。卽ち、

農産物は米（一九三一年度に於て、陸稻一三、二四五、一五三噸、水稻一、二九二、四二九噸）、麥（一九三三年度に於て二五、五〇〇、〇〇〇擔）を始めとし、凡有る種類のものを産出し、茶、阿片（年産額二十三萬八千擔）の栽培も名高い。養蠶に至つては、江浙兩省、廣東と共に支那三大生産地である。畜産、林産亦豐富である。畜産の主なるものは牛馬、羊豚である。林産の主なるものは松、杉、柏、楠で、世界的に有名なものは竹材であつて、年に尠からざる省外移出が行はれてゐる。

工業は大部を擧げて尙ほ家內工業の域を脫しない。併し製絲業は如何なる山間僻地にも盛んで、生繭（年産約四六八、〇〇〇擔）、生絲（年産約三五、〇〇〇擔）の産額は廣東に次いで全支第二位を占めてゐる。

鑛産に至つては、極めて豐富で、各種の鑛石は莫大なる埋藏量を有する。中にも有名なのは、金、銅、鐵（年産約七萬噸）、石炭（埋藏量二百億噸、年産額百萬噸）、石油（年産額六千ガロン）及び鹽等である。併し鹽を除いては、未だ殆ど開發せられず、天然のまゝに放置せられてゐる。

四川の鹽は古來天下に名高く、年額約五億萬斤に上ると言はれる。その製鹽の方法は、鹽井より鹽水を吸揚げ、之を煮詰めて結晶させるが如き極め簡單なものであつて、産地としては富順縣下の自流井、榮縣下の貢井等が有名である。而して自流井のみでも、鹽稅の年收額は一千萬元に上つてゐる。

備考　1、本項は『世界地理風俗大系』を參照す。
　　2、統計は某機關調査及び『中國經濟年鑑』並に『支那蠶絲業大觀』より引用す。

斯くの如き天然資源に惠まれた四川省が、若し共産軍の企圖せるが如く完全に彼等の手に落ちた曉には、その討伐はより困難となり、一方コミンテルン南方ルートは半ば完成されたこととなつて、支那共産軍の禍根は今後に大きく殘されることを否む譯には行かぬのである。古來支那にては、四川の治亂は支那和平統一のバロメーターとされてゐるが、その四川に共産軍の根據地が据ゑられるのでは、全支那の統一は絶えず動搖するものと見ねばならぬ。

第四項　結　言

次に共産黨軍は、海港を得てソ聯邦との海の連絡を成就せんとして、屢々福建進出を企圖したが、福建進出は列强殊に日本との關係に於て至難であるのと、主として經濟的理由よりして江西省中央區方面を放棄して西遷することに決した等に因つて、此の方面への進出は斷念せるもの〻如くである。

次に漢口、上海等の大都市を占領して、都市プロレタリアートを自己の陣營内に獲得することは、支那共産主義運動の運命を決定づけるものとして、彼等が鋭意望んでゐる所であるけれども、都市への進出は、必ずそこに利害關係深き列强の干渉を惹起することは明らかで、此點に關しては、既に民國十九年七月末の長沙暴動の際經驗してゐる所であるから、大都市への進出は將來に俟ち、只之を包圍して脅威を與へる程度の戰術を採るであらう。而して大都市に於ける活動は之を黨に一任し、黨は勞働運動、學生運動或は其他の民衆運動を通じて潛行的活動を續けるであらう。

之を要するに、共産軍の今後は、四川、甘肅、陝西、貴州、廣西一帶の邊疆地帶に移動集結して再擧を計りつ〻、コミンテルン・ルートを完成せんとする意圖なるが如く、かくして共産軍は、永久的に支那の癌と化してその統一を防害し、支那の混亂に拍車を加へる厄介物として殘るであらう。

註一　上海日氏情報六二四號による。

註二　一九三三、一二、六、天津『大公報』所載『四川の赤禍と四川經濟』の全譯。

第二章　共産軍の本質

共産軍の本質如何に就ては、これ迄種々の觀察が下されてゐるが、此等を要約すると大體、

一、純然たる土匪となすもの、

二、單なる軍閥(名付けて共産黨軍閥)となすもの、

三、純然たる共産軍、即ち共産主義を奉じ、共産主義の實行を目的とする所謂勞農革命の軍隊であり、ソヴェート運動の主要なる武裝軍隊であると同時に、其の運動を擴大する政治的な軍隊であるとなすもの、

の三種に分つことが出來るが、右三條の見解は何れも正鵠を失して居るかの如く思はれる。

固より共産軍中には單なる土匪にして、恣に紅旗を揭揚し、『紅軍』と自稱してゐるものもあるやうではあるが、少くとも朱毛軍其他正規の共産軍中には相當の訓練と組織とを有し、或る程度迄は共産主義的施設を實行して居るのであつて、彼の長沙、廣東、其他の占領狀況、占領地に於ける施設等を觀るに、單なる土匪の行動とは異なり、所謂ソヴェートの制度を兎角實施して來たのは事實である。これに關しては、國民軍によつて奪回されたソヴェート區域視察者の視察報告や、國民軍に投降した共産軍將領の手記等の中にもそれを證明してゐるのである。勿論都市の占領に際しては、官衙、銀行、外國企業等の破壞、又は掠奪或は富豪乃至高級官吏の殺戮、追放等の暴動行爲を爲したのは事實であるが、

之れは共産軍の行動綱領とする軍閥及び國民黨の打倒、帝國主義反對、土豪劣紳膺懲等を實行したるものであつて、匪賊の暴動と全然一樣に見ることは正當なる觀察でないと思はれる。

次に第二の觀察は、共産軍を以て單なる軍閥となす見方であるが、抑々共産軍の濫觴は既述の如く、加龍、葉挺、朱德等の最も左傾せる軍隊が國共分裂後、共産黨員の勸說に應じて南昌を占領し、同地に革命政府を樹立した時代である。從つて、その發生の當初より既に他の軍閥と異り、共産主義的色彩を多少とも有し、或は少くとも共産主義に共鳴してゐたものもあり、更に今日に至る迄の行動に徵するも、ソヴエート制度を少くとも實施してゐる事實よりして、之を他の一般軍閥と同一視するは、此れ亦正しき見方とは言ひ得ないのである。勿論共産軍中には、單なる軍閥が叛變して共産軍に投じたものもあるけれども、その叛變の理由は多くは指揮者の思想的變化の爲めであり、或は思想的變化などは毛頭なく、單に國民軍に對する反感や、給料不渡り等の爲め支那式の寢返りをしたものもあるが、一旦共産軍に編成せられた後は、黨の派遣せる政治委員乃至政治指導員の監督、訓練、指導を受けて、一般兵士は兎も角、軍の指揮者は共産主義の下に行動せざるを得ざる立場に置かれ、且つ常に監視の目を向けられてゐる事情等に因つて、目に一個字なき土匪草賊上りの封建的軍閥とは、其の趣きを異にしてゐるものなりと斷定して誤り無からう。仍て此の見解も亦正鵠を得たるものとは言ひ得ないのである。

次に第三の見解は、共産軍を以てソ聯邦式の純然たる所謂赤衞軍と同一視するものであるが、これ亦眞相を攫んだものとは言ひ難いのである。固より共産軍はその發展の歷史並に其後の行動に照し、共産主義的色彩を有してゐるのは事實には違ひないが、共産軍はソ聯邦の赤衞軍の如く、決して最初から共産黨によつて意識的に組織せられたものでもなければ、又共産黨員の大部分（ソ聯邦では軍隊の約六割は共産黨員である）を以て編成されてゐるものでもない。從つて之を共産黨の純然たる階級的軍隊であると思料する此の見解も正當なものではない。

第一及び第二の見解は、國民政府當局者の反共産主義の宣傳に好んで用ひる所であり、又我國の支那通の中にも今尙ほ同樣の見解を以て共産軍の動向を寧ろ輕視してゐる向も少からず見受けられる。と言つて、第三の見解も上述の如く正しい見方ではない。だが併し、第一、第二の見解に比すれば、程度の問題ではあるが、稍々眞相に近き觀察である。

然らば共産軍の本質は果して如何のものであるか？又その正體は何であるか？以下少しく此點を論述して見よう。

一體一概に共産軍と稱しても、その實質を解剖して見ると構成分子は種々雜多である。中には第一の見解の如く土匪草賊と何等選ぶことのないものもあれば、第二の見解の如く昔ながらの軍閥が只表面丈け共産軍の名を冠してゐるに過ぎないものもあれば、第三の見解の如く、上は指揮官より下一兵に至る迄共産主義の信徒を以て組織せられてゐる程のものではないが、少くとも、共産主義者乃至これが共鳴者の幹部によつて統率せられてゐるもの——例へば朱毛軍や政治保衞師の如きもの——もある。今共産軍の發展過程から見て、その構成分子を分析して見れば、左の如く多種多樣のものを包含してゐる。【註一】

1、元來國民黨軍であつたのがその儘共産軍に改編されたもの、
2、國民黨軍にして軍閥同志間の戰敗或は給料不渡等の爲め共産軍に移行せるもの、
3、國民黨軍にして蔣介石に對する反感から共産軍に寢返つたもの、
4、國民黨軍にして共産軍との戰に敗れ、共産軍に改編されたもの、

5、共産軍の威迫乃至宣傳につられて入隊せる地方農民、都市勞働者及びルンペンプロレタリア等、

6、軍閥、官僚、土豪劣紳の壓迫に堪へずして共産軍こそ吾等を救ふものなりとて共産軍に投じたもの、

7、民衆威嚇の旗印として共産軍の名を冠するもの、

斯くの如く共産軍の構成分子の殆ど大部分は、共産主義の何物かすら解せない無意識分子であり、階級的に目醒めた分子は實に寥々たるものであるけれども、少くとも軍の幹部は共産主義者乃至これが共鳴者であり、從つてその指導精神が赤である以上、假令無意識分子が如何に多からうとも、軍全體の行動目標が、自然共産主義的に向つて行くことは理の當然と言ふ可きである。のみならず、黨中央は、各部隊に、政治委員、及び政治指導員を派遣して軍の指導統制に當らしめてゐるので尙ほ更の事である。更に又、支那の社會的事情よりして、兵士の大多數は農民或は勞働者階級の子弟である爲め、【註二】自然共産主義的行動に魅力を感ずるに至ることも亦當然な事である。併し玆に注意すべき點は軍の幹部は他の投機的軍閥のそれと異り、主義に生き又主張を持つて居り、一般兵士も亦彼等に引きずられて、結果に於ては共産主義の選士として一見生れ變つた如くに思はれるけれども、支那兵特有の破壞性、殘忍性は尙ほ隨地隨所に於て之を發揮してゐる事であつて、此事は如何に最眞目に見ても事實である。

之を要するに、共産軍なるものは、その構成分子の大部分は兎角として、共産主義を奉ずる幹部によつて率ゐられてゐる軍隊であり、從つて其の行動は、投機的、封建的の指揮者に率ゐられてゐる國民黨軍よりは大衆に歡迎せられるも、一方に於て、依然支那式の掠奪暴行を行ひ、反民衆的の行爲をなす土匪的の點も或る程度潛在してゐる事よりして、約言して、『共産主義を指導原理とする支那式半土匪的軍隊』なりと見るのが、蓋し事實に近き觀察のやうである。

併し共産軍の發展は、支那の革命的高漲の到來を推動する直接的動力となりつゝある點は否むべきもなき事實として注目に値ひする所である。

註一　大阪對支經濟聯盟編『ソ聯邦と支那滿洲の共産運動』五一一頁參照。

註二　1、共産軍の構成分子を職業別に見た最近のものに就ては據るべき資料がないが、民國二十一年(一九三二年)中頃に於ける構成分子の百分比は、左の如く貧農が大部分を占め、國民軍より寢返つた兵士これに次ぎ、最も少いのは勞働者出身となつてゐる。此の割合は支那ソヴエートの特質よりして、現在に於ても大體同樣であると見て可い。

2、『東亞』昭和七年九月號による。

	貧農	寢返兵	勞働者	流民、土匪、其他
第一軍	六〇	一五	三	二二
第二軍	四〇	二五	二、五	三二、五
第三軍	八〇	一〇	四	六
第四軍	六〇	三〇	六	四
第五軍	七〇	二〇	四、五	五、五
第六軍	八五	五	三	七
第七軍	一〇	八〇	二、五	七、五
第八軍	三〇	六〇	二、五	七、五
第九軍	不明	不明	不明	不明
第十軍	不明	不明	不明	不明
第十一軍	六〇	二〇	五	一五
第十二軍	八〇	一五	二	三
第十三軍	不明	不明	不明	不明

第十四軍	六〇	二五	五	一〇
平均（不明の分除外して）	五七、七	二七、七	三、六三	一〇、九

第三章　共産軍の組織と編成

第一節　共産軍の組織内容

共産軍の組織や裝備編成等に就いての確實な點は、殆ど外部より之を調査し得ないものであるから、之を適確に示すことは困難である。併し乍ら、共産軍中の有力な指揮者にして政府軍に寢返つた者の手記、國民政府側より出た資料及び共産黨側より出た資料等を綜合し、それより歸納すれば略ぼ實際に近きものを知り得るものと思ふから、それ等を參照して記述することにしよう。

共産軍の組織は大體にソ聯邦の赤衞軍に倣つてゐるが、ソ聯邦のそれとは多少異つた點もある。而して廣き意味の共産軍を內譯すれば、紅軍、赤衞隊、遊擊隊、工人糾察隊、少年先鋒隊、童子團等となるけれども、普通に共産軍と稱せられ、共産黨の軍隊を代表するものは正規軍たる『紅軍』である。その他のものは、共産軍中に於ける民衆組織であるが、實戰にも參加してゐる。

共産軍の組織は極秘に附せられ且つ非常に複雜してゐるが、最高の軍事機關は、中央革命軍事委員會（附表參照）にして、軍事指揮の全責任を負ひ、各區に軍事委員會辦事處を設けてゐる。辦事處は各地方を幾つかの軍區に區劃し軍區軍事委員會をして各區の軍事を指揮せしめてゐる。

最高機關たる軍事委員會の下は方面軍總司令部、更にその下は軍團指揮部、その下は、軍師、團（聯隊）、連（中隊）、となつてゐるが、その外に任務關係で直屬部隊なる兵種（特務營の如きもの）がある。

更に共産軍中には、軍事行動を監督し、命令の執行を保證し、政治的指導を擔當し、黨の工作を指揮する爲めに、軍事委員會の下に總政治部を其他各軍、師、團に政治部を設け、各級政治部は同級の政治委員の指揮を受けてゐる。而して此の政治委員は後述するが如くソヴェートの代表であり、又黨の代表でもある。

共産軍はソ聯邦の赤衛軍の經驗を利用して、三三制の原則の上に組織されてゐる。卽ち一軍は三師、一師は三團、一團は三連、一連は三排（小隊）一排は三班、而して一班は十人より成つてゐる。

共産軍の裝備に就ては第三節の武器の項に於て、その大要を述べてゐるから、玆には省略する。

赤衛隊總隊部
- 快槍隊（全區の機關銃を集めて組織す）
- 土砲隊（全區の舊式大砲を集めて組織す）
- 土槍隊（全區の舊式小銃を集めて組織す）
- 給養隊
- 交通隊
- 偵察隊
- 救護隊
- 大隊
  - 土槍隊
  - 給養隊
  - 交通隊
  - 中隊
    - 人數一百乃至二百人
    - 概ね舊式の兵器例へば刀や矛等を持つてゐる。

次に正規軍以外の共産軍の組織、換言すれば紅軍の補助的武力組織には、大體左の如きものがある。

一、赤衛隊、赤衛隊は十八歳以上三十歳以下の貧農、中農及び勞働者を以て組織され、自衛を目的とし、平時は農耕に從事してゐるが、時には作戰の先鋒隊となることもある。各鄉ソヴェート下の最小組織は一分隊を以てし、各鄉に一中隊、各區に一大隊、各縣には總隊があり、その組織は前頁の如くになつてゐる。

二、遊擊隊（ベルチザン）　遊擊隊（ベルチザン）は赤衛隊の如く平時は農耕に從事しないのであつて、主として國民黨軍の後方擾亂、（交通機關の破壞、傳單標語の撒布等）防禦工事、防務等を擔任して正規軍の作戰を幇助するは勿論、白色區內に進出して農民の抗捐、抗債鬪爭を宣傳し、煽動して之を遊擊戰爭へ擴大せしむる事等を任務としてゐる。十八歳以上三十歳以下の貧農、農業勞働者及び勞働者によつて組織され、名目は志願兵であるが、實際は赤衛隊の中から選拔され、正規軍の豫備隊をなし、正規軍の兵士に不足を生ずれば遊擊隊から補充される。その編成は極めて簡單であつて、各縣に組織されてゐる一遊擊大隊は、正規軍の連（中隊）の編成と同じく赤衛隊總隊部の指揮下に服し、縣の下の區には一遊擊隊が組織され、赤衛隊大隊長の指揮を受け、各隊には共産黨の代表が配置されてゐる。又、共産軍の各部隊にも若干の遊擊隊が附屬してゐる。（卷頭寫眞第二頁參照）

遊擊隊の運動は部分的に武裝せる革命的農民隊が、襲擊的戰術を運用して反動統治階級の武力を擾亂し、これに打擊を加へて、民衆の鬪爭を展開援助し、地方暴動を助成し、以てソヴェート政權を樹立し、之を鞏固ならしむる所の行動なりとして、黨、政、軍何れも之を非常に重要視してゐる。

三、工人糾察隊　勞働者をして民衆暴動或は同盟罷業を起さしめ、或は交通を遮斷せしめ、或は又政府軍の武器を奪取

ソヴエート軍事委員會組織系統表

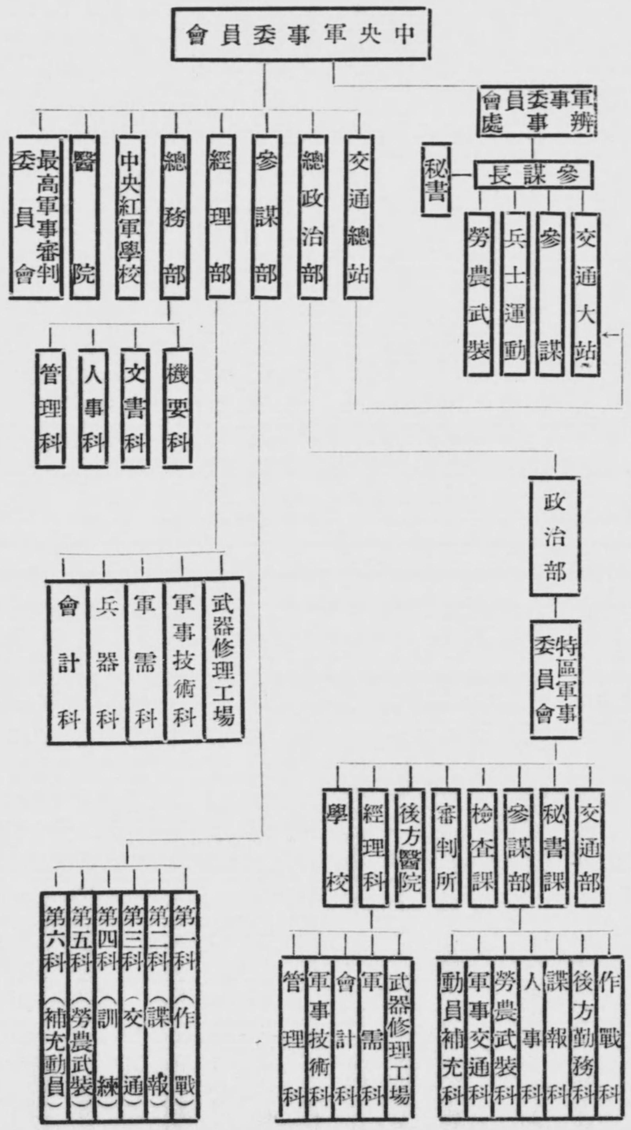

せしむる等の任務を有し、暴動勝利後は正規軍に編入される。大隊、中隊、小隊に分れ、五人を以て小隊となし、三小隊乃至五小隊を以て一中隊となし、三中隊乃至五中隊を以て一大隊を編成してゐる。

四、少年先鋒隊　少先隊と略稱され、將來正規紅軍の兵士たり得るやうに訓練されるもので、平時は木銃を以て教練を施し、戰時には赤衞隊に編入して活動せしむるのである。十四歳以上二十三歳以下の勞農（資料によつては八歳より十五歳迄の少年となつてゐるが眞僞は不明）を以て組織され、省には最高指揮部が置かれてゐる。省には少先隊隊務委員會が設けられ、隊長、副隊長、祕書が一名宛置かれて居り、その下には聯隊部、區隊部があり、區隊部の下には中隊部、小隊部、分隊部がある。（卷頭寫眞第二頁參照）

五、童子團（ピオニール）　童子團（ピオニール）の組織は、中國共産黨及び共産主義青年團と同じく、國際的の性質を有し、獨立して其他の組織の指揮を受けない。七歳より十五歳迄の貧苦の男女兒童を以て組織し、その任務は、封建基礎の破壞、步哨、偵察、送信、通行人の檢査、傷兵の慰問等である。

尙ほ戰時には左の如き臨時組織がある趣きである。

1、偵察隊　婦女或は小兒これに當る。
2、慰問隊　中年の婦女或は少女これに當る。
3、洗衣隊　婦女これに當る。（同上）
4、裁縫隊　同上
5、運輸隊　農民、苦力等これに當る。

6、救護隊　男女學生これに當る。
7、先鋒隊　壯丁これに當る。
8、燒殺隊　陷落後專ら燒殺の責に任ず

尙ほ此外中央政府所在地瑞金には、中央紅軍學校を設け、將校の教育訓練に從事してゐる。

註　本節は上海H氏情報、『ソ聯邦と支那滿洲の共産運動』、某方面の資料及び天津『大公報』等を參考とした。

第二節　中國共産黨と共産軍との關係

中國共産黨は、共産軍中に於ける黨の政治工作を指導し、各個の軍人を訓練し、プロレタリアの團結及び共産主義教育を强化し、地方の民衆細胞組織に對する工作を進行援助する爲めに、軍區、軍團、軍、師、團、步營團、獨立營、獨立作戰の營、及び共産軍直屬の機關學校內於て、最も階級的自覺あり、又最も强堅且つ最も勇敢なる政治教育工作の經驗ある共産黨員(勞働者出身の黨員ならば最も可いとの希望條件を附してゐる)を政治委員に任命し、共産軍一切の軍事行動及び軍事行政を監督する權限を賦與してゐる。從つて政治委員は、黨の共産軍中に於ける政治コースを執行し、及び紀律に對する全責任者である。而も政治委員は、共産軍中に於ける中國共産軍の全權代表であるばかりでなく、共産軍中に於けるソヴエート政權の政治代表であつて、詰り黨及び政權を代表する二重の任務を有してゐるのである。

斯樣にして黨中央と軍との間の密接なる聯絡を保ちつゝ、黨は政治委員を通じて軍及びその機關に對して嚴密なる指導並に監督をなし、軍をして所謂勞農革命の武裝勢力たらしめんことを期してゐるのである。

今黨と軍との關係をより詳細にせんが爲めに、黨の軍に對する政治工作に關する諸條例並に組織表を示せば左の如し。(上海H氏情報第三三〇——三三一號による)

中國勞農紅軍政治工作暫行條例

(一)　總　則

1、農民の土地革命と遊擊戰爭によつて生長した中國勞農紅軍は、益々發展して强大となり、國內戰爭を開始したが、その內部にあつては無產階級の基礎は非常に薄弱なるを以て、政治上無產階級の指導を强化し、又この戰鬪を强化し、紅軍をして革命に忠實なる者たらしむることは、目前に於ける紅軍の工作中もつとも重要なる任務である。

2、中國勞農紅軍がその偉大なる歷史的任務を完成せんがためには、須らく無產階級の先鋒たる共産黨の指導を受け、中國勞農民衆革命の任務を完成すると同時に、社會主義の中堅を完成し、創造し、及び防衞しなければならぬ。紅軍の政治工作とは卽ち紅軍中に於ける無產階級の先鋒隊たる共産黨の指導を强化し、紅軍をして有力なる勞農革命の武裝勢力たらしむることである。

3、政治工作の目的は、紅軍の戰鬪力を强化するにあるが、紅軍の戰鬪力は單に軍事上の技術的條件のみによつて決定されるものに非ず、階級的政治的覺悟がもつとも重要なるを以て、廣汎なる勞農大衆に政治的影響を與へて之れを蹶起せしめ、敵の軍隊を瓦解せしめ、廣汎なる勞農大衆をして紅軍の周圍を圍繞せしむべきである。紅軍中にあつては政治、軍事、或は黨の機關たるを論ぜず、悉く唯一の目的に向つての工作を進行せしむべきである。

4、政治工作の主要なる內容は、無產階級的教育を施し、紅軍戰鬪員の指揮者をして紅軍の階級的政治責任及敵人と戰ふ階級的委員、地方住民に對する階級的友愛及び仇恨を明瞭ならしむることである。

5、紅軍は勞農聯合の一種の形式なるを以て、政治工作は須らく紅軍中の勞農聯合を强固ならしめ、又農民に對する無產階級の指導を强化すべきである。

6、紅軍はソヴェート政權のために奮鬪する過程にあつては、地方勞農大衆が政權を樹立し、土地革命を實行し、帝國主義を打倒することを援助し、發展せしむる任務を負うてゐる。それ故に紅軍中の政治工作は政治上紅軍の戰鬪力を强固ならしむる主要任務の外に、上述の工作を必らず進行せしめなければならぬ。

7、中國勞農紅軍は反軍閥戰爭、反帝國主義戰爭に對する任務の中に偉大なる國際的使命を負ふものなるを以て、紅軍の各戰鬪員は軍事技術を有する戰士、或はソヴェート政權を樹立しこれを强固ならしむる階級的自覺ある公民として訓練さるべきのみならず、世界革命完成の國際主義者として訓練されねばならぬ。

8、紅軍中に於ける無產階級の先鋒隊たる共產黨の指導を强化するために、紅軍中に設置されたる政治委員及政治機關(政治部及政治處)は、ソヴェート政權の一部にして、黨の紅軍中に於ける政治的コース及規律の執行者である。

9、紅軍政治委員及び政治機關は、紅軍中の政治指導者にして、黨の選擧機關は政治委員及政治機關の指導下に工作を進行せしむべきである。

(二)　條　例

A、中國勞農紅軍政治指導員工作暫行條例

1、紅色戰鬪員に政治教育を施すため、連(中隊)と排(小隊)の中に政治指導員を設く。

2、政治指導員は紅色戰鬪員の政治教育指導者にして、完全に政治教育を施す責任を負ふ、政治訓練と教育に就ては上級政治委員の命に服從し、軍務に就ては團長(聯隊長)の命に從ふ。

註1、直屬の上級政治委員なき時は從屬關係に照し上級の政治機關と軍事指導委員に服從す。

2、政治指導員が政治委員の命令により政治委員の職務を代行する時は、その權限と責任は政治委員と完全に同じ。

3、政治指導員は中國共產黨、ソヴェート政權及び勞農紅軍組織上の原則、任務及び目的をよく諒解し、軍事方面にも相當の知識を有し、又常に軍事知識を習得すべきである。

4、政治指導員は自己の職務上に於ても個人的行動上に於ても全軍人の模範となり、又言論と事實の上に之れを表現すべきである、又行軍、策戰及び聯合演習の時は、指導員は全軍人と共同動作を取るべきである。

5、政治指導員はあらかじめ、全員の姓名、原籍、經歷、個性、工作能力、及び政治的認識の程度等々を充分諒解すべきである。

6、政治指導員は連と團の通告命令及び團の經濟狀態を明確に知り、その狀態を連長と團長に報告すべきである。

7、政治指導員は中國共產黨中の積極的な黨員、能ふべくんば勞働者の黨員を以てし、一切の工作中に黨の決議とスローガンを實行し、廣汎なる紅色戰鬪員中に於ける指導を强固ならしむべきである。

8、政治指導員は上級政治機關の規定に基き、排長を指揮し、紅色戰鬪員に政治的學課を授くべきである。

9、政治指導員は讀報班と識字班を組織し、其の工作は指導員自ら之れを擔任するか或は文字に通ぜる戰鬪員をし

て擔任せしむべきである。

10、政治指導員はレーニン室及び壁新聞の工作を管理し、行軍の時は宣傳、移動新聞及び宣傳兵の工作を管理すべきである。

11、政治指導員は軍事通信をなすべきである。

12、政治指導員は民衆大會を開き、全連の軍人と共に、民衆の政治教育、民衆團體の組織、政權の樹立、及び土地分配等の工作に積極的に參加すべきである。

13、フラクションの組織なき地方に於ては、政治指導員は全連全排を率ゐてフラクションの組織を進行せしめ、フラクションの組織のある地方に於ては全連全排を率ゐてその地方のフラクションの工作に參加援助すべきである。

14、政治指導員は連長としての法令執行權を有す。（奬勵と賞罰問題に關し）

15、政治指導員は紅色戰鬪員の意見書及び申告書を受理し、直接必要なる解釋を與へ、正當なる手續きによつて解決し、或は直接の責任者或は機關に諮つて解決すべきである。

16、政治指導員は戰鬪員に軍事訓練と教育を施すに當りては、連長を助けて彼等を階級的自覺ある戰鬪員たらしむべきである。

17、政治指導員は法を設けて連內の一切の反道德的行爲（釀酒、賭博、姦淫、毆打罵詈、竊盜等の如し）を打破し、必要なる時は團政治委員に報告して解決すべきである。

18、政治指導員は行軍の時列に參加せず、又軍務を擔任せざることを得べく、連の演習の時は連長と共に出席し、大隊の演習の時は連長と同席すべきである。

19、政治指導員は常に政治部に向つて工作中に遭遇したる困難を口頭或は文書を以て報告すべきである。

20、交戰の際は政治指導員は凡有る機會を利用して紅色戰鬪員と談合し、或は新聞、小冊子、スローガン、傳單等を讀み聞かせ、戰鬪員の革命的勇氣、規律、決心を引きしめ、且つ戰區の民衆に對しては友愛的態度を持し、又俘虜に對する工作を爲すべきである。

21、交戰中政治指導員は戰線に立ち、艱苦に耐え、勇敢にして規律を守る模範者となり、その所在地點は交戰の狀況によつて決定さるべきも、連の後方に退くことを得ず。

22、政治指導員の任命手續きは別にこれを定む。

23、目前の紅軍の特殊なる狀態の下に於ては、連、排の中に政治委員を設置し得べく、その權限は政治委員と同じく工作中に本條令を執行すべきである。

B、中國勞農紅軍政治委員工作暫行條令

甲、總　則

一、紅軍中に於ける黨の政治工作を指導進行し、各個の軍人を訓練し、無產階級の團結及び共產主義教育を强化し、地方の民衆並に細胞組織に對する工作を進行援助するために、軍區、軍團、軍、師、團、步營團、獨立營、獨立作戰の營及び紅軍直屬の機關學校內に於て、最も階級的自覺あり、最も强健勇敢にして政治教育の經驗を有する共產黨員（勞働者の黨員ならば最もよし）を政治委員に任命す。（勞働者の黨員に非ざる場合は政治委員を擔任する時ま

でに少くとも二年以上の黨籍を有することを要す。）

二、政治委員は紅軍中に於けるソヴエート政權の代表たるのみならず、紅軍中に於ける中國共產黨の代表にして、政權と黨の双方を代表し紅軍中に於ける黨の政治コース及び規律の執行に全責任を負ふ。

三、政治委員は一切の軍事行動及び軍事行政を監督する權限を有す。

四、政治委員は黨の指揮を受け、一切の軍事行政當局者が順調にその工作を完成せしむることを保證し、又彼等を政治教育と政治教育の工作に積極的に參加せしめ、同時に工作中に於ける彼等の威信を向上せしむべきである。

五、政治委員は革命軍事委員會、中國勞農紅軍總政治部及び直接上級政治機關の命令に基づきて工作を進行せしむべきである。

乙、政治委員の責任と權限

一、軍務と行政方面

六、政治委員は軍事指揮員と共同して當該部隊の教育と訓練指導を實施するため、

A、部隊の戰鬪力と規律の向上、强化の工作に積極的に參加し、

B、軍事當局者の政治工作人の工作の詮考檢察に參加し、工作人の任命及び異動命令に署名し、

C、一切の作戰、動員、教育、檢察、計畫と命令の作製起草に參加し、その命令に署名し、

D、以て反ソヴエート政權の行動を防止し、又斷固たる處置を以て、術策や經濟的手段を用ひて該部隊組織の破壞を目的とする分子を一掃すべきである。

七、政治委員は政治方面に於て單獨に布告を發する權限を有す。

八、政治委員と同級の軍事指揮員との間に爭を起したる時は、政治委員は軍事指揮員の命令を停止する權を有するも、その爭ひの事情を詳細に上級機關に報告し、上級の指示未だ到着せざる以前に於ては、軍事指揮員は政治委員の意見によつて事を處理し、同時に軍事指揮員も上級に向つてこれを提訴する權利を有す。

九、部隊の人員中（軍事指揮員より戰鬪員に至るまで）革命或は軍隊組織の破壞を目的とする行動をなすものあらば、政治委員はこれに對し革命法律を執行する權限を有す。

二、黨務と教育方面

十、政治委員は紅軍中に於ける中國共產黨の全權代表にし軍隊中に於ける政治會議の固定主席とす。

十一、政治機關を有する部隊中に於ては政治委員は該政治機關の主任を兼任す。

十二、政治委員は左の目的及び方法により該部隊中の黨の政治工作を指導すべきである。

A、政治委員は政治的認識、行動、規律の上に於て須らく民衆の模範となること、

B、課内及び課外作業の進行を指導監督すること、

C、該部隊中の全軍人を吸收して政治と政治教育の工作に參加せしむること、

D、紅軍中の社會的團體（互濟會、反帝同盟の如し）の工作を指導監督すること、

E、紅軍大衆のソヴエートの一般公民生活（ソヴエートの選擧の如し）への參加を指導すべし。

十三、政治委員は紅色戰鬪員大衆と密接なる關係を結び、彼等の間に反道德又は一切の不滿足なる現象の發生を防止

すべきである。

十四、政治委員は黨支部及び部隊の經濟方面に注意し、指揮員が戰鬪員大衆及び下級指揮員の援助を得るやう保證すべきである。

十五、支部の決議が黨のコースに反し、紅軍の戰鬪力を阻害するが如きことある場合は、政治委員はその執行を停止する權を有す、但しその場合は必ず其旨を上級に報告すべきである。

十六、政治委員は紅軍政治機關と地方黨部の互助關係條令に基き、その必要に應じ、地方黨部、青年團、ソヴエート區の工會、貧農團と密接なる關係を結び、彼等と工作配置を商議すべきである。

丙、政治委員の黨に對する責任

十七、政治委員は部隊中に於ける黨の一切の工作に關し上級政治機關に對して完全に責任を負ふべきである。

丁、政治委員の組織への隷屬

十八、政治委員の一切の行動は上級政治委員に直屬し、軍事方面に於ては上級軍事指揮機關に服從すべきである。

十九、全國各軍區、各軍團、革命軍事委員會及び軍或は師の政治委員の下級政治委員に對する一切の命令（政治工作人員異動等に關する）は、全國總政治部、軍團政治部の如きその所屬機關の承認を得べきである。

戊、政治委員の異動、任免、檢擧に關する手續

二十、政治委員の任免、檢擧に關する一切の事項は全國革命軍事委員會の命令に依つて執行すべきである。

連長政治指導員組織系統表

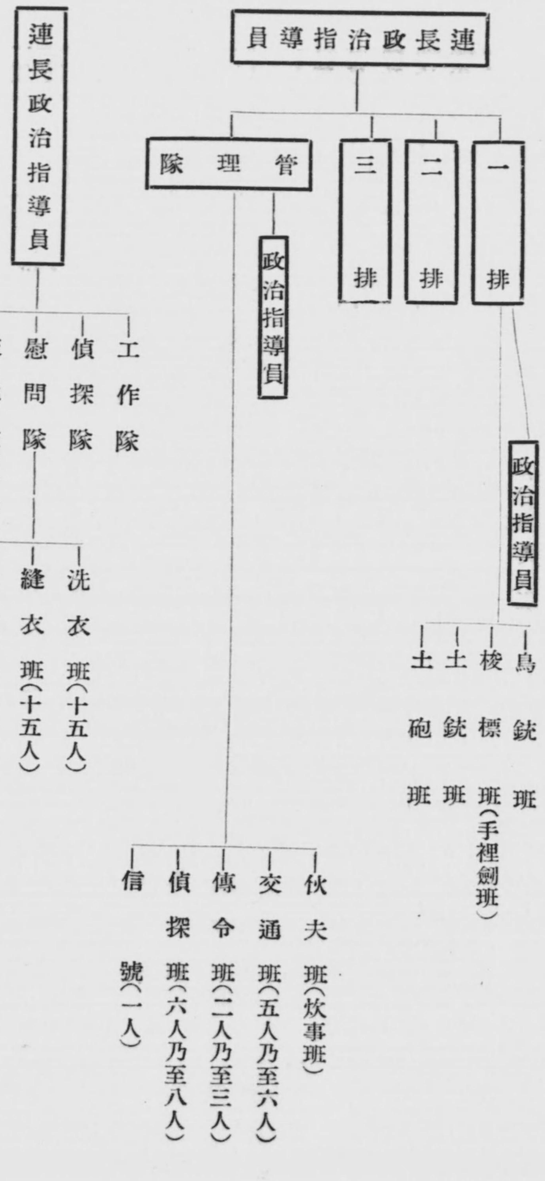

團長・營長政治委員會組織系統表

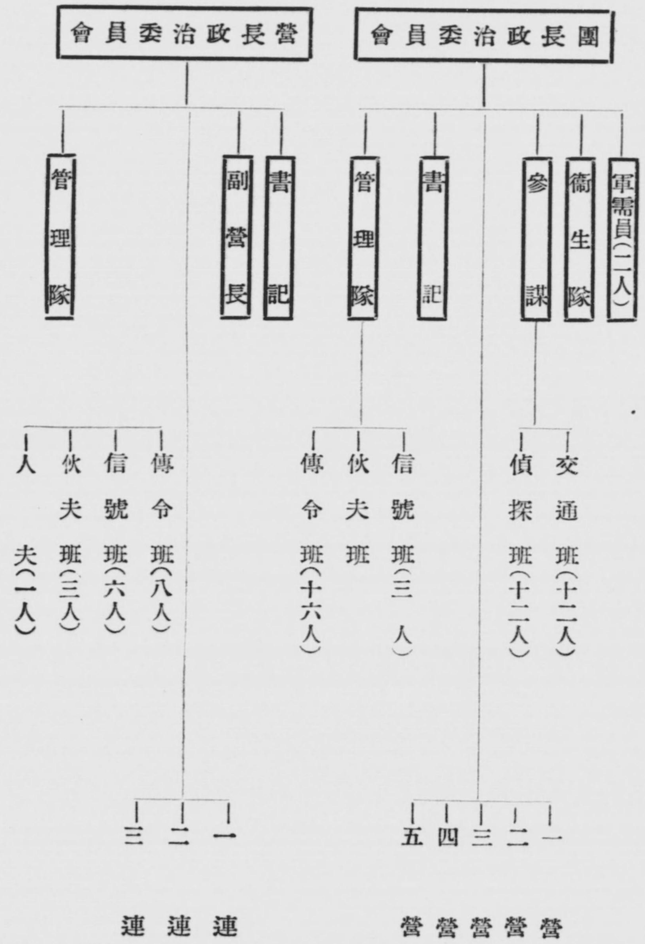

師長政治委員會組織系統表

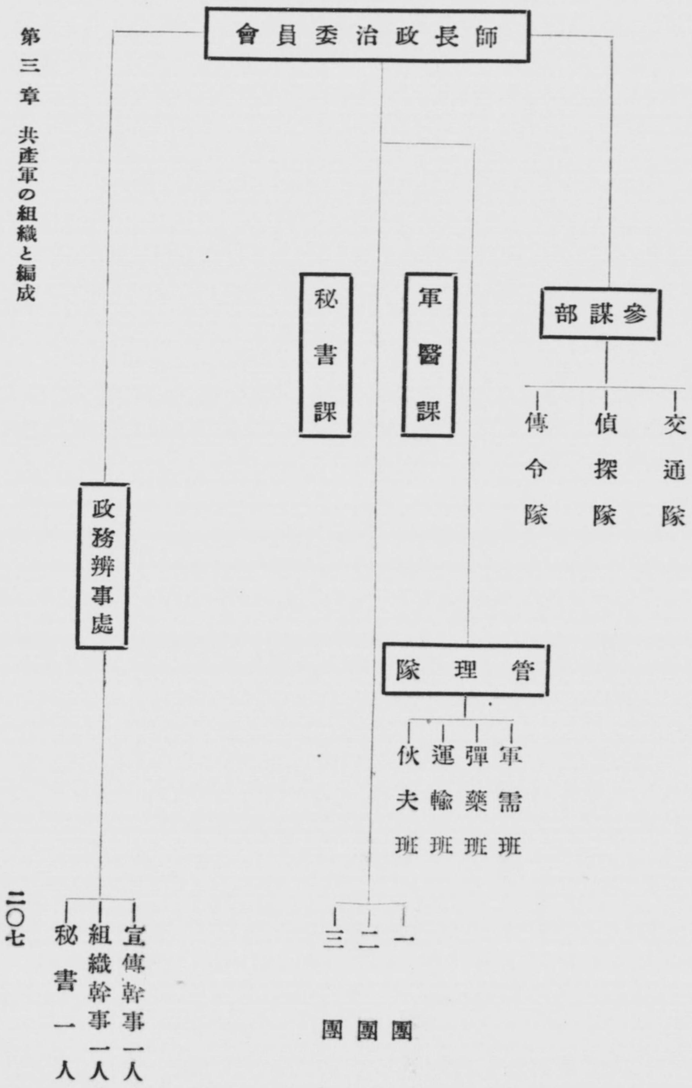

第三節　共産軍の戰術

抑々支那共産軍は、國民黨、國民政府、軍閥、官僚と地主、ブルジョアジーを打倒してソ區政權を鞏固にし、又ソヴエート區域を擴大するを以て、其の任務としてゐるが、此の任務遂行のための戰略戰術は、所謂『整を化して零となし』(分散主義)、『零を集めて整となす』(集中主義)を以て其の原則としてゐる。此の意味は、『整隊(大部隊)となつては分散し、分散しては整隊(大部隊)となる』といふことであつて、即ち所謂パルチザン戰法である。

更に之を具體的に說明すれば、敵進み來れば我退き、敵退けば我進み、敵駐屯すれば我之を擾亂し、敵疲るれば我之を攻め、東に聲を擧げて西を擊ち、所謂魏を襲うて趙を救ふの方式である。卽ち政府軍が攻擊する時には、分散して小道より逃竄し、武器を埋藏して、國民黨軍が本式に共産軍と交戰する時を待つて左右前後より大擧擾亂し、以て國民黨軍を狼狽せしめ、その陣地を動搖攪亂せしむるのである。

今、國民政府側の資料に依り、これ迄彼等を惱ました共産軍の右戰略原則に依る具體的戰法の例を擧ぐれば左の如し

一、黑山襲擊　輕裝武裝隊を國民黨軍に向つて放ち、四方より之を襲擊し、或は高山に火をつけ、或は大聲を擧げて吶喊して國民黨軍に恐怖を與へ、以て奔命に疲れしむ。

二、國民黨軍後方の遮斷　國民黨軍が必ず通過すべき地に大軍を潛伏せしめ、不意に出でてその後方を遮斷する。

三、麻雀陣　國民黨軍が必ず通過する要隘の地に散兵を四方に放ち、そこをを通る頃合を見て同時に攻擊する。

四、實を避けて虛を擊つ　國民黨軍の主力を避けて其の小部隊のみを睨ふ。

五、打圈子　國民黨軍退けば共産軍進み、共産軍退いて國民黨軍を誘き寄せ、國民黨軍東に進めば共産軍は西に去りて國民黨軍を翻弄し、以て國民黨軍の共産軍攻擊を不可能ならしむる。

六、爬山主義　國民黨軍の攻擊を受けた際、共産軍は直ちに山林中に潛入して隱れて仕舞ふ。國民黨軍は地理に不案內の爲めと共産軍の潛伏とを恐れて敢て追擊し兼ねるに至る。

七、交通、通信の破壞　電柱を切斷し、橋梁を破壞し、道路を毀ち、國民黨軍の傳令を逮捕する。

八、疑兵を設く　晝間四方の高山に紅旗を立て、或は不意に發砲し、國民黨軍をして其の虛實に迷はしめ、以て其の前進を躊躇せしむる。

尙ほ此外、金錢や美女を以て國民黨軍の將兵を誘惑する方法を採用して、大いに國民黨軍の切崩しに成功を收めた。

註　本節は『光明之路』第一卷十二期及び滿鐵の資料による。

第四節　共産軍の武器

一般に支那共産軍に就いて抱かれてゐる疑問は、『彼等が一體何處から武器彈藥を手に入れるだらうか』といふことである。此等の疑問に關し、アグネス・スメドレー女史は、その著 "China's Red Army Marches" の中に於て、『支那の共産軍は一挺の小銃と雖もロシアから供給されたものではなく、總て討伐軍から身を以て奪取したものである。そして一挺の小銃には、一人の生命が、一臺の機關銃には少くとも百人の生命が失はれてゐるのである。(『國際評論』第三卷第十一號所載『書架』より)

と述べてゐる。又北平『晨報』所載『中國共産黨の組織』（支那要人執筆の海外宣傳雜誌"People Tribune"より轉載せるもの）中には、

『共産軍の武裝は極めて粗惡であり、各兵に小銃が行亙つて居ないばかりでなく、彈藥も亦非常に缺乏してゐる。共産軍は一個所の海港も支配してゐないから、如何なる軍需品も武器も輸入することは不可能である。一般に言はれてゐる所では、彼等の武器の三割は一九二七年共産軍に投降して來た政府の軍隊からと、共産軍に合流した土匪によつて供給され、二割五分は支那に於ける各地の外國租界で購入し、二割は各地の住民より沒收或は徵發し、一割はソ區内の製品、一割五分は其他各方面から得たものである。』

と言つてゐる。（民國二十三年三月八日前掲『晨報』より）

又共産軍側の報告に依れば、過去五回に亘る國民黨軍對共産軍の戰鬪中、共産軍の捕獲せる兵器數は、左の如き數に上ると述べてゐる。（中山耕太郎著『新支那讀本』一一五頁――一一六頁による）

1、第一、第二、第三回討伐戰に於ては、機關銃、小銃、合計四萬四千を捕獲した。

2、第四回討伐戰に於ては、小銃五萬四千六百挺、飛行機二臺、大砲二百九十門、無線電信機五臺を捕獲した。

3、第五回討伐（一九三一年一月より六月迄）に於ては、小銃六萬二千九百三十一挺、輕機關銃六百二架、重機關銃七百二十六架、短銃八百七十四挺、無線電信機十臺、迫擊砲百三十八門を捕獲した。

これに依つても、共産軍の兵器はその大部分は分捕品であることが判るのである。斯くの如く共産軍は武器の補充を掠奪に依つて得てゐるが、就中彈丸と彈藥には極度に困窮してゐる模樣である。その爲め、共産軍は、ソヴエート區の中心地には、極めて不完全ながらも兵工廠及び火藥廠を設け、殊に江西省の如きは、小鑛山が多い爲め、その鑛産を原始的方法で精鑄し、土砲、刀、槍、銃砲彈等を製造してゐる模樣である。（ソヴエート區工作報告書による）これに關し、又同報告書は、

『江西東北ソヴエート區の横峯縣の葛源にある中央兵工廠の如きは、既に一三六名の從業員を有し、毎日五萬發の彈丸を作つて居る。その彈丸は比較的優秀であるが、只永く保たない缺點がある。それは白硝の原料が不足の爲め、黑硝を用ひるからである。』

と述べてゐる。

又此外共産黨側の報告によれば、ソ區内に於ける民間の鍛冶屋で製造せる小銃や銃砲彈が可成り多く使用せられてゐるとの事である。

第四章　國民政府の共産軍討伐

第一節　討伐戰の經過

國民政府は今日迄に前後五回に亘り大規模に共産軍討伐を行つて來た。以下今日迄の大體の經過を見るに、

第一次討伐　民國十九年(一九三〇年)十一月開始、第十八師張輝瓚の部隊を主力とし、湖北、湖南、江西三省の全軍を動員して討伐に向つたが、却つて共産軍の猛擊を蒙り、翌年一月、失敗に歸して中止す。

第二次討伐　民國二十年(一九三一年)三月開始、時の軍政部長何應欽總司令となり、三師を率ゐて共産軍の根據地たる江西省山岳地帶の掃蕩に向つたが、五月共産軍の逆襲に遭つて退却の已むなきに至り失敗す。

第三次討伐　民國二十年(一九三一年)七月、蔣介石自ら總司令となり、三十萬の軍隊を動員して江西に向ひ、『政治と軍事の竝行』てふスローガンを掲げ、王安石の保甲制度を採用して共産軍に當つたけれども、途中、長江の大水害、續いて滿洲事變勃發の爲め、九月中止の餘儀なきに至り、結局失敗に歸す。

第四次討伐　民國二十一年(一九三二年)四月、上海事變の停戰協定成るや、蔣介石は直に第四次討伐の計劃を樹て、六月廬山に剿匪會議を開き、新戰術として、地方當局と農村自治支配者の協力の下に保甲制度を實施することを命じ、各縣長をして民團並に自衞軍を組織せしめ、特に編纂させた『曾胡治兵語錄』を分配し、太平天國革命に示された曾國藩、胡林翼と同じ成績への精進を誓はしめた。かくして約六十三萬の大軍を以つて進攻し、十月中旬迄に鄂東、鄂中、鄂南の湖北三區を略ぼ擊破するを得、蔣は十一月末南京に歸つた。此の討伐の成功した主なる原因は、前記の新戰術に因るよりも、ソヴェート區內に喰ひ入つてゐた、A・B團(アンチ・ボルセヴキク)の反共的內應に基因してゐる。

第五次討伐　民國二十二年(一九三三年)一月二十七日、蔣介石は南昌に赴き、二月中旬、江西、福建、廣東、廣西四省の全軍を動員して、江西共産軍主力の擊破を命じ、自ら總司令となり、陳濟棠を四省剿匪副司令に、白崇禧、余漢謀、蔡廷楷を夫々左、中、右各路總指揮に任じたが、廣東、廣西、第十九路軍共に、積極的行動に出でず、僅かに省境方面の防禦に任じてゐるに過ぎなかつた。かゝる間に、日本軍の熱河討伐となり、長城線、平津地帶亦急を告げるに至つたので、剿匪工作は一頓挫を來すに至つた。降つて熱河討伐も一段落を告げ、五月末停戰協定が締結せられるに及び、蔣介石は再び南昌に出動した。併し、蔣は從來の苦い經驗に鑑み極めて愼重なる態度を以て、急速に軍事行動を起さず、軍の配置、武器の充實、軍用品の調達、兵士の訓練等に數ケ月を費し、獨乙のフオン・ゼークト將軍以下數十人の獨乙軍人を軍事顧問とし、十數臺の飛行機を利用し、且つ從來の軍事一點張りを廢して『軍事七分、政治三分』の新方略を採用し、かくて國民政府の威令の及ぶ所の殆ど總ての軍隊が動員され、蔣介石直系のみでも約六十萬に近い大軍が動員されたが、一方共産軍も熱河問題解決後、中央軍が大擧攻擊し來ることを豫想し、福建方面へ進出して、同方面の備へを固めると同時に、全ソヴェート區から壯丁や物資を徵發して長期抵抗の準備を整へてゐた。偶々昨年末に至り李濟琛、第三黨、十九路軍等の福建獨立運動が勃發したため、剿共計畫は多少頓挫したが、重大な

る時期に直面してゐることを自覺せる蔣介石は、遂に福建の武力討伐を決意し、本年初頭、容易にこれを解決するや、三月蔣鼎文を廣東に送つて陳濟棠との協力剿匪に就て協議せしめた。その結果、廣東側も從來より積極的に動くことゝなつたが、それ以來各戰線の討伐も漸次活況を帶びて來たのである。更に四月一日には南昌で剿匪軍事會議が開かれ、討伐は愈々第二期には入つて本格的となつた。かくて四月以來各戰線に於て、共産軍の重要なる根據地が續々中央軍の手に恢復され、討伐は相當効果を收め、十一月十日遂に共産軍は首都瑞金を放棄し、豫定の西遷行動を開始し、第五次討伐は玆に一段落を告げるに至つた。今回の討伐に於て中央軍が採つた策略は前述の如く極めて用意周到なるもので、共産軍に隙を與へ、或は共産軍に乘ぜられるやうなことを極力廻避した。卽ち討伐と道路構築を並行せしめて前線と後方の聯絡を密にし、又所謂穩紮穩打主義（ぢり〳〵攻擊する方針）を採つて一歩々々前進し、以てソ區を縮少し、更に共産軍に飛行機、重砲等のないのに乘じて、至る處に碉樓（高いとりで）を構築し、（卷頭寫眞第五頁參照）防禦を鞏固にして、共産軍の進擊を不可能ならしめたのである。中央側では之を穩紮穩打戰略、碉堡防匪、交通清匪政策と呼んでゐるが、これは共産軍の策略たる「化整爲零」に對するものである。「化整爲零」は大部隊を瞬時にして分散し、中央の虛を衝く策略の謂ひであるが、今日迄討伐軍はこの共産軍の神出鬼沒の作戰によつて幾多の苦い經驗を嘗めてゐるので、今回は石橋を叩いて渡るやうにして前進したのであるが、この穩紮穩打が今回の討伐に於て大なる効果を齎らしたことは事實である。天津大公報記者は蔣介石、北路軍總指揮顧祝同及びその他の要人と會見後、剿匪が勞多くして效少きは、（九・六・二二『滿洲日報』より）

一、官兵が剿匪に對し正確なる認識をもたず、從つてその犧牲となる事を願はないこと、例へば熱河戰爭の際に於て、前線將士皆共産軍討伐を放棄して紛々として北上抗日を請願した如きその一例である。

二、官兵が動もすれば匪軍の遊擊戰爭に乘ぜられること。

三、匪軍の組織嚴密なるに引換へ、官軍の相互聯絡が不充分なること。

の三ツの原因に基くと述べてゐる。これは別に耳新らしいことではないが、此等の中央軍の弱點が今回の討伐に於て、莫大なる軍費、雲霞の如き大軍及び前述の策略によつて或る程度まで掩護されたのであらう。その結果、さしも强大を誇つた江西福建のソヴェート區域も漸次縮少され、遂に瑞金放棄の一原因をなしたのである。（瑞金の放棄が主として經濟的原因に在ることは後述する通りである。）

第二節　共産軍討伐に對する方策並に施設

蔣介石は、共産軍を剿滅するには、普通一般の作戰を以てしては、到底効果を擧げ得るものでないことを經驗し、第三次討伐では、王安石の保甲制度を採用したが失敗し、第四次討伐では、長髮賊の亂（太平天國革命）當時、曾國藩の獻策によつて清朝が採用成功した剿匪計畫に倣つて相當の結果を收めたことは前述した通りである。それに依れば、

『各縣毎に五百名の國民義勇軍を組織し、政府は各縣の長老を撰んでその指導に當らしめ、此等の義勇軍は、政府の任命せる經驗ある教官より軍事教練を受け、武器は政府より補給する、五縣を以て一防衞團を組織し、共産軍の小部隊が現はれた時には、先づ當該縣の義勇軍五百名がその掃蕩に任ずる、大部隊の襲來に對しては、五縣の義勇軍が統一防禦線を布き、協力して討伐に努むべく、二千五百名の武裝義勇軍が立ち所に集中し得る樣に立案されたものであ

『る。』

又一方、各省政府に訓令して各戰略地區を結ぶ自動車道路を建設せしめ、各省毎に政府軍四個師を警備軍として駐屯せしめ、共産軍の强力部隊が現はれて義勇軍の手に餘る時は、自動車道路によつて政府軍が直に急行し得るやうにした。

此の訓令によつて、一九三二年十一月三日漢口の剿匪總司令部に於て、湖北、湖南、河南、安徽、江西、浙江、江蘇の七省の代表と參謀本部及び全國經濟委員會が一週間に亘つて會商を遂げ、該七省に亘つて總計十一幹線、六十三支線、延長二萬一千哩に及ぶ尨大な剿匪道路を築造することに決定し、一九三五年十二月末全部完成の豫定を以て着々工事進行中である。然るに、此の道路建設を命ぜられるや、各省はその經費捻出に藉口して幾多の附課稅を課したり、或は公債を發行したりした爲め、只さへ苛斂誅求に苦しんでゐる民衆は、其上又負擔が重つて、却つて民衆を困窮に陷れてゐる有樣である。

續いて今次の第五次討伐に際しては、右の外更に前に述べた『軍事七分、政治三分』の新方略に基き、左の如き政策並に施設を行つた。

一、共産軍首腦部捕殺に關する賞典令の發布（例へば、朱德、毛澤東を擒つた者には各十萬元、首をとつた者には各八萬元、賀龍を擒つた者には八萬元、首をとつた者には六萬元を與ふ）

二、收復地區に於ける清鄉善後委員會の組織、（各種團體の統一を圖り、同地區壯丁に對し軍事訓練並に工作要領を修得せしめ、同地區駐屯軍と漸次接收交代せしめ或は各地間の連絡に當らしむ。）

三、ソヴエート區域潰滅を目的とする秘密工作員の養成、

四、食鹽を初め、食物類、軍用材料、衞生材料等に重きを置く經濟封鎖の厲行。その『匪區封鎖條例』及び『食鹽購買條例』は左の如し。

甲、匪區封鎖條例

凡そ赤匪竄踞の地にして、未だ肅清を告げざるもの、及び匪區に隣接せる地區は、均しく『隣接匪區』となし、封鎖物品類を規定すること左のごとし。

1、食物類　穀米、麵、鹽、麥、荳、乾蕎、家畜等これに屬す。

2、軍用材料類　銅、鐵、鉛、硝石、石炭、石油、アンチモニー、電氣材料等これに屬す。

3、衞生材料類　診療上必要なる各種藥品等これに屬す。

隣接匪區の各縣區に對しては、行政督察專員より各縣に命令し、更に各區公署にも夫々命令を發し、糧食管理委員會を設立して、食糧の調査、配給等の事項を辨理せしめ、以て物資の匪區に流入するを免かれしむ。

乙、食鹽購買條例。

1、本條例は共匪區を封鎖し、食鹽の公賣を實行することを事を以て目的となす。

2、食鹽を購入せんとする者は購買證を持參するを要す。

3、各戸の人員及び每期の食鹽購入量は甲長（保甲團）を經由して保長（保甲團）の審査を得るを要し、任意に增減するが如きことあるべからず。

4、各人每日使用する食鹽は三匁とし、小兒は其の半量とす。

5、食鹽購入期は各村巡環とし、半ケ月を一期とす。
6、公賣所は購鹽證に依つて食鹽を發賣し、月日上に捺印して發賣の證となす。
7、購鹽證は他人に貸與或は轉賣することを得ず。
8、購鹽證は四ケ月毎に取替へるものにして封鎖期間中これを使用す。
9、購鹽證は縣政府の捺印に依つて効力を發生す。

五、ソヴェート區域出入の郵便、電信の受理、轉送禁止、並にソ區との交通禁止。
六、共產軍に對する懐柔作(剿匪區內投降赤匪招撫暫行辦法、赤匪俘虜處理辦法、及び投降俘虜收容條例の制定等)の積極的實施。
七、土豪劣紳懲罰條例の實行。
八、共產軍討伐に關する標語宣傳の作成並に撒布。その例左の如し。
1、抗日の障碍は赤匪だ。
2、抗日力を消耗するのは共匪討伐だ。
3、赤匪討伐を完了し全力を擧げて抗日に轉ぜよ。
4、剿匪協助之を仁と謂ふ。
九、碉樓(高いとりで)をソヴェート區域との境界地帶到る處に建立して防禦を嚴にする。

第三節　共產軍討伐と南京政府の矛盾

六、七十萬の大軍を動員し、精鋭なる近代的武器や飛行機を利用して討伐に從事して來た國民黨軍が、兵力は勿論、裝備の點に於ても問題にならぬ程劣つてゐる共產軍を、擊滅し得ないばかりか、却つて往々にして擊破せられることさへあつたのは果して何が故であらうか?それは勿論共產軍が思想的に指導せられてゐることも大きな原因ではあるが、南京政府の側から見れば、大體左の如き理由に基いてゐる。

一、討伐軍の內在的矛盾と分裂、國民政府の立場から云へば、先づ何を置いても、全軍協同一致、共產軍討伐に全力を盡して懸るのが目下の急務である。さればこそ、『抗日先剿匪』と言つて、日本を打倒するにも先づ共產軍討伐が先決問題なる所以を說いてゐるのである。然るに、共產軍と言ふ共同の大敵を控へて居ながら、各軍閥內部の矛盾は依然として存在してゐる。例へば、陳濟棠は南路總指揮に就任したものゝ、只大軍を擁して福建、廣東、江西省境地方を固守し、廣東、汕頭地方を防備してゐるのみで、何等積極的に乘出さない。それは、十九路軍や中央軍に地盤を荒されることを恐れてゐるからである。又同じく十九路軍も表面は討伐を高唱してゐるが、地盤獲得を念とするのみで、積極的に出ることを肯んじない。これは單に陳濟棠軍や十九路軍のみでなく、他の軍閥とて同樣である。

次に蔣介石は常に共產軍との第一線には、傍系の軍隊を當らしめ、自己の直系軍は後方に配置して損害の少きを期するといふ狡猾な方法を採つてゐる爲め、勢ひ第一線の軍は全力を盡す氣にならない。

更に又、蔣介石直系外の灰色軍や、廣東、廣西並に湖南等の傍系軍は、共産軍討伐完了の後に當然來るべき蔣の自己軍に對する壓迫乃至裁兵を恐れて、共産軍討伐に精進することは、恰も自ら墓穴を掘るに等しいとの考へを有してゐる。かくの如きは討伐軍にとつての精神的弱點であるが、支那軍閥の立場上からすれば當然な事であらう。

以上が討伐軍の結束し得ない重大な要因であるが、而も此の内在的矛盾は、各政黨政派の政治的矛盾乃至衝突と相關聯して益々討伐の進行を妨げてゐる。

二、蔣介石と共産軍は共存共榮の立場に在る。

これは一見甚だ奇妙な論であるやうに見えるが、事實である。即ち蔣介石は初め共産軍の危險を宣傳し、此の發展を最も恐れる民族ブルジョアジーたる浙江財閥から、共産軍討伐費として數億の金を搾り、それによつて、自己直屬軍の兵器改良、新兵器充實、飛行機、タンク等の買入れを行ひ、今や彼の直屬軍は他の如何なる軍隊とも比較にならぬ程の優秀なる兵器を持つて居る結果となつた。そこで蔣としては、全力を擧げて討伐を行へば、共産軍を撃滅すること必ずしも難事ではないであらうが、一擧に之を潰してしまへば、その後に必然的に來るものは、裁兵問題、延いて軍費の要求が出來なくなることである。だから常に八分の餘裕を殘しながら討伐してゐる。これから言へば、蔣介石は常に浙江財閥の恐れる共産軍を前に廻して戰つてゐるといふことが、自己の勢力保存には最も都合の好いといふことになるのである。蔣にして既に斯くの如き立場に立つてゐる以上、何時迄經つても、徹底的に討伐し得ないのも、亦當然である。

第五章　共産軍による被害狀況

日清戰爭や濟南事件等に於て、支那兵に殺害された日本兵士の死骸を檢べた處が、目を刈り、鼻を削ぎ、耳を切り、腹を割いて泥を詰め、足を樹枝に縛つて倒懸した慘狀が發見された。當時日本では彼等の日本に對する敵愾心の餘勢と思ふて居たが、其後に至り此の殘虐は他民族に對してのみならず、彼等同胞の間にも頻りに行はれてゐる事が判つた。例へば、支那の内亂の際に於ける各軍閥の虐殺振りは、世人をして實に目を掩はしむるものがある。殊に共産軍のそれは、階級的反感も加はつてゐる爲めより一層慘虐性を帶びてゐる。就中かの長沙暴動（第三表參照）の際に於けるが如き、或は廣東暴動（虐殺二千三百二十餘人、財産損害三千萬元）に於けるが如きは、到底常人の考へ及ぶ可からざる程のものであつた。支那人が所謂『殺人放火』を以て共産軍の別名かの如く思つてゐるのも亦故ありと言ふべきである。

由來革命は動、反動の何れなるを問はず、多くの犧牲者を出すことは東西古今の例であり、又戰時等に於ては何れの文明國人も敢て兇暴振りを發揮するもので、獨り支那人のみではないが、支那に於けるそれは、支那人獨得の殘忍性と共産主義思想に培はれた國民黨關係の軍閥官僚やブルジョアジーに對する階級的反感が加はつて、他に例を見ない殘虐性と破壞性とを發揮する外、支那兵特有の掠奪を行ふを常としてゐる。然らば此種共産軍の犧牲となつた人的並に物的の損害は幾何の多きに達するかは、全國的の統計資料は全然見當らないけれども、個々に或は部分的に發表された材料

に依つて、その概略を示せば左の如くである。

但し材料は何れも國民政府關係より出たものであるから針小棒大な點もあり、更に又、被害は必ずしも共産軍のみに依るものでなく、共産軍と政府討伐軍との干戈の結果受けた被害もその中には當然含まれてゐるべきものと考ふるのが至當と思はれる。

第一表　湖南、湖北、江西三省に於ける被害狀況

項目	江西省（註一）	湖南省（註二）	湖北省（註三）	總計
虐殺されし者	一六、〇〇〇名	八、〇〇〇	二六四、五二	五三九、五二名
避難流浪者	二、一〇〇、〇〇〇名	五、七三、〇〇〇	九四六、二一四	八八三、二一四名
家屋燒失數	一〇〇、〇〇〇戶	二一〇、〇〇〇	三一〇、九四三	五三〇、九八八戶
財産損失見積額	六三〇、〇〇〇、〇〇〇元	三〇、〇〇〇、〇〇〇	四七七、〇三二、八〇元	一、四七七、〇三二、八〇元
行方不明の者	不明	不明	七、三〇七名	—
損失額	三六、〇〇〇、〇〇〇餘	不明	不明	—

更に湖北省に於て、共産軍の厄に遭つた被難民に就て、政府の主管機關が調査せる結果を民國二十一年（一九三二年）末發表したが、それに依れば、その當時を溯る數年來の被難民數は左の如くである。

第二表　湖北省に於ける被害狀況【註四】

縣名	該縣の被難民數	該縣より他縣に遷入したる被難民數	他縣より該縣に遷入したる被難民數	合計
成寧	五五、〇〇〇	二八、〇四〇	二、九八〇	八六、〇二〇
黃陂	二、六九〇	四五、二、四〇八〇〇	一、五五〇	五七、二〇〇
保安	四、〇〇〇	九、〇八〇	一、八〇〇	一、二、一、一六〇
長天	—	一三一〇	一、一〇〇	八、四五〇
耶巴	—	八	一、一六〇	一、五〇〇
宜荊	一、一、一、二〇〇	一、二、五、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇
興當	一、六、〇〇〇	二、五、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇
應京	二、二、四五八〇	一、二、八〇〇	一、一、一、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇
松黃	一、一、五〇〇	一、一、五〇〇	一、一、一、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇
棗江	—	九九四、六〇〇	一、五、〇〇〇	一、五、〇〇〇
黃大	—	九九四、五〇〇	一、五、〇〇〇	一、五、〇〇〇
通漢	一、一、一、〇〇〇	二、二、四、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇
雲崇	一、一、一、〇〇〇	二、二、四、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇
新陽	一、一、一、〇〇〇	二、二、四、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇
水川	一、八、五五〇	一、二、四、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇
夢陽	二、〇〇〇	一、二、四、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇
梅康	八、四九二	一、二、五、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇
陽門	一、二、一、〇〇〇	一、二、五、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇
縣東	七、一、六〇〇	一、二、五、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇
城門	五、二、〇〇〇	一、二、五、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇
山陽	七、四五八〇	一、二、五、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇
城山	二、五、〇〇〇	一、二、五、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇
滋岡	九九四、六〇〇	四五、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇
陽陵	九九四、六〇〇	四四、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇
陂冶	二、四四、六〇〇	五、七、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇
城川	—	一、一、一、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇
夢陽	一、一、一、〇〇〇	二、二、四、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇
水五	一、一、一、〇〇〇	二、二、四、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇
五二	八、四九二	一、二、五、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇

總計	漢口	公安	斯濟	虞川	利鄂	鄂城	南化	南漳	武昌	穀城	武豐	孝感	安陸	孝陽	漢城	麻山	通山
三、〇二〇、四〇五	一七〇	五六、四〇〇	三六六、〇〇〇	二五〇、〇〇二	一四二、八五二	二四	二、五六	一、五〇	二、〇〇	一二、〇〇〇	七、七二九						
六八九、三九〇	五〇九	七、八二五五	一、一五五	七、五三六〇〇		五					二、七六四						
三三三、七六四	六、八二二	一、二七〇	四〇〇四六六	一、五〇〇	四六〇	九、七九九					八、〇五四三						
四、〇四三、五五九	六、八二二〇	一、四九六二九五	六、一三六七、八一	二五〇、八二〇	一五一、八五二	九、八〇四					二九、〇三六						

第三表　長沙暴動（民國十九年七月末）の被害狀況【註五】

類別	總計	在留外人家屋建物	民家及び旅館店	商學校	公共建築物	政府機關
被害個處	二、二八	四八	二、一八	七	五二	八二
殺害されし者	二三五	四	九三	四		九九
負傷者	三三		四	二		八
行方不明	一八		七	八		三
財産損失額	七、三〇七、一三七・七三	六〇〇、九	六、六四九、四	一、七六一、四四四	三六、一五一・四	一二、三五九、五七七・元〇〇

被害狀況を示せば左の如くに上つてゐる。【註六】

更に民國十六年（一九二七年）より民國二十三年初頭に至る七ヶ年間に於ける內亂（主として共産軍對國民黨軍）に因る

第五章　共産軍による被害狀況

省名	合計	湖南	江西	湖北	河南	安徽
死者	一、四九五五四六七	六、八二二	一、二七〇	二四六六五一	八〇四、四三六	一七〇、二七〇
逃亡者	九、五五五六一四	五、七九三、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	九四六、一一四	五三七、〇四〇	一七九、四六〇
損害額（單位千元）	一、六〇〇、九五七	六四、一四九六二九五	三〇〇、〇〇〇	四七七、〇〇〇	一二六、〇五七	四七、八六七

此外統計になき福建、廣東、四川其他各省の被害をも合すれば莫大なものに上るべく、歐洲大戰の慘劇に次ぐ最大悲劇、人間地獄が東洋の一角、而も我が隣國たる支那の中原に容赦もなく行はれてゐる。そして又、支那に於ける共產主義運動に因る斯くの如き慘禍は、獨り支那國民の消長に關するのみならず、東洋民族延いては世界人類に對する戰慄すべき挑戰と云はねばならぬ。

註一　1、民國二十年五月南京に召集された國民會議に於ける當時の共產軍討伐總司令何應欽の報告による（同年五月十三日南京『中央日報』所載）
2、民國二十年五月以前數年來の統計である。

註二　1、前掲報告並に東京日日（昭和七年八月十八日）による。
2、民國十九年七月末の長沙暴動より民國二十一年五月迄の統計。

註三　1、前掲報告並に東京日日（昭和七年八月十八日）による。
2、民國二十一年一月迄の約二ヶ年來の統計。

註四　大阪對支經濟聯盟編『サ聯邦と支那滿洲の共產運動』第五一八——五二〇頁。（但し、數字及び見出の誤りは筆者之を訂正して置いた）

註五　『劇共半月刊』第七第八合刊號による。

註六　一九三四・一・一九『上海ノース・チヤイナ・デリー・ニュース』紙による。

第四編　ソヴエート區域の現狀

第一章　支那ソヴエート政權の發展過程

第一節　支那ソヴエート政權樹立問題と二つの見解

最初に支那にソヴエートを樹立することの必要を提議したのは、支那革命の指導者の一人であつたミフのやうに見受けられる。一九二六年十一月三十日、コミンテルン執行委員會中國委員會に於てなされたスターリンの演說『支那革命の展望』には、次の如く述べられてゐる。

『同志ミフは、支那の農村にソヴエート、農民ソヴエートをつくれといふスローガンが掲げられねばならぬと信じてゐる。私は信ずる。それは一つの誤謬であると。同志ミフは先を急ぎ過ぎてゐる。支那の工業中心地に包圍されてゐては、農村にソヴエートを作ることは出來ない。然るにソヴエートを組織する問題は、支那の工業中心地に於ては、今しばらくの間は、尙ほ當面の問題となつてゐない。その外、ソヴエートは全情勢との關聯以外に於ては見られ得ないといふことが考慮されねばならぬ。ソヴエート、而して現在に於ては、農民ソヴエートは、支那の工業中心地が既に堤防を決潰し、そしてソヴエートを作る段階に這入つたと假定して、支那が舊きものを破壞し、新しき權力を創造

する所の農民運動の最高の發展段階を通過するときにのみ組織され得るであらう。

支那の農民は、そして一般に支那革命は、既にこの段階に這入つたといひ得るであらうか？否、さうは言ひ得ないそれ故に、今直にソヴェートを云々するのは、發展を飛び超えることだといふべきである。今はソヴェートではなくて、農民委員會を作ることが問題にされねばならぬ時である。』【註一】

更にミフと同じく支那にソヴェート樹立の必要を提議し、而も執拗に固執して、コミンテルンに對抗したものは、トロツキー並にその一派であつた。彼等は一九二七年三月二十九日附アルスキー宛の書翰の中に次のやうに述べてゐる。

『支那に於て、何故に尙ほソヴェートのスローガンを提出しないかを私は全然了解することが出來ないことを、私は承認する。只ソヴェートのコースに從つて結成された階級勢力があつてのみ、進んで革命の新段階に適應し、舊來から繼續され來た組織と政治關係――國民黨の如き――に適應させることが出來る。國民黨が、共產黨の脫退後に、如何に組織さるべきかは、吾々にとつては第二の問題である。第一の問題は、プロレタリア政黨の獨立であり、それの都市及び農村に於ける小ブルジョアジーとの親密なる協同形態がソヴェートである。ソヴェートは、政權奪取のための鬪爭機關であり、又政權組織のための機關である。

私は重ねて言ふ。ソヴェート制を措いては革命運動を監視し組織し、又革命政權を產出する他の方法はない』と。【註二】

これを發端として、トロツキーは、『支那革命に於けるソヴェート問題』（一九二七・五・一六）『支那革命とスターリンのテーゼ』（一九二七・五・七）『未だ覺醒の時期ではないが』（一九二七・五・一九）等の諸論文に於て、卽時にソヴェートを樹立すべきことを力說してゐる。このトロツキーの見解に贊成せるものには、ラデック、ジノヴイエフ、サハロフ等がゐた。

彼等の見解が正しいか、それともスターリン、ブハーリンの見解が正しいか、これに答へるためには、吾々は先づ第一に、當時の支那革命情勢の具體的分析に關する彼等の見解の差異とその當否とを考察せねばならぬ。スターリン、ブハーリンの武漢政府の革命的役割に對する見解は次の如くであつた。

『支那は農業革命を經驗しつゝあるが故に、農業革命の勝利は亦ブルジョア民主々義革命の勝利である。プロレタリアと農民との革命的解放の勝利でもあるが故に、南京は國民的反革命の中心地なるも、武漢は支那に於ける革命運動の中心地なるが故に、武漢の國民黨を支持し、この國民黨及びその革命政府へ共產主義者が參加する――國民黨の內外に於て、プロレタリアート及びその黨のヘゲモニーが確保されるといふ條件の下に於て――ことは必要なことである。』【註三】

と。然るにトロツキー一派はこれと全く見解を異にして、武漢政府は一個の擬制であると云ひ、ジノヴイエフは武漢政府はケマルの政府であると云ひ、何れも武漢は革命の中心ではないといふ意見である。それ故に、コミンテルンは、ソヴェート問題を尙早とし、トロツキー一派はソヴェート問題を卽時に提出するに至つたのである。

かくの如くスターリンは一九二七年初頭迄は、トロツキー一派のソヴェート卽時樹立といふことには反對してゐたが頭からこれに反對してゐたのではない。卽ち見透しとしての支那に於けるソヴェート問題を初めて提出したのは、コミンテルンの方がトロツキー一派よりも遙か以前である。そしてスターリンも、

『私は支那に於ては、無條件にブルジョア民主々義革命からプロレタリア革命への過渡期に於て、勞働者、農民代表のソヴエートが作られねばならぬであらうといふ意見を持つものである。勞働者農民代表のソヴエートなくしては、かゝる推移は不可能だからである。』【註四】

と言つてゐる。コミンテルンはかくて、其後武漢國民黨の首腦部が反共的態度をとり、國共兩黨が分裂するに至つて、支那ソヴエート問題を當面のスローガンとした。而してスターリンも亦左の如くソヴエート問題を云爲するに至つた。

『二三個月前の昨日支那の共產主義者は、ソヴエートを作れといふスローガンを掲げることは出來なかつた。何となれば、それは我が反對派（トロツキー一派を指す——筆者）の得意とする冒險であつたであらうからであり、國民黨首腦部が未だ革命の敵として信用を失つてはゐなかつたからである。これに反して、今ではソヴエートを作れといふスローガンは、事實上革命的なスローガンとなり得る。若し近き將來に於て、一個の新しい有力な革命の波が高まつて來るならば……』【註五】

それでもまだソヴエートといふスローガンは、宣傳上のスローガンとなつたまでゝ、行動上のスローガンとはならなかつた。即ちスターリンは續いて左の如く述べてゐる。

『それ故に、吾々は現在までに、この波の來ぬ間に、現在の國民黨指導者に代ふるに、革命的指導者をもつてするための鬪爭と相並んで、廣汎な勤勞大衆の間に、ソヴエートの思想のための包括的なプロパガンダをなさねばならぬ。ソヴエートが力强き革命的雰圍氣の情勢の裡に於てのみ成長し得るものなることを考慮することによつて、事件の先廻りをすることなく、又現在既にソヴエートを組織するやうなことなく……』【註六】

註一　スターリン著『支那革命の諸問題』及び『中國革命論、民族問題』第三九——四〇頁。
註二　『中國革命問題』(一)第二一頁
註三　一九三一年十一月號『滿蒙』所載『中國ソヴエートの諸問題』による。
註四　同　上
註五　『中國革命論、民族問題』第一二九頁、
註六　同上第一二九——三〇頁。

第二節　支那ソヴエート政權の歷史的發展

第一項　支那ソヴエートの起源

支那革命の過程に於て、ソヴエートといふスローガンが宣傳上のスローガンとして表面に出て來たのは、第一節にて述べた如く、コミンテルンに於ては、武漢國民黨が共產黨と分離して右傾化した後である。それでも支那に於ては、單に宣傳上のスローガンとして揭げられるに至る迄すら、幾何かの期間を必要とした。龍眠氏はその著『中國に於けるソヴエート政權の發展』の中に、次の如く述べてゐる。

『一九二七年八月七日、中國共產黨は第一次緊急會議を召集した。所謂『八七會議』がこれである。この第一次會議の席上に於て、完全に國共合作の策略を放擲し、政治上に於ては、武裝暴動による國民黨統治の顚覆、勞農兵のソヴエート政權建設を決定した』【註一】

と。併しこれは氏の誤りであつて、事實は『八七會議』に於ては、ソヴエート政權の建設は決定されはしなかつたのである。今、『八七會議』の決議を見るに、農民暴動のスローガンの一として、『農村政權を農民協會の手に收むる』ことが決定されたのみで、これをもつて直にソヴエート政權の建設が決定されたものと解することは出來ない。ソヴエートのスローガンが、中國共產黨に於て採用されたのは同年十一月九日開かれた黨擴大會議（卽ち中央委員全體會議）に於てゞある。同會議の決議には次の如く規定されてゐる。

『八七會議以後三ケ月の擾亂的企圖の失敗にも拘らず、革命のかゝる部分的失敗は、黨の戰術の非妥當性の立證ではなく、情勢の新形相を詳察して、これに適應する戰術を決定することが、黨の目前の任務でなければならぬ。現下の狀勢に處する黨の一般戰術は、(一)大衆の自然發生的鬪爭に高度の組織を與へ、(二)相互に聯絡なき農民暴動を能ふ限り廣汎なる農民武裝隊に結合すること、(三)勞働階級の爆發と農民運動とを相互に聯絡協助せしむること等々である。もし農民暴動が比較的廣汎なる勝利の見込みなき場合、黨はこれをパルチザン戰爭に誘導し、暴動が一定區域內に於て比較的長期に維持し得られる場合には、ソヴエートを建設し、一切の反革命分子に對しては、容赦なき彈壓を加へ、「地主の土地を沒收し、ソヴエートに於て貧農に分配す」を、土地革命の主要スローガンとして揭げ、極力窮乏大衆を勞農の革命に參加せしむべきである。』【註二】

かくの如くソヴエートといふスローガンは十一月の擴大會議に於て、中國共產黨が革命の客觀的條件の成熟に刺戟せられて、始めて採用するに至つたのであるが、然らば支那に於て初めて實際上ソヴエートが樹立された場所と時期——起源は何處であるかと言へば、一九二七年十一月十七日、南昌暴動の敗北によつて分散した軍隊の一部が、廣東省海陸豐二縣の農民鬪爭に參加して打ち建てた海陸豐ソヴエート（その形態は兵農貧民ソヴエート）である。

その後間もなく、十二月十一日には、廣東の勞働者農民は暴動によつて、ソヴエート政權（その形態は勞農兵ソヴエートの樹立を宣言し、三日間國民黨軍隊に對抗してその政權を保持した。

かくて、海陸豐及び廣東の二つのソヴエート政權の樹立を巨大なる烽火として、支那革命は遂にソヴエート革命の段階に入るに至つた。

註一　『滿鐵支那月誌』第三九號第五一頁。

註二　滿鐵『ソヴエート聯邦事情』第一卷第五號第二三頁——二四頁。

第二項　支那ソヴエート政權建設の戰略的發展

廣東ソヴエート政權の失敗後、コミンテルンは再びその戰略を更新するの必要に當面し、一九二八年二月十五日、支那問題に關する決議をなした。それに依れば、

『コミンテルン執行委員會は、支那革命運動の一般的經驗を評價して、その經驗に基く教訓を黨支部にまで移さねばならぬことを認める。廣東暴動は支那プロレタリアがソヴエート政權を建設した英雄的試驗であり、勞農革命の發展に對して、極めて大なる作用をもつてゐる。が併し、そこに又、指導機關の若干の誤謬が暴露されてゐる。卽ち、勞農大衆の中に於ける準備活動が不充分であり、敵軍內に於ける活動が不充分であり、灰色組合員に對する態度が不正確であり、黨部及び靑年團自身に對する準備が不充分であつたこと、等がそれである。……』【註一】

かくてこの決議案は、將來の戰略に就て次の如く規定した。

『堅決にプロレタリア内の或種分子の盲動主義に反對し、準備なく組織なき都市農村の暴動に反對し、暴動の遊戯化に反對しなければならぬ。勞農の大衆的暴動をなさないで、暴動を遊戯化することは、革命を消滅せしめる正しい方法である。黨が各省に於ける農民の自然的パルチザン鬪爭を指導するには、この農民暴動が全國的暴動の勝利の出發點たり得るのは、それがプロレタリア中心の新なる革命の高漲と聯結されるといふ條件の下に於てのみだ、といふことに注意しなければならぬ。そこで黨は、自己の主要なる任務が、都市と農村との適當なる配合になる煽動を準備し隣接數省間に於ける適當なる配合による煽動を準備し、且つ組織ある、用意ある、廣汎なる範圍に亘る煽動を準備するにあるものと見なければならぬ。それが爲めには、パルチザン戰爭の偏愛に反對し、散亂し相互に聯絡なく必ず失敗を招くやうなパルチザン戰爭に反對しなければならぬ。必ず經常的に動搖することなく、農民の煽動を組織せねばならぬが、それには黨は先づ支那各省の各種異る特殊條件に注意すべきである。かゝる不同の條件は、先づ共產黨指導の下にあるソヴエート區域内に於て、評價すべきものである。且つコミンテルン執行委員會は、ソヴエート化せる地域内に於ける黨の主要なる任務は、土地革命を實行し、共產軍支隊を組織し、この軍隊が漸次に結成されて全國的な支那共產軍になるやう準備することに在る、と認める』【註二】

等々を指摘力說した。ついで一九二八年六月に召集されたコミンテルン第六回世界大會も、前記二月決議の精神を支那問題に關するテーゼ及び決議に詳細に展開してゐるが、同年七月初旬に、コミンテルンの直接の指導の下に開かれた中國共產黨第六回大會も、コミンテルンの決議に基き、支那ソヴエート政權の建設に就て、世界資本主義崩壞期に適應して盲動主義を排斥し、大衆獲得を主要任務とし、國民黨政權の顚覆、武裝暴動準備、勞農兵代表のソヴエート政權の建設を宣傳上のスローガンとして決定した。而してソヴエート政權の建設に就ては、

『反動勢力の支配は、各地に於て鞏固の程度が不平衡であるから、すべての新しい革命の高漲の下に於てのみ、革命は一省又は數省の重要省區に於て先づ勝利を得ることが出來る。』【註三】

と規定し、一省又は數省に於て、ソヴエート政權を建設し、全國的革命政權を樹立すべく準備することが、中國共產黨の當面に於ける一般戰略の根幹となされたのである。

越えて一九二九年六七月、中國共產黨は第二回擴大會議(卽ち二中全會)を開催し、第六回大會後一ケ年間の社會情勢の推移を審らかに檢討し、將來の方針を指示した。就中農民運動の指導方針に關しては、同會議政治決議中『黨の一般方針と基本任務』の項に左の如く積極的な運動方針を規定した。

一、土地革命を擴大深化すること、

大革命失敗後二年の今日、各地に於けるソヴエート地域及び共產軍の依然たる存續發展の事實は、軍閥戰爭の繼續に因ること固よりであるが、その基本的原因は、農民大衆土地獲得鬪爭の發展にある。しかして、土地革命の徹底的完成は、勿論全國勞農運動が政權獲得後に實現さるべきものであるが、しかし、勞農革命の最後的勝利なくして、一切の農村の土地革命なし、と見るのは一の誤謬である。現在の客觀的諸條件は、農民の土地革命の發展過程に於て共產軍を建設し、革命の高漲を煽動することを命ずる。故に黨は廣汎なる農民大衆の土地獲得鬪爭を積極的に誘發指導せねばならない。

二、農民に對する指導を强化し、更に計畫的に運動を進行せしむること、

過去一箇年間、農民運動の不斷の發展にも拘らず、これに對して、黨は計畫的指導を與へなかつた。すなはち農民運動の大部分は自然發生的形態を採り、それがために多くは、偏僻の地方に發展して、主要產業地域及び中心都市の周圍には極めて少かつた。かくのごときは、黨の政權奪取の任務より見て、重大なる缺陷がある。農民運動の中心的スローガンは疑もなく、地主階級の土地を沒收して農民代表會議の處理に委せよであるが、過去二箇年間の土地革命の經驗は、農村土地革命に於ける富農の反革命性を明白にした。故に今後土地革命の實踐に當つては、更に一歩を進めて富農反對を叫ばねばならない。すなはち、富農のヘゲモニーを貧農の手に奪取することは、黨にとつて焦眉の問題である。かくて黨は、農民大衆を組織的鬪爭に驅り、その武裝を擴大し、農村の階級分化を促進し、且つパルチザン戰爭の新團體を作り、ソヴエート建設の方針をもつて進まねばならない。

三、パルチザン戰爭を誘導してソヴエート地域を擴大し、共產軍を建設すること、

曩に第六回大會は、現下支那農村の諸條件に適應して、パルチザン戰爭及び自然發生的暴動中に共產軍を建設し、同時にソヴエート地域に於て、徹底的に黨の土地政策を實行することにより、ソヴエート地域を擴大し、且つ可能の限り、共產軍の組織を擴大することをもつて、支那革命高漲の主要條件の一であると指摘した。過去一年間の農村革命過程に於て自發的武裝暴動の頻發、パルチザン戰爭の擴大竝に共產軍組織の新なる發生の事實は確に看取さるゝところであるが、黨は更にパルチザン戰爭をより組織化することにより、農民革命のスローガンをより正確に實行することにより、盲動主義や放火殺人主義その他の誤れる行動を斷乎として糺正することによつて、より廣汎なる大衆の擁護を實現することができるのである。尙ほ共產軍の行動は客觀的及び主觀的條件、すなはち、軍閥戰爭の形勢、農民鬪爭の狀況、共產軍の組織的成分及びその地理的條件によつて決定さるべきもので、機械的な一般的指示を與ふべきものではない。【註四】

かくして支那のソヴエート運動は、南方に於ては著しく擴大深化し來り、スターリンも一九三〇年六月二十七日のソ聯共產黨第十六回大會の席上、支那の現狀に關して、

『支那の勞働者と農民は、既にソヴエートと共產軍を組織することによつて、帝國主義の殘忍なる軍閥戰爭惹起の事實に答へた。既にソヴエート政府が作られたといふ報告にも接してゐる。若しそれが事實としても、自分は不思議ではないと思ふ。何となれば、ソヴエートのみが支那を最後の崩壞と貧窮とから救ふものであるからである。』【註五】

と述べ、コミンテルン政治祕書處も亦一九三〇年七月二十二日附『支那問題に關する決議』の中に於て、

『支那革命運動の新なる高漲は、既に爭ふべからざる事實となり、それは右傾日和見主義的投降派、トロツキーズム陳獨秀主義其他の取消派の豫言と全然相反してゐる。』【註六】

とし、中國共產黨の進むべき方針を指示し、且つ農民運動に關して、左の如く決議した。【註七】

一、ソヴエート中央政府を組織すること

二、ソヴエート政權は、紳士、富農、半地主等の選擧權を剝奪し、農民協會をソヴエートに發展せしむること

三、ソヴエート地域內の中心問題は土地問題の解決にあること

四、ソヴエート地域內の經濟政策としては、尙早な方法を避くべきこと

五、ソヴエート地域外の勞働運動、農民運動を進展せしむること

以上の如きコミンテルンの決議は、同年九月の中國共產黨三中全會に於て接受されたのである。

これより先、七月下旬には長沙が共產軍に占領され、十日間ここに長沙ソヴエートを存立し、爾來支那ソヴエート運動は漸次擴大强化し來り、今や國民黨政權と尖銳な對立をなし、單に國民政府に對してのみならず、支那に利害關係を有する列强に對しても一大脅威を與へる程迄になるに至つた。

註一　一九三一年四月號『滿蒙』所載『ソヴエート中國の發展過程』による。
註二　同　上　**註三**　同　上
註四　中國共產黨の文獻による。
註五　一九三〇・七・三英文『インプレコル』による。
註六　中國共產黨の文獻による
註七　一九三一年四月號『滿蒙』所載『ソヴエート中國の發展過程』による。

第三節　支那ソヴエート區發展の數量的考察並にその地理的範圍

支那に初めてソヴエート區が樹立されたのは、民國十六年(一九二七年)八月、南昌で暴動を起した賀龍、葉挺の軍が、張發奎及び朱培德の國民黨軍に追はれて福建に出で、更に汕頭より轉じて廣東に出でんとして李濟琛軍に敗れた賀軍の一部が、廣東省の海豐、陸豐地方に入つて同年十一月樹立した所謂海陸豐ソヴエート區を以て最初とする。又湖南軍の朱德、毛澤東も南昌暴動後兵變を起して、湖南の江西省境山岳地帶井崗山にソヴエート區を立て、方志敏(武漢政府時代の農民組合指導者)も亦武漢を逃れて江西省東部の弋陽に走りソヴエート樹立運動に奔走した。此等の部隊は地方農民武裝隊と合流して各地でソヴエート區を作り、湖南、湖北、江西、福建、廣東の諸省には一時大小合して約六十に近きソヴエート區が建立され、而して一九二七年十二月には廣東ソヴエート事件が起る迄に立ち至つたのである。これと比例して共產軍も當初の二、三萬より漸次增大して來たので、ソヴエート區の擴大は一層進展し、一九二九年末にはパルチザン區域(その大部はソヴエート區と見て可い)が、福建、江西、湖南、湖北、河南、廣西、四川の八省を通じて約百七十三縣に達し【註一】一九三〇年五月頃には、正式のソヴエート區域百三縣【註二】同年八、九月頃には二百縣【註三】に上り、一九三一年初頭には、同年五月の國民會議に於ける共產軍討伐總司令何應欽の報告に、

『……全國に於て赤匪の災禍を被れる地方は恐らく三百餘縣に及ばん……』【註四】

と言つて、三百縣以上のソヴエート區が存在してゐる旨を報じてゐるが、併し此數の內にはソヴエート區以外にパルチザン區域も含めて、そうして全國に共產軍の被害、卽ち赤禍が如何に恐るべきかを報道して、軍費捻出の口實に利用せんが爲め誇大に報じてゐると見るのが至當であつて、政府の報告だからと言つて信ずる譯には行かない。事實顧維鈞が聯盟調査團に提出した報告書には『一九三一年七月頃の推定赤化縣數は百八十三縣に及ぶ』と述べてゐることから見て、大體此の數が事實に近いものと見て可からう。

降つて、同年十一月七日には、江西省瑞金に中華ソヴエート第一次全國代表大會を開き、中華ソヴエート臨時中央政府を樹立するに至つたが、同大會より上海の黨中央へ宛てた報告には、當時全國に於けるソヴエート區は、

一、中央區（江西省瑞金地方）
二、福建西部區
三、湖南、安徽省境區
四、湖南、江西省境區
五、湖南、湖北、江西東北區
六、湖南、湖北西境區
七、海南島區（廣東省）

の七區に上つてゐると言つてゐる。

更に一九三二年初頭に於ては、左表の如く百七十七縣のソヴエート區が成立するに至つたと報ぜられてゐる【註五】

省別	總縣數	ソヴエート縣數
江西	八一	七〇
湖南	七六	一〇
湖北	六九	五〇
河南	一一三	一〇
安徽	六〇	一〇
福建	六三	二〇
廣東	九四	四
浙江	七五	三
合計	六三一	一七七

右數字は、公平に見て過小の嫌がある。當時に於ける共産軍の發展狀況より判斷すれば、一九三〇年後半に比して減少してゐる筈が無いのである。事實當時江西省では一月中旬省城南昌が共産軍の占領する所となり（後奪回さる）、九江附近を除いた全省の大部分がソヴエート區となつて居り、湖北省も武漢三鎭が年初以來屢々共産軍の包圍攻擊に遭ひ、全省六十九縣中總てがソヴエート區化したとさへ報ぜられた程であり、其他の地域と雖も、前年の第三次討伐（一九三一年七月開始）が不成功に了つたのと、滿洲事變、續いて上海事變が起つて、討伐が頓挫したるに乘じて共産軍が隨所に活動した等の事情によつて、過小に見積つても、二百數十縣には上つてゐたと見て大過ないであらう。

續いて一九三三年には、前年の六月より開始された第四次討伐が意外の成功を收めた爲め、湖北の鄂東區、鄂南區、鄂中區の三大ソ區を失ひ、可成りの打擊を蒙るに至つたが、一方四川、河南方面へパルチザン區域を擴大し、延いて河南、四川、陝西方面に新にソヴエート區が樹立せられ、一九三三年末に於いては、ソヴエートの勢力範圍は、（表の註參照）實に左表の多きに上るに至つたと報ぜられてゐる。【註六】

省別	總縣數	地域別	ソヴエート縣數	ソヴエート縣名
江西省		東南部（江西省中央ソ區と稱す）	三〇	瑞金、會昌、長寧、安遠、定南、虔南、信豐、贛縣、雩都、寧都、石城、萬安、興國、泰和、吉水、永豐、廣昌、樂安、南豐、宜黃、黎川、

	東北部（贛東北區と稱す）	二〇	崇仁、峽江、臨川、建昌、金谿、公略、萬泰、淳昌、勝利。
	西南部（江西・湖南・湖北省境ソ區の一部）	二三	玉山、德興、廣豐、橫峰、鉛山、上饒、弋陽、樂平、萬年、貴溪、餘江、餘干、東鄉、進賢、浮梁、鄱陽、彭澤、湖口、星子、瑞昌。修水、武寧、德安、永修、靖安、銅鼓、奉新、安義、宜豐、萬載、上高、高安、宜春、分宜、新喻、清江、萍鄉、安福、吉安、蓮花、永新、寧岡、遂川。
	西南部（江西・湖南・廣東省境ソ區の一部）	四	大庾、崇義、南康、上猶。
湖北	八一 小計	七七	
	東南部（贛・江西・省境ソ區の一部）	六	通城、崇陽、通山、蒲圻、咸寧、嘉魚。
	東北部（湖北・湖南・安徽省境ソ區の一部）	一四	黃梅、廣濟、陽新、大冶、蘄春、鄂水、鄂城、黃岡、多田、黃陂、麻城、黃安、孝感、隨州。
	西南部（湖北・湖北省境ソ區の一部）	二八	沔陽、應城、天門、京山、潛江、沙市、監利、漢川、石首、公安、荊門、遠安、當陽、松滋、宜昌、宜都、枝江、五峰、長陽、歸州、巴東、建始、施南、鶴峰、宜恩、咸豐、利川、興山。

湖南	西北部（河南・湖北・江西省境ソ區の一部）	六九 小計	九 竹溪、竹山、房縣、鄖西、鄖陽、均縣、光化、襄陽、棗陽等。
	西北部（湖北・湖南・西省境ソ區の一部）	五七	
	南部（江西・湖南・廣東省ソ區の一部）	一四	華容、九都、安鄉、津市、石門、臨澧、常德、慈利、桃源、桑植、大庸、龍山、永順、保靖。
	東北部（兩湖・江西省境ソ區の一部）	二七	通縣、綏寧、城步、武岡、新寧、東安、永州、道縣、寧遠、永明、江華、藍山、嘉禾、新田、桂楊、臨武、宜章、彬縣、永興、來縣、攸城、資興、桂東、酃縣、安仁、茶陵、攸縣。
福建	七六 小計	五	醴陵、瀏陽、長沙、平江、岳陽。
	北部（江西・福建・浙省境ソ區の一部）	四六	
	西南部（閩西ソヴエート區と稱す）	一二	邵武、光澤、建陽、建甌、崇安、浦城、松溪、政和、壽縣、福安、霞浦、福鼎。
	六三 小計	二三	雲霄、平和、南靖、漳州、永定、龍石、上杭、武平、汀州、連城、寧洋、大田、永安、清流、寧化、歸化、建寧、沙縣、將樂、泰寧、順昌、延平、漳平。
		三五	

廣東	東部（江西・福建・廣東省境ヲ區の一部）	二二	平遠、蕉岭、大埔、梅縣、饒平、豐順、潮安、揭陽、澄海、普寧、惠來、興寧、五華、龍川、和平、連平、河源、紫金、新豐、陸豐、海豐、惠源。
	北部（湖南・江西・廣東省境ヲ區の一部）	七	樂昌、孔源、連縣、陽山、韶州、南雄。
	瓊崖（海南島）	七	瓊山、定安、文昌、瓊東、樂會、萬寧、陵水。
	小計	三六	
廣西		二〇	南寧、河池、東蘭、都安、泗川、西隆、西林、百色、恩陽、奉義、恩隆、思恩、隆山、那馬、果德、隆安、羮利、左縣、太平、龍州等。
河南	東南部（湖南・河南・安徽省境ヲ區の一部）	一二	商城、光山、羅山、信陽、正陽、息縣、光州、固始、新茶、汝南、上蔡、確山。
	西南部（湖北・湖南・河南省境ヲ區の一部）	六	淅州、鄧州、新野、唐縣、泌陽、桐柏。
	小計	一八	
安徽	西南部（湖北・河南・安徽省境ヲ區の一部）	一四	英山、霍山、六安、霍邱、潁上、壽州、合肥、舒城、廬江、桐城、潛山、太湖、宿松、望江。

	南部（贛東北區の一部に屬す）	五	東流、貴池、建德、休寧、婺源。
	小計	一九	
浙江	西南部（江西・福建・安徽省境ヲ區の一部）	一二	常山、江山、遂宜、開化、衢州、宜平、場溪、永康、蘭谿、義烏、金華。
江蘇		八	泰州、如皐、泰興、靖江、南通、江陰、無錫、宜興。
四川	北部（陝西・四川省境ヲ區の一部）	二九	廣元、南江、通江、萬源、城口、大寧、東鄉、綏定、開江、巴中、劍閣、蒼溪、昭化、南部、儀隴、堂山、西充、蓬安、蓬溪、大足、渠縣、大竹、廣安、鄰水、長壽、墊江、龍安、宣黃、閬中。
		二九	
陝西	南部（陝川省境ヲ區の一部）	九	褒羌、漢中、城固、定遠、紫陽、磄坪、平利、西鄉、佛巴。
	東南部（湖北・陝西・河南省境ヲ區の一部）	四	商陽、山陽、洵陽、白河等。

山西	一〇五	九二	北部（陝・綏・山西省境ソ區の一部）	三	府谷、神木、葭州等。
			西北部（陝・綏・山西省境ソ區の一部）	一四	
			小計		
綏遠	一七		東南部（山西・綏遠・陝西省境ソ區の一部）	四	偏關、河曲、保德、五寨等。
河北	一一九			三	清水河、非格特士司府、烏蘭木倫河畔の一縣等。
總計	一、二七四			一	高陽。
				三八一	

【註】本表にいふソヴエート縣とは、該縣全部がソヴエートの支配下に在るのでなく、縣の一部分がソヴエート化してゐる場合も、又共産軍の有力な遊擊區域である場合も含まれてゐることを御斷りして置く。

尙ほ最近に至つては、四川省内に於ける徐向前軍の活動によつて、四川、陝西の兩省内に亘つて漸次新ソヴエート區域が建立され、又貴州省でも天桂、三江、王屏等の各縣が蕭克軍によつて占據せられたとの報が專ら傳へられてゐる。【註七】

併し乍ら、一方江西省、福建省方面では、主として經濟的原因よりして、既にその方面を放棄して西遷することゝした爲め、本年七月末には、僅かに江西省の瑞金、石城、雩都、福建省の汀州、寧化の線を境界とする狹小の地域、即ち最盛時代の五分の一弱の地域に於て單に守勢をとるのみで【註八】、漸次湖南、貴州、四川方面へ移動しつゝある狀態である。そこで、昨年末三百八十一縣にも上つてゐたソヴエートの勢力範圍も（前表註參照）現在（十月末）に於ては、江西、福建の大部分を失つた結果、眞紅、赤色、桃色程度を合しても三百縣位に減少し、眞正のソヴエート區としては、共産軍の增大の割合には擴大せず、二百數十縣位と見るのが事實に近い觀測ではあるまいか。

而して此等二百數十縣は、夫々現在（十月末）左の七大ソヴエート區域に屬してゐる。

一、中央區　中央政府の所在地にして首都瑞金を中心とし、江西、福建、廣東三省に跨り、ソヴエート區域中最大のものである。（此の校正中、共産軍は江西省より退出し、廣西、湖南、貴州方面へ移動しつゝありとの報あり、仍て中央區、贛東北區の如きは消滅した譯である。）

二、贛東北區　一名閩浙贛區とも呼ばれ、江西、福建、浙江三省に跨つてゐる。

三、湘鄂贛區　湖南、湖北、江西三省境一帶。

四、湘贛區　湖南、江西省境一帶。

五、鄂豫皖區　湖北、河南、安徽の三省に誇つてゐる。

六、湘鄂西區　湖南、湖北省境より四川省境一帶に誇つてゐる。

七、川陝區　最も新しいソ區で四川の北部より陝西省境一帶に誇つてゐる。

斯くして今や前述の如く共産軍はその將來の發展地を逐次四川、陝西、貴州方面の邊疆地帶に求めんとしてゐる情勢であつて、此れは新疆省を通じての所謂コミンテルンの極東政策の大綱たる三大路線の一つの實現への前提的行動として注目に値すべきものである。

註一　一九三四年四月二十八日『プラウダ』紙所載『中國に於ける來るべき革命の嵐を迎ふ』中の統計による。
註二　一九三〇年五月三十日『プラウダ』紙所載。
註三　一九三〇年十月十三日『上海週報』所載。
註四　一九三一年五月十三日南京『中央日報』所載。
註五　一九三二年五月『チャイナ、フォーラム』誌所載『國民黨反黨の五箇年』中の數字による。
註六　篠原匡文著『福建の赤化と我國防線の危機』及び諸種の情報を參考として作製す。
註七　九年十一月號『東洋』所載『南支通信』による。
註八　『經濟往來』九卷十一號所載大塚氏の論文參照。

第四節　支那ソヴェートの領土と人口

以上の如く、今や支那に於けるソヴェート區域は、約二百數十縣に上り、支那ソヴェート中央政府の管轄下に屬し、完全に南京政府の統治外に在る。然らば、支那ソヴェートの管轄下にはどれ程の領土を擁し、又そこに居住する人口は如何程に上るであらうか？

これに關し、"Soviet China"【註一】は、『ソヴェート支那の領土と人口』の項に於て、

『支那ソヴェート共和國臨時政府の設立後、各ソヴェート及び共產軍は非常な進展をなした。……斯くして、支那ソヴェート共和國は現在では、三十三萬平方哩即ち支那本部の約六分の一に擴大し、その人口約九千萬に達し……』

と述べ、又"The Chinese Soviets"【註二】は第十一章『ソヴェート區の範圍』の項に於て、

『種々の計算に依るに、全支ソヴェート區の人口總數は、八千萬に達すると云ふも穴勝ち過言ではない。何となれば現在ソヴェート化してゐる地方は、支那でも人口稠密な地方であるから、……』

と述べてゐる。右は如何なる計算方法を以て算出したか不明であるが、今現在ソヴェート區域の最も多い左記七省の面積及び人口數を先づ調べて見るに、左表の如くである【註三】。

省名	面積	人口
江西	六九、四九八平方哩	二七、五六三、四一〇
湖南	八三、三九八〃	四〇、五二九、九八八
湖北	七一、四二八〃	二八、六一六、五七六
安徽	五四、八二六〃	二〇、一九八、八四〇
河南	六七、九五四〃	三五、二八九、七五二
福建	四六、三三二〃	一四、三二九、五九四
四川	二一八、五三三〃	五二、〇六三、六〇六
合計	六一一、九六九〃	二一八、五九一、七六六

所で第三節に述べた眞正ソヴェート區域二百數十縣は、ソヴェート區及び遊擊區を有する省の總縣數（第三節の表參照）千二百七十四縣の約六分の一に當つてゐる。これより推して、現在ソヴェート區の比較的多い前記七省の面積並に人口合計の大體六分の一、即ち面積十萬平方哩、人口三千六百萬位が、現在支那ソヴェート區の包擁してゐるものであると見るのが、事實に近い觀測ではあるまいか。前記"Soviet China"及び"The Chinese Soviets"の測定せる數字

は、何れも中國共産黨方面より出でたる數を基礎とせるもので、宣傳的意味を多分に含んでゐる。從つて過大に失してゐる嫌がある。（以上は瑞金放棄前のものであることを附言しと置く）

註一　M. James and R. Doonping, Soviet China, New York, 1932, p. 16.
註二　The Chinese Soviets, by Victor A. Yakhontoff, New York, 1934, p. 164.
註三　George Cressey, China's Geographic Foundations, New York, 1934 p. 55 及び飯田茂三郎著『支那人口問題研究』第六二—六三頁による。

第二章　支那ソヴエートの組織

第一節　支那ソヴエート政府の成立過程並に組織原則

支那ソヴエート建設條例に依れば、共産軍或は武裝暴動によつて或る一地方が占據せられると、直に革命委員會が勞農兵代表會議を召集して『ソヴエート政府革命委員會』を組織し、政權をソヴエートに交付して彼等の職務は完了する。かくの如くソヴエート政府は必ず勞農兵代表會を經過して始めて成立するものである。（若し法定人數に足らざる時は、農民大會を擧行して之を選擧する。又若し一時代表會議を擧行する能はざる時は、革命委員會によつて、依然臨時政府の職權を執行し、代表會議を召集し、政府成立の準備をなす規定になつてゐる。）

ソヴエート政府の組織原則は、勞農大衆が直接選擧する基礎の上に立ち、産業勞働者の成分が多數を占め、その領導作用を保障するに在るが、支那ソヴエート運動が、內地農村に限られてゐる現狀に於ては、此の原則は寧ろ反對に、農民の成分が大多數を占めてゐる。これ支那ソヴエート政權の特質の一つでもある。

代表會議は、ソヴエートの最高機關であつて、一切の政綱、及び各種の重要決議案を討論し、執行委員を選擧する。代表會議の閉會中は、執行委員會を最高機關となす。執行委員會は、常務委員會を互選し、これが即ち該地の實際政府に當るのである。常務委員會は、夫々工作を分掌し、定期或は臨時に開會して一切の決議を討論執行し、並に代表會議

一、ソヴエート中央政府組織系統表

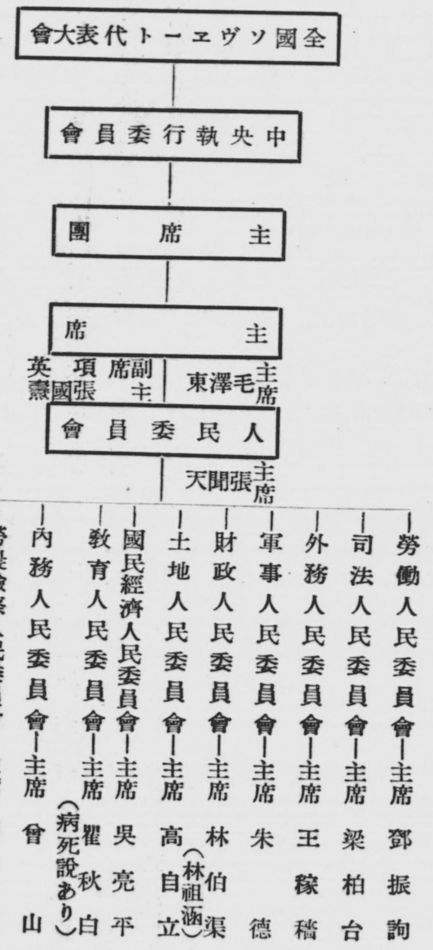

二、各級ソヴエート政府組織從的系統表

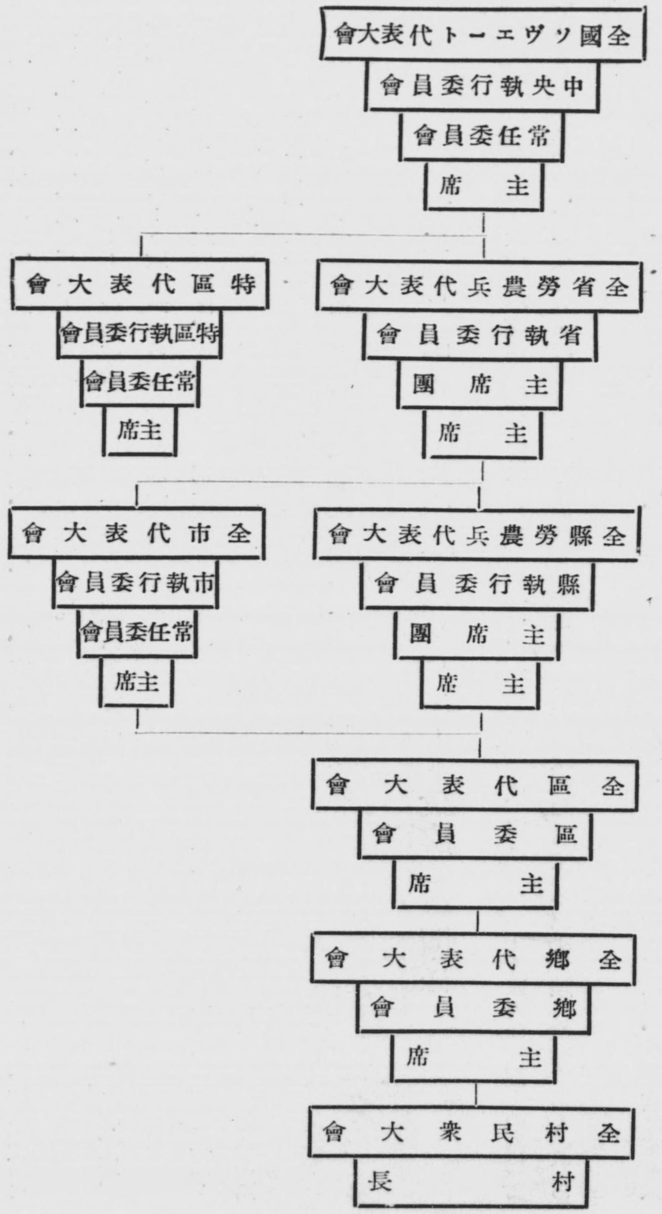

の決議を討論執行する。常務委員會の下に、軍事、經濟、土地、文化、教育等の委員會を設立して、日常一切の事務を處理する。以上は各級ソヴエートを通じて共通の組織である。

而して、支那ソヴエートの最高政府は、中華ソヴエート臨時中央政府(江西省瑞金に在り)にして、その下に省、縣、區、鄉の各級ソヴエート政府がある。(以前にあつた村ソヴエートは既に廢止されてゐる。)

又右各級ソヴエート政府には、政治保衛局が設置せられて居つて、專ら反共產的分子の肅淸に當つてゐる。これはソ聯邦に於ける彼のゲ・ペ・ウに相當するものであつて、民國十九年(一九三〇年)十二月、江西省委員中に於けるAB團(アンチ・ボルセヴキク)分子虐殺事件たる富田事件以來設けられたものである。

以上各級ソヴエートの組織系統を表示すれば前表の如し(一九三四年十月末現在のもの)

第二節　中國共產黨と支那ソヴエート政府との關係

共產黨とソヴエート政府との關係は嚴格に區別されて居つて、一口に言へば、黨はソヴエート政府の思想上の指導者である。この原則は、一九二八年の第六回大會に於けるソヴエート政府組織問題に關する左記決議に根據するものである。卽ち

『黨はソヴエートの思想上の指導者なるが故に、そのフラクションを經てソヴエートを指導すべし、但し黨は黨を以てソヴエートに代へ、或はソヴエートを以て黨に代ふるが如き危險を冒すべからず云々。』

右は要するに、共產黨は既に確立したるソヴエート區域內に於ては、フラクション組織を成立し、之を通してソヴエート政府を監督指導する方法に依り、直接ソヴエート政府に命令することの無いのを原則としたるものであつて、右を更に換言せば、ソヴエート政府委員は、之を共產黨に依りて獨占すること無く、革命委員會と同樣當該地の一般勞農大衆及び小ブルジョアジーの左傾領袖竝に一部の共產黨員を以て組織し、更に此等の共產黨員のみを以てフラクションを組織せしめ、共產黨は右フラクションを經てソヴエート政府の執政を指導する意味なのである。

斯の如くにして共產黨は黑幕に在りて間接にソヴエート政府を操縱することを理想とするものであつて、黨とソヴエート政府との混淆を嚴重に戒しめ、從つて孫文の「以黨治國」主義を危險視し之を排斥して居るのである。併し乍ら、各地ソヴエート區域の實情は、右の理想的規定に背き、第六回大會の戒しめたる「危險」中に陷入りたるもの多く、ソヴエート區域に在る農民等の如きも、農民協會に入會するより黨員たるを有利なりと思料し、只管共產黨加入を希望する有樣であつて、一方地方共產黨部も亦黨勢擴張に汲々として盛に此等の抱容に努力する實情に在る爲め、地方黨員の數は漸次增加し來り、必然の結果としてソヴエート政權は共產黨の獨占に歸する傾向强くなり、フラクション組織も亦自然解體するに至る情勢に在る。又共產黨が必ずしも政權を獨占しないとするも、地方黨部は黨の勢力に賴つてフラクションを經過することなく、擅にソヴエート政府に各種の命令を發するのみならず、ソヴエート區域內一般民衆に對しても直接命令し、一般民衆亦之に服從するが如き狀態を呈せる地方も亦尠くないのである。

斯くてソヴエート區域內に於ける共產黨の勢力漸次擴充せらるると共に、黨員間には次第に諸種の弊害が發生して來、或は利益を壟斷し、一般民衆を輕蔑して民衆の反感を誘致する等好ましからざる狀態に在る地方亦尠くない。その實例

として、一九三〇年初頭頃發した共產黨中央軍事委員會の報告に左の如く述べてゐる。

（一）閩西縣ソヴエート委員中の共產黨員は毎月一萬元餘を消費し同地の黨員は何れも多額の金錢を浪費しつつあり。

（二）東江（廣東省東部）海陸豐ソヴエートの如きも黨員は一般民衆に比し廣大なる土地の分配を受け居り、（三）湖南省瀏陽ソヴエートに於ても亦同樣なる趣なり。

上記の各地方中閩西ソヴエートは支那各地ソヴエート區域中その施設施政の最も進步せるものにして、共產黨の誇りとなせる地方であり、海陸豐も亦最古の歷史を有し、瀏陽及平江も亦湖南、湖北、江西邊界ソヴエート區域の中心地をなし、夫々ソヴエート區域として模範的のものであるが、此等重要ソヴエート區域に於ける實情にして既に上記の如しとせば、其他のソヴエート區域に於ける黨員の腐化は推して知るべきである。

右に關し共產黨中央に於ては、勿論甚しく憂慮し、各種通告を發して之が糾正に努め、一九三〇年四月、中央軍事委員會より發出せる軍事通訊第三期中に記述したる『黨とソヴエートとの關係』の如きは、明らかに此間の消息を語るものであつて、左の如く述べてゐる。

『ソヴエートと共產黨との關係に就ては第一に「以黨治國」の弊を糾正すべく、黨はソヴエートに直接命令を發し、又はソヴエートに代替すべからず、黨は唯ソヴエート中にフラクションの核心的指導作用を起すべきのみなり、然らざれば大衆は、ソヴエートは大衆自身の政權たることを認めずして、却つて共產黨の政權なりとの觀念を馴致するに至るべし、黨の成分に對しては特に嚴重なる注意を拂ひ、雇農、貧農分子、就中其の勇敢なる鬪爭分子を吸收することに注意すべし、斯くてこそ始めて黨の組織を嚴密ならしめ大衆中に於ける黨の核心的指導を起し得るなり。

黨員腐化の原因は其の保守的觀念に伏在するものなれば、これが糾正策として思想上、教育上の運動を强調し、政治水平を高唱すると共に積極的に外部に對する發展を計らざるべからず。云々。』

中央の地方黨員腐化防止に關する對策は、其他各方面に於て之を伺はれるが、果して右の努力が那邊迄有效なるかは尙疑無き能はざる次第であつて、支那從來の軍閥並に地主階級の重積せる惡政に對する民心の離反が、今日に至りソヴエート區域の擴大を造成せる重大原因の一つなることが明かなる以上、共產黨が果して能く今後一般民衆の嫉視反感を招かないやうに爲し得るか否かはソヴエート政權を今後益々鞏固にし、且つ擴大することが出來るや否やの一重要先決案件である。尙又中國共產黨は右對策の一法として、各重要なるソヴエート區域の中心地に、中央委員級の重要人物を一名宛派遣し、中央特派委員と稱して當該省全般の共產黨を指導すると共に、ソヴエート區域の秘密最高顧問として其の執政を監督し、同時に中央に對してソヴエート區域の實狀に關する報告をなさしむる方法も執つてゐる。

第三章　支那ソヴエートの經濟政策

第一節　はしがき

支那のソヴエート區域は、ソ聯邦のやうに最初から一つのものとして成立したのとは趣を異にし、廣大な地域の或る特定の地區に個々に發展して來たのである。そこで此等個々のソヴエート區域は勿論中國共產黨の支配下に在つたとは云へ、最初から一つの統一的な經濟政策綱領と云ふやうなものは持ち得なかつた。

支那ソヴエート區域が一つの統一的な經濟政策の綱領を持つやうになつたのは、民國二十年（一九三一年）十一月七日江西省瑞金で開かれた中華ソヴエート第一次全國代表大會からである。勿論これより以前例へば民國十九年五月の全國ソヴエート區域代表大會の政治決議案中の『ソヴエートの政綱』中にも漠然經濟政策に就て述べられてはゐるが、ソヴエート區域經濟政策の基本的條例として纒つたものとしては前記の第一次全國代表大會で決定された『經濟政策決議』を以て最初とする。

爾來此の『經濟政策決議』は、今日に至る迄ソヴエート政府經濟政策の根本的指南として基本的方向を示してゐるものであつて、これの具體的な實施は、各ソヴエート區域の夫々の情勢に適應して、その地方政府の創意性の下に行はれてゐる模樣である。

第二節　支那ソヴエートの經濟政策綱領

今茲に以上述べた支那ソヴエートの『經濟政策決議』即ち經濟政策綱領の全貌を紹介すれば左の如し。

反帝國主義と土地革命を發展し、勞農革命聯盟を鞏固にする爲め、第一次ソヴエート大會は下記の條例を規定し、目前に於けるソヴエート經濟政策の根據となす。

一、工業方面

甲、中國の完全なる獨立を保障する爲め、ソヴエート政府は帝國主義の一切の經濟動脈（租界、關稅、銀行、鐵道、航業、鑛山、工場等）を國有に移さんとす。現在許可せられてゐる外國人の企業は、新に租借條約を締結することに依つてのみ生產を繼續せしむるも、但し須らくソヴエート政治の一切の法令、――八時間勞働制の實行及び其他の條例を遵守すべきものとす。若し此等の企業家にして此等の條件に違反し、サボタージュをなし、企業を閉鎖し或はソヴエート政府の內政に干涉し、反革命を擁護するが如きことあらば直に之を沒收して國有となす。

乙、ソヴエート政府は中國資本家の企業に對しては尙ほ國有を實行せず、只工場委員會及び職工會にて工人の生產監督を實行するのみとす。但し此等の企業家にしてサボタージュをなし、ソヴエートの法律を破壞し、或は反革命の活動に參加し、故意に生產を破壞或は停止することあらば、直ちに此等の企業を沒收し、個々の具體的條件に照し、勞働者協同工作組合、協同組合或はソヴエート政府をして管理せしむ。

丙、力を竭して工業の發展を促進し、ソヴェート政府は特に赤軍に供給する物品を生産する一切の企業（工場、職場、手工業、家内工業等）の發展に注意す。

二、商　業　方　面

甲、ソヴェート政府は商業の自由を保障し、日常の商品市場關係には干渉すべからず。但しソヴェート政府は須らく商人の投機と價格の思惑（吊り上げ）を嚴禁せざるべからず。又商會を解散して、大商人が商會名義を以て價格を左右することを禁止すべし。若し商人がサボタージュ或は經濟封鎖に依つて、民衆生活の基礎たる主要生産品及び赤軍の必要品の供給を危ふくするが如き場合には、ソヴェート政府は日用品の最高限度の價格を規定すべし。但し、此種の方法は必要の時にのみ施行し、可能な狀態に到らば、再び商業の自由を恢復すべきものとす。

乙、ソヴェート區域外との商業、貿易は許すも、對外貿易は絶對に壟斷せしむべからず、同時にソヴェート政府は此等貿易の監督を實行し、以てソヴェート區域必需商品の供給を保障せざるべからず。又銀貨の輸出には須らく該地ソヴェート政府の許可を要す。

丙、ソヴェート區域内の貿易を整頓して勤勞者大衆の利益を保障し、又勤勞大衆の必需品の供給を改良する爲めソヴェート政府は須らく消費組合の組織と發展を援助し、組合にはソヴェート政府の財政上の援助と税金の免除を得せしめ、又一部の沒收家屋と商店を組合に提供するを要す。且つ勤勞大衆に對する糧食の供給を保障する爲め、ソヴェート政府は須らく共同倉庫の設立を提倡し、糧食を滿積して廉價供給と救濟の實行を容易ならしむるを要す。

三、財政と税則方面

甲、舊税捐制度及び一切の歛誅苛求を廢止せしむる爲め、ソヴェート政府は新に統一的累進税則を制定し、租税をブルジョアジーの負擔に轉ぜしむるを要す。ソヴェート政府は完全に赤軍兵士、勞働者、都市貧民、農村貧苦大衆の家庭より納税を免除し、納税者が若し意外の災害に遭つた時は免除或は輕減するを要す。

乙、過去に於ける一切の口頭或は文書による封建的賦役及び高利貸上の契約を取消し、農民と都市貧民の高利貸に對する各種の債務を取消し、税金の前取り或は債務に對する奴隷的賦役を嚴禁し、同時に革命的法律を以て奴隷的賦役と高利貸借關係を恢復せんとする一切の企圖を嚴重に制止せざるべからず。都市及び農村貧民の入質せる一切の物品は完全に無償を以て原主に返還し、質屋はソヴェート政府に移管すべきものとす。

丙、ソヴェート區域内に於ける舊貨幣の相場の差異を取消し、凡て同等にソヴェート區域内に於て通用するを得せしむ。但しソヴェート政府は須らく此等の貨幣に對して檢査を行ひ、捺印記號して以つて監督に資すべし。ソヴェート政府はソヴェート貨幣を發行して舊貨幣との兌換を行ひ、外來の貨幣に對しては、既にソヴェートの捺印記號せる貨幣、或はソヴェートの發行せる貨幣と兌換することを得せしめ、該貨幣のソヴェート區域内に於ける通用を可能ならしむべし。

丁、統一的貨幣制度を實行し、一切の勤勞大衆を帮助する爲め、ソヴェート工農銀行を創設し、且つ各ソヴェート區域に分行を設くべし。此等の銀行は貨幣發行の特權を有するものとす。工農銀行は各農民、家内工業者、協同組合、小商人に資金を貸付け、以て其の經濟の發展を促進せしむべし。此等の銀行は貨幣の兌換を行ひ、其の分行は租税の徴收をも兼ね行ふものとす。

戊、土着の各私有の大銀行及び錢莊に對しては、ソヴエート機關は、代表を派遣して其の行動を監督せしむべし。此等の銀行の如何なる貨幣の發行をも絶對に禁止し、ソヴエート機關は、銀行家が自己の銀行を利用して反革命的活動を行はんとする一切の企圖を斷乎として禁止せざるべからず。

四、市　政　方　面

ソヴエート政府は適當な方法と調節に依つて勞働者及び都市貧民の借家家賃を輕減し、地主、豪紳、軍閥、官僚、政客の家屋並に財産を沒收べし。此等の沒收家屋は之を勞働者、苦力、徒弟に提供し、沒收財産は都市の貧民に分配し、或はソヴエートの公共事業の用に充て、都市ソヴエートは凡有る方法を講じて貧民大衆の住宅問題を改良すべし。

第三節　支那ソヴエートの暫行稅則

本稅則は、中華ソヴエート共和國中央執行委員會第一回會議において決議され、一九三一年十一月二十八日に、中央執行委員會主席毛澤東、副主席項英、張國燾の名において公布され、一九三一年十二月一日より效力を發生せるものである。今その布告文竝に稅則全文を譯出すれば次の如くである。

中華ソヴエート共和國中央執行委員會第一回會議の暫行稅則頒布に關する決議

（一）國家の財政收入と支出にとつては、稅收が主要なる財源である。中央政府は憲法の規定に根據し、國民黨軍閥のすべての地租、人頭稅、苛捐雜稅等を廢止して統一累進稅を實行す。

（二）統一累進稅は凡ての方面に對して唯だ一種の租稅を徵收す。徵稅原則は搾取階級に重稅を賦課する外、階級的原則に依つて解決し、被搾取階級及び最窮乏下層大衆に對しては納稅義務を免除す。

（三）目下革命戰爭の關係に因り、全國ソヴエート區域が一丸に連結し得ず、及び幾多の特殊事情を有する條件の下においては、農業稅に對しては、唯だ主產物を課稅標準となし得るのみにして、すべての副產物に對しては當分課稅せず。農業稅率の規定においても、唯だ必要生活費を維持することを以て、徵稅開始の標準とし、其他はすべて免稅し、富農には比較的重く課稅し、その徵稅開始の標準は貧農、中農の半額まで低下せしむ。各省政府においてはこの原則に依り、且つ其地の實際狀態に基き、農業稅の稅率を規定す。

（四）目前に於ける、ソヴエート區域の經濟を發展せしむるために、商業に對しては移出入稅、工業に對しては出廠稅の徵收を當分免除す。

（五）本稅則は一九三一年十二月一日より實施し、即時效力を發生す。

中央執行委員會主席　毛澤東
副主席　項英
張國燾

第一條　統一累進稅を確定し、國民黨軍閥のすべての地租、人頭稅、苛捐雜稅等を廢止す。

第二條　稅の種類は分つて商業稅、工業稅、農業稅の三種となす。

第二章　商業稅

第三條　稅率は當分商業資本を二百元より十萬元まで十三等級に區分し、等級に依る稅率及びその資本を以てせる營利に對する所得稅（すなはち全部の營利收入にして、資本に課稅するのではない）は次表の如し。資本金十萬元以上に對する稅率は別にこれを定む。

商業稅

等級	資本	稅率
第一級	二〇〇—	二%
第二級	三〇一—	二・五%
第三級	五〇一—	三%
第四級	七〇一—	三・五%
第五級	一、〇〇一—	四・五%
第六級	一、五〇一—	五・五%
第七級	三、〇〇一—	六・五%
第八級	五、〇〇一—	八%
第九級	一〇、〇〇一—	九・五%
第十級	二〇、〇〇一—	一一・五%
第十一級	三〇、〇〇一—	一三・五%
第十二級	五〇、〇〇一—	一六%
第十三級	八〇、〇〇一—一〇〇、〇〇〇	一八・五%

第四條　徵稅方法……店鋪及び政府機關の交付せる營業證に依據し、その資本の多少に依つて稅率を規定し、その稅率に依り利益金に課稅す。

第五條　徵稅時期……一年を二期に分つ。但し季節的商業に對してはその取引終了後にこれが徵稅をなす。

第六條　免稅方法……

（甲）すべて政府の公布せる組合條例に依りて組織せる消費組合にして、更に縣政府の認可登記を經たるものに對しては、縣政府より所轄省政府に報告して免稅を許可することを得。

（乙）行商及び農民にして直接その餘剩生產物を賣却するものに對しては一律に免稅す。

（丙）商業資本二百元以下なるものに對しては一律に免稅す。

（丁）商人にして災禍に遭ひ、又は意外の損害に遇ひたる場合、その旨政府に報告し、檢査の上事實たることを證明されたるときは、免稅を許可することを得。

（戊）或種の必需日用商品及び軍用品に對しては、臨時に政府の命令に依り免稅を許可することを得。

第三章　農業税

（註）現在においては、農村生産物及び其の價格は極めて複雜であるが故に、一つの統一的課税方法を規定することは出來ない。僅か農業税徴收原則を規定し得るのみで、各省はこの原則に依據し、且つ其地の狀態に依り、適當なる農業税を規定すべきものとす。

第七條　農民が土地の分配を受けたる後、各戸の毎年の主要生産物の收穫高、並に各戸の平均人數に依つて、各戸の毎年の收穫高と生活に必要なる支出を規定し、この標準に依り、更に各自の徴税開始最低額及び累進税を規定す。

第八條　但し主要生産物（例へば米、麥）に對してのみ課税し、副産物に對しては當分課税せず。

第九條　茶畑、棉畑、麻畑、果樹園は、稻田、麥畑と同樣、主産物として課税すべきものとす。

第十條　紅軍家族は紅軍優遇條例に依り免税す。

第十一條　農業勞働者及び土地分配を受けたる勞働者に對しては、一律に免税す。

第十二條　貧農の收入にして既に徴税開始額に達するも、その一家の生活を維持するに足らざる場合には、鄕ソヴェートは個別的減税を決定し、又は免税する事を得。

第十三條　過去において富農たりしものに對する徴税は比較的苛重するを要す。

第十四條　水災旱災等の災害に遭ひ、又は屢々白匪（國民黨軍を指す―譯者）の擾亂に遭へる區域に對しては、災害の輕重に依り、免税又は減税す。

第十五條　種子の改良、耕作の改善に因り增加されたる農業收入に對しては免税す。

第十六條　荒地の開墾に因りて收穫せる農産物に對しては三年間免税す。但し富農に對しては收穫狀況に依り減税又は一年間の免税をなす。

第十七條　農業税徴收の方法及び時期は、農産物收穫後一個月乃至二個月より徴收を開始し、その時期に至らば税率の規定に依り各戸毎に各自の納付すべき額を徴收す。

第十八條　農業税として現金を徴收するか又は農産物を徴收するかは、農民の希望に依り之を定む。

〔附〕江西省農業税徴收方法を添付して各省の參考に供せん。

農産物の各戸平均收穫高、四石以上に達するとき徴收を開始す。

担數	税率	担數	税率
四担	一％	五担	二％
六担	三％	七担	四％
八担	五％	九担	六・五％
十担	八％	十一担	九・五％
十二担	一一％	十三担	一二・五％
十四担	一四・五％	十五担	一六・五％

富農に對しては二担より徴收を開始し、その税率は一％とす。三担に對しては二％を徴收し、それ以上はこれに依りて類推す。

第四章　工　業　稅

第十九條　生產組合にして縣政府の認可登記を經たるものに對しては、縣政府より所轄省政府に之を報告し、免稅を許可することを得。

第二十條　ソヴエート區域現下の工業の發展を促進する爲め、當分工業品に對する出廠稅の徵收は之を免除す。

第二十一條　工業所得稅は資本の大小に依りてその稅率を定めて之を徵收し、その利潤に對する稅率は別に之を定む。

但し商業稅よりも稍々輕減す。

第五章　附　則

第三十二條　本稅則は公布の日より之を施行す。

第四章　支那ソヴエート區域に於ける各種基本政策の實施概況

第一節　緒　言

支那ソヴエート政府は、以上紹介した如き經濟政策綱領を掲げて、大衆にこれが實施を約束してゐる。

然らば、此の經濟綱領が果して如何の程度迄實施せられてゐるかは、支那現在のソヴエート區域が完全に外部と遮斷せられてゐる今日では、遺憾ながらこれが實狀を究明することは到底不可能の事に屬する。これに關して共產黨及びソヴエート政府方面の資料に依れば、『諸般の施政は、文字通り此の經濟綱領に基いて實施され大衆は悉くソヴエート政府を謳歌してゐる』と言ひ、又國民黨及び國民政府は、『共產黨やソヴエート政府は、好餌を以て大衆を僞瞞し、大衆を水深火熱の中に陷れて仕舞つた』と稱し、全然異つた二つの對立的觀察があり、此等は果して何れの言が眞であるか、我等は右の內何れをも、その儘何等の批判なしに鵜呑みにすることは輕卒の譏を免れない。現在のソ聯邦の如く外部との往來が許されて居る所ですら、その眞相を攫むことは不可能とされてゐる狀態であるのに、支那ソヴエート區域は、外部との往來が全然遮斷され、又第三者の公平な實地調査も皆無である現狀では、これが眞相を傳へることは不可能の事と言はざるを得ない。仍て本章に於ては、ソヴエート政府の發表、國民政府側の批判及び我國左翼支那研究家の研究

の三種を掲げて、只參考資料を提供する程度に止めて置く。

第二節　支那ソヴエート政府の發表せる經濟政策の實施概況

左は一九三二年十一月七日發行の『紅色中華報』に掲載せられたソヴエート中央政府の一ケ年間の工作報告書及び江西省ソヴエート政府(ソ區中央區)一九三二年度に於ける工作報告書の全譯である。前者は抽象的ではあるが全般に亘つて可成り詳細に述べられて居り、後者は、該政府が各縣ソヴエート政府に命じ、一九三二年度の工作報告を提出せしめ、これに基いて纏め上げたもので、相當具體的に亘つてゐる。

(一)　ソヴエート中央政府の工作概要

一、土地法の徹底的實施

土地法の徹底的底實施、各地の既分配土地の檢査並に各級政府のこれが實施の嚴重なる督促と指導の爲めに、直接中央部より各地に人を派遣して實情を檢査し、土地革命の利益を富農に掠奪せしめず、完全に貧農、中農、雇農等の享受に歸せしめた。的確に大多數の地方に在つては、豪紳地主とその家屬の掠奪せる土地及び富農の土地の沒收を了した。他方土地を分配して貧農、中農、雇農に實質的利益を得せしめた。

二、勞働法の實施

中央政府は勞働法の實施を嚴重に督促する爲檢査制度を設定した。現在城市に於ては、既に勞働法の一部——八時間勞働、休息制度、團體契約等々の如きが實施され、勞銀も大いに向上した。併し其他は未だ實施されてゐないので、中央政府はこの問題に對する今後の鬪爭を監視して居る。

三、經濟政策の實施

この一年は特に商業の恢復に相當の成績を擧げた。勞働者農民大衆に日用物資を供給し、敵人封鎖の下に在つてよく輸入を繼續した。生產を發展せしむる爲めに、商業投資條例を公布した。併しソヴエート區の生產品の輸出は輸入に比較すれば甚だ少である。この外、國立銀行を設立して紙幣と補助貨幣を發行し、貨幣の統一と金融調節の基礎を確立した。同時に貸借條例を公布して、以て勞働者農民大衆の金融を便利にした。稅則を公布して、國民黨軍閥の一切農、苦の苛捐雜稅を徹底的に廢除した。累進稅の統一を實行して、資本家、富農及び富裕なる者に加重し、赤軍、勞働者、雇力に對しては免稅を實行し、貧苦大衆には免稅或は減稅を爲した。

四、赤軍優待條例の實行

中央政府は優待條例の具體的法律を規定した。赤軍の大多數は公田所在地には居ないことが多いので、民衆を指導して赤軍家族の耕作を幇助する爲に耕田隊を組織した。郵便局は赤軍の通信料金を免除した。又撫恤委員會を組織して、勞農大衆と政府と共同して戰爭參加の工作人員を優待し激勵した。又赤衞軍は政府と共同して工作人員の戰死傷に對する撫恤條例を設定公布した。

五、司法制度の確立

この一年は偉大なる成績を擧げた。體刑を絶對に廢除して、國家保衞局を設立し、各級に肅反工作を組織した。又中央政府は臨時最高法院と各級裁判部を設立した。

六、中央政府の婦女の權利保障

眞先きに婚姻條例を公布し、封建的婚姻制度を廢止し、婚姻の自由を實行した。竝に婦女の結婚離婚に於ける一切の權利を保障した。

七、革命戰爭の主力の强化

勞農赤軍は政治委員制度を確立して、政治工作條例を公布した。大規模の赤軍學校を創立して既に多數の新幹部を養成した。赤軍の軍事技術の研究、赤軍工作の擴大を行ふために、赤軍擴大の立法を決定した(第十五號訓令)。中央政府は勞農大衆全體を武裝せしむるため、特に赤衞軍の組織原則と訓練方式及び其の任務を制定公布した。既に約十萬の赤衞軍、少年先鋒隊が成立した。併し勞農大衆全部を武裝せしめてこそ、最も偉大なる階級的武力を造成することが出來るのである。

八、經濟政策に基づく財政制度と方針の確立

正式に財政條例を公布して、財政統一を實行した。財政上に於ける分取りの弊害廢止を嚴命し、會計年度を確立して豫算決算制度を實行した。これに就いての最大なる成績は軍閥の財政々策を打破して、稅收を整理し、財政的基礎を樹立した事であつた。特に赤軍の經費に就ては、その調達の勞を省き、以つて赤軍をして革命戰爭の發展と進行に全力を以つて當らしめた。財政上の最大の支出は革命戰爭を發展せしむる方面に使用し、且つ革命戰爭の軍費を充實せしむるに在る。第一回の革命戰爭公債は六十萬元を發行したが、廣汎なる勞農大衆の擁護の下に瞬く間に悉く賣り盡して、戰爭の發展に對して莫大なる援助を與へた。又最近敵人の大擧進攻を徹底的に粉碎する爲めに、第二期公債を發行した。

九、敎育行政に於ける建設

小學校制度を規定し、各鄉にレーニン小學校を創設し、竝にレーニン師範學校を創設して小學校敎員の養成を積極的に行つたが、何れも相當の成績を擧げた。成年敎育に對しては、識字運動を行つて居るが未だ普遍的の發展に到らず、是れ唯一最大の缺點である。

十、交通に於ける建設と整理

橋梁、道路の修理規定を公布し、竝に各級政府にこれが實施を督促した。特に軍事輸送に於ては相當の成績を擧げた。同時に中央區の郵稅を統一して、統一的郵政制度を確立した。これがため軍事と大衆の交通上に甚大なる便利をもたらした。

この外ソヴエート區の經濟を發展し、勞農大衆の利益を擁護した。合作社(協同組合)の條例を公布して、各地の合作社運動を幫助し指導した。同時に今年春の春耕運動を指導して、農村の生產を增加した。各級政府を指導して春耕中の耕牛、種子、農具等の問題を解決した。每年植樹運動を春季に擧行することを規定した。勞農大衆の健康を保障するために、防疫條例を公布し、竝に各地に防疫運動を行はしめた。昨年の第三次戰爭中、敵人の破壞せし地方に對し、中央政府は一部の資金を支出して、該地の民衆を救濟した。同時に赤軍並に各級政府の耕牛、衣服等の義捐募集運動を指導した。

中央政府のこの一年間のソヴエート建設に於ける努力と注意は全く甚大なるものであつた。

イ、行政區域劃分條例を發布して、以て目前の鬪爭指導に便ぜしめた。

ロ、城鄉ソヴエート代表者會議制度を設定し、勞農ソヴエートの下層の基礎を確立した。

ハ、勞農獨裁の原則に據り、ソヴエート選擧原則と共の立法を規定した。

ニ、地方ソヴエートの組織と工作を規定した。

ホ、鞏固にして工作能力あるソヴーエトを建設する爲に、ソヴエート組織と任務の基本的原則を規定した。

ヘ、巡視制度と工作檢査制度を設定し、地方ソヴエートの工作の檢査を實行した。

ト　各級政府の工作人員の官僚化の發生を監督防止するために、勞農檢察工作を强化し、各級に控告局を設置し、突擊隊の組織工作を規定した。

チ、城市に民警局を設置して戸口調査を進行した。

リ、勞働感化院の組織を公布し、直に之を實行した。

ヌ、各部の組織と工作綱要を公布し、以て各部の行政系統と工作方針を規定した。

ル、ソヴエート工作人員の訓練班を開設し、ソヴエートの幹部養成を行つた。

最後に中央政府の全國各地ソヴエート政府に對する指導關係について述べんに、現在全國各ソ區は未だ打つて一丸とならず、且又交通の不便と白色區の介在は、中央政府の全國ソ區の指導工作の困難なる條件を更に加重して居る。江西福建兩省を所在地とし、瑞金を直屬縣とする中央政府は、湘贛、湘鄂贛二區とは比較的接近して居るが、常に交通を阻碍され通信さへ時々不通である。鄂豫皖、湘鄂西、贛北東、廣東海南島、東江、廣西左右江に至つては更に離れて遠く、往々直接の交通さへ不能である。政治上の指導以外は工作の指導に對しては最も困難で、中央政府は全國ソ區の外部に向つて積極的發展の指導に努力して居る。全國ソ區の聯繫を阻碍する中心都市――贛州、吉安、南昌、撫州の迅速なる奪取を行ひ、江西省が眞先きに勝利し、全國ソ區を打つて一丸とする最も廣大なる疆土を實現せねばならぬ！

（二）江西省ソヴエート政府の工作情況

A、土地分配の概況（單位担）

縣名	土地既分配の良否	一人當り得田平均最高最低（鄉又は村）	分配單位	紅軍公田數	紅軍家屬の公田數	荒田	荒畑	地主への分田	富農への分田有無	中農への分田有無、各區均しく有り、良田と交換す	山林、家屋、湖沼の分配
興國	十六區全部分配良好	八	鄉多く村少し	二、四〇一・一〇	一三二、六一四・三〇	六、五七六・〇〇（大石）	一九一・〇〇	只一家	三家		良
公略	十二區を除く他は良好、分配尚進行中	七	村單位大半を占む	三一七・六〇（大石）		六、六〇四・三〇（大石）	五一七・〇〇（石）		一部に有つたが沒收	有り	家屋の分配良好、山林其他は未だ
安遠	不良、新に發展の區は未だ分田せず	七	鄉多し	八六一・六〇		一〇四・三〇			少し有り	無し	只一部のみ良好
永豐	五區は良好他は未	六	村又鄉にすべて有り	二、四一〇・一〇					少し有り	少し有り	良
寧都	只一區は良好他は未分配	二	一・五	鄉に多く村は少し	八、七一〇・〇〇						良好

贛縣	全部の分配終らず	七	二	三	同右	一、六七三・〇〇（未測量を除く五區の數）						少し有り	
尋鄔	大部分良好	四（石）	五（石）	二（石）	鄉又は村地勢により定む	八、〇〇三・五・〇〇（二區は數に約五百石等はる）		九、八一九・〇〇（石）				有り	有り
萬泰	分配良好	六	三	四	村大部分	八三五	三三、〇二九・五〇	二七、四八八・五〇				有り	十二戸有
雩都										多し			八十戸有

B、內務工作一班

（甲）道路、橋梁、渡船の修築に關する工作

省ソ政府內務部は既に全縣の道路、橋梁の修築を計畫し、同時に各縣よりの報告に依れば左の如し。

縣名	道路修築狀況	修道路里數	橋梁修理數	未修理橋梁數	政府所有渡船數	船夫生活狀況
興國	全縣全て修築完了	四八ケ所五百廿里	九八	四一	一八	附近の民衆より支給されて居る
寧都	計畫に從つて修業中		八〇	四〇	四一	月四元の收入あり
永豐	修築進行中		四三	三	七	
尋鄔	鄉區道路は修築開始				二	二人に付き毎月政府より穀一石を給す
萬泰	一半は修築完了	地方に若干修理不能の個所有り	九七	二二	四	
安遠			一割	九割	二	
公略		山間の測量未完成			二八	附近の民衆より支給されてゐる。

（乙）市政、民警廳、刑事偵探局及び烟、賭、盜、窃に關する工作

縣名	市政廳有無	民警廳有無	刑事偵探局有無	烟、賭、盜、窃有無	阿片栽培
興國	設置あり	有り人員四人	有り但し工作は不活潑	毎月卅餘件あり	無
寧都	不完備	有り人員六人			
贛縣	無	民警科あり	無	烟賭時に有るも窃盜は完全になし	禁絶
永豐	〃	無	〃	時々有り	無
尋鄔	〃	〃	〃	常に有り	不詳
萬泰	〃	〃	〃	賭盜は無し阿片吸引者時々有り	無
安遠	〃	〃	〃	只阿片吸引者あるのみ	〃
公略	〃	〃	〃	新區に少しく有り舊區には無し	

（丙）婚姻條例の執行狀況

婚姻條例を發布してから相當時を經てゐるが、尙ほ封建的餘毒に支配されて未だ完全に實行されて居ない。例へば、

贛縣の如く男女が合意離婚しても政府は之を許さない樣なこともあり、縣によつては誤解して居る向きもある。又婚姻條例中、女子の保護の方面に就ては未だよく了解せられてゐない。賣買婚姻も尙ほ依然として行はれてゐる。併し一部の地方、例へば寧都の如き縣では、政府は賣買婚姻をなした戶主を捕へて禁錮に處し、又は高帽を戴かして遊街せしめて居る。一般に民衆は女子が何度も離婚することを嫌つてゐる。

（丁）防疫衞生に關する工作

防疫衞生に關しては政府は極力之を提唱してゐるが、何分農民は科學的知識に乏しく、且つ農村は藥品の入手が困難であるため時々傳染病が流行する。

茲に各縣の工作情況の概要を示せば次の如し。

縣名	衞生行政に關する設備	醫藥に關する設備	最近發生の傳染病と死亡數
公略	衞生委員會あり	診療所一個所、但し藥材人材に不足、	急性流行病、一、一六七人死亡
安遠		藥業合作社七ケ處。內公共看病所五ケ所。	赤痢　十餘人死亡
萬泰	各地に普遍的に衞生委員會あり		
尋鄔		假休養所一ケ所	
永豐	城市に衞生委員會の組織進行中	藥業合作社七ケ所あり	
寧都	縣城に衞生委員會あり	藥業合作社七ケ所。平民醫院一ケ所。	赤痢　千餘人に傳染、百餘人死亡、
興國	各區小村に衞生委員會あり。常に宣傳工作をなす。	藥業合作社十ケ處、現在種痘局の設置進行中。	急性流行病　四十餘人死亡

（戊）人口調査

全省の戶籍及び人口統計は未だ調査完了せず、只現在各縣に於て調査完了のものは次の如し。

縣名	人口總數	男青年數	女青年數	男成年數	女成年數
興國	二三一、八二六	一三、九九九	一一、一一五		
寧都	二七三、六五二	六五、九八一	六二、九三八	七二、七九八	七〇、九三四
永豐	一一五、二五二			四三、一九一（男青年を含む）	四二、七九六（女青年を含む）
尋鄔	四三、四三〇				
萬泰	七九、一七五	一、四九九	三、九七〇		
安遠	九四、一二〇				
公略	一〇四、一三三	六、八一五	六、五六一		
尋縣	一五九、一六四				

C、赤軍優待條例の執行

省ソヴェート政府は中央政府の訓令に基いて、各縣に赤軍優待條例の施行を指令し、每回巡視員を各縣に派して指導せしめた。茲に省ソ及び各縣政府の報告に據つてその概況を略記すれば次の如くである。

（一）耕田隊の組織　省の上級に屬するものを除く他の工作人員は耕田隊に加入し、上半期より秋の收穫期に至るまで毎週一日赤軍家族と交替しては耕作に從事した。秋收以後は赤軍家族の雜穀類の植付けを援助した。各縣例へば、興國の如きでは殆ど全民衆が赤軍家族の田の植付けを先にして、自己の田は後にする程であつたが、他の各縣例へば永豐、寧都の如きでは、その多くは充分なる援助を得るに至らなかつた。

（二）刈入隊の組織　軍區政治部及び占領地の大衆の如きは、全部動員して赤軍家族の刈入れを援助した。

（三）各縣では大衆は自發的に動員して赤軍家族の人手の不足を補つた。

（四）赤軍家族にして油、鹽、薪、米及び藥代等の無い者には、豪紳地主の財產及び米穀、衣服、物品等を沒收してその大部分を是が補給に充て、他は分配を行つた。

（五）消費組合は赤軍家族には五步引の價格で物品を販賣した。但し興國以外の各縣では未だ之に關する報告はない。

（六）赤軍家族が兒女父母及び祖父母等の如く勞働力無き者のみの場合は、一般に土地稅の免稅を行つた。

（七）赤軍家族の通信は優待條例によつて、その郵便切手の貼布を免じ、之を普遍的に實行した。

（八）民衆の中には自發的に茶菓費を募集して茶菓を送り、或は赤軍家族を招待して茶話會を開いた者もあつた。（永豐等の民衆の如し）。

（九）赤軍家族にして薪、米、水等のない者には、民衆は之を他より支給し（寧都等の民衆の如く）、或は此等を借りる場合にはその面倒を見てやつた。

（一〇）赤軍の子女にしてレーニン小學校に入學せる者には、讀本、副本、紙、筆墨等を政府より發給し（副本は九月より發給）、各縣一律に之を行つた。

（一一）赤軍及び地方武裝隊の慰勞　當方面軍が龍岩を攻略して、漳州を克復し、廣東に向つて進攻して以來の數ケ月、各縣區鄉政府は各地の大衆を指導して、慰勞品を蒐集し、遠近を問はず前線の英雄的赤軍及び地方武裝隊、或は後方醫院に於て負傷せる戰士を不斷に繼續的に慰勞した。但し慰勞代表には多く婦女を以てした。興國、寧都、永豐、贛等の各縣では、各地方政府は勤勞婦女大衆を廣汎に動員し（洗衣隊、慰勞隊）、その數、數千人に及んだ。而して後方各地の醫院に到りて、負傷戰士の衣服を洗濯し、數ケ月間一日も休まなかつた。これによつても赤軍の防衛に對する全ソ區貧苦大衆の感激の程が判るのである。

慰勞品の數目は左の如し。

（一）、布切の草鞋七一、三一七足、（二）、麻の草鞋六、二七三足、（三）、菓子五、〇六二包、（四）、野菜三、八八二石、（五）、日用品三、九三六個、（六）、鵝、鴨四一二羽、（七）、豚六頭、（八）、大洋銀一、二四二・五三元、（九）、笠一〇〇本、（十）、煙草四二箱、（十一）、慰勞代表一、四九九名。

D、第一、二期公價の發行

公債の募集に際しては、第一期は第六號命令、十五號通令及び第二號公文を發して、全省に亘つて第一期公債三六七、一〇五・五〇元を募集した。すべてこれは各縣の狀況と革命の歷史に從つて決定した。公債募集の方法としては、革命的競爭に據つて、民衆が自發的に迅速に購買することを促した。民衆は初めは公債の購買に對し異常に勇躍したが、後では發行方法が當を得なかつた爲め、宣傳工作が大であつたに拘らず、民衆の購買熱は低下した。これは民衆に公債の

意義と價値を理解せしめず、誤解を生ぜしめたからで、寧都、公略等の各縣民衆の如きは公債も國幣と同樣市中に流通せしむべしと爲した。興國の如きでは反動分子が、公債は何等の價値なしと演說して民衆をまどはした。多くの地方に於ては、男子が之を買はんとするも、その家族（婦女）が之を阻止する有樣であつた。萬泰、勝利の各縣では、責任者が公債の買入れには現金を要する事を說いても、民衆は公債に對する誤解から之を單なる紙票となして買ふことを肯じなかつた。又一部には奸商が出て、公債票を廉價にて買入れ、公債の信用を破壞した。

現在各縣で應募した第一期公債の額は次の如くである。

寧都	三一、〇〇〇元	勝利	二九、〇〇〇元
永豐	二二、〇〇〇	興國	五五、六〇〇
公略	二九、〇〇〇	萬泰	三〇、六〇〇
贛縣	三六、〇〇〇	寧都	二〇、〇四五
會昌	三五、〇〇〇	南廣	一六、〇〇〇
石城	一一、九六〇	樂安	七、〇〇〇
安遠	一〇、〇〇〇	鄒康	一〇、〇〇〇
宜黃	四、〇〇〇	信豐	九、〇五五

第二期の公債募集には、省ソ政府は第二號訓令を發し且つ小冊子を發行した。而して各縣に各區、城市、鄉代表者會議を召集して、發行手續に關して討論し、且つ各民衆團體と聯絡して民衆大會を開き、以て政治的に公債の購買熱を煽つた。斯く革命的競爭の方法を採用して、迅速に募集の目的を達した。

第二期公債の各縣應募額

興國各區	一二〇、〇〇〇元	寧都各區	八〇、〇〇〇元
城市商人	八、〇〇〇	城市商人	五、〇〇〇
會員各區	六四、〇〇〇	贛縣	五五、〇〇〇
城市商人	八、〇〇〇	公略	五〇、〇〇〇
均門嶺商人	一八、〇〇〇	萬泰	四〇、〇〇〇
永豐	三〇、〇〇〇	勝利	五五、〇〇〇
廣昌	四〇、〇〇〇	石城	三〇、〇〇〇
城市商人	六、〇〇〇	城市商人	六、〇〇〇
信康	二、〇〇〇	鄒尋	一五、〇〇〇
安遠	一五、〇〇〇	城市商人	二、〇〇〇
城市商人	二、〇〇〇	安樂	一〇、〇〇〇
雩都	五〇、〇〇〇	宜黃	五、〇〇〇
城市商人	四、〇〇〇		

E、勞働狀況の一班

勞働情形	萬泰	尋鄔	永豐	公略	贛縣	興國	安遠	勝利
勞働契約確立數	四一	合計一〇〇	確立進行中	一部分確立せり	三〇	六六	五九	一五〇
團體契約確立數	三七				二〇	二	一	九
未確立數	約三割		一部分					

全縣成年工人數	一、八〇二	三九五	一、三九六	一、三七〇	一、〇六九	一、九三三	城市の一一一數	二、五五八
青年工人數	二一七	店員　三〇	二八七	四五〇	五九〇	一、二三五	同　二一	八八一
兒童工人數	七一	苦力　三〇	一三	九〇	五〇	二九五	同　八	二三八
女工人數	一一	木工　三〇 傭農　一一七	五二	四〇		七四		五一
八時間六時間四時間勞働制に關する實行程度	大多數實行せり	城市に在つては既に實行せり	未だ實行せず	合作社以外は實行せず		合作社のみ實行す	一部分實行す	一部分實行せず
勞働時間勞働時間は既に減少勞賃も減增に關する調査	增加	勞賃增加時間は減ぜず	勞賃は稍增加時間は舊の如し	勞賃增加時間はやゝ減少すり	勞賃は增加せず		勞賃は增加時間も少しく減少す	未調査		
勞賃增加の狀況	失業勞働者と傭農の狀態	店員徒弟各業勞働者すべて師等增加前年に比し四割增加	すべて增加	すべて增加一年前に比しそし時間は未だ額甚だ多し減ぜず	すべて增加但市は一年前に比し三割鄉村は三割强增加	城市は增加鄉區は未調査	各業共總て增加す特に烟草鐵工紡績工業は增加大なり	
勞働部と工會との關係	一部分に田を分配	全部に田を分配	同　上	失業者に田を分配傭農不詳	全部に田を分配	未調査	全部に田を分配	
失業者紹介所とその救濟	密接	密接ならず	最近接近す	密接	密接不十分	密接ならず	密接ならず	只登記工作のみ
	一部分工作を執行					未進行		

F、文化教育に關する統計

レーニン小學校　二、二七七校。

レーニン小學校教員　二、五三五人。

これは勝利、會昌、尋鄔、萬泰、興國、永豐、寧都、公略、贛縣、安遠、雩都、樂安、南廣、宜黃等十四縣の八、九月分の舊數字に信、會、勝、尋、萬、永、寧、安、興、雩等（何れも縣の頭字）各縣十月分の新增加數字の總數を加へたものである。但し公、贛、樂、南、官等五縣十月分の新增加數字は報告なき爲め、この中に含まず。

男　生	六二、六六一人
女　生	一九、六八一人
合　計	八二、三四二人
赤軍子女	三、九四七人

これは勝利等十四縣八、九月の原有數字に、勝、尋、萬、永、寧、公、安、興、雩等十縣十月分の新增加數字を加へたもので、信、贛、雩、樂、南、等六縣十月分の數字は含まず。

富農及び商人の子女　一、四六六人

これは勝利等十四縣八、九月分の數字にして、新增加數字は含まず。

夜學學生	三、二九八校	夜學學生	五二、二九二人
識字小組	一九、八一二組		
識字組員	八九、九一六人		
倶樂部	七一二ヶ所		
識字委員會	（原文不明）二〇五、八三三人		
無學成年			
無學兒童	九三、六七七人		

これは勝利等十四縣の原有數字である。

無學青年　二一、六七三人

これは勝、雩、萬三縣の原有數字である。

中央師範への入學生　三〇五人

省立レーニン小學教員訓練班學生　八五人

第三節　國民政府の見たるソヴエート政府經濟

政策の實施概況

目前國民黨がソ區を總攻擊する時に當り、ソ區の經濟狀況を研究してソ區に對する經濟封鎖政策を施行する國軍を幇助することは、共產軍を消滅する積極辨法の一である。殊に經濟封鎖を厲行することは、ソ區の經濟來源を更に破產せしめるものである。ソ區に多くの必需品、例へば食鹽、石油、藥品等の如きものが外部より運送されることは明らかな事である。ソ政府は此種の必需品を得る爲めに、多くの商人を利用して外部より購入する。從つて此種物品の價格は外部に比較して一倍乃至數倍高い。然るに、農產品は此れに反して安い。湘鄂西ソ區(湖南湖北西部)に產出する米、茶、油、豆等の如きは、價格が低落して現在の市價では、一石の米を以て、尙ほ四五斤の鹽、六七斤の種油に換へることも出來ず或は之を一元に賣ることも出來ない。これに因つて、ソ區に於ける農民の生活狀況が如何に劣惡なるかを想像することが出來、又ソ區に於ける農民は生きんとしても生き得られず、死なんとしても死する勇氣も出ない狀態であることが判るであらう。にも不拘、ソ政府は方を講じて農民を救濟しないばかりでなく、却つて種々の方法を用ひては農民を搾取してゐる。左にその概要を摘錄することにしよう。

一、ソ區經濟政策の原則

イ、ソ區經濟は務めて非ソ區と流通交易すること、封鎖は自殺的政策である。

ロ、中小商人の正當なる營業を許可す、中小商人に對しては苛捐を制限する。但し奸商が故意に物價を吊り上げ經濟界の秩序を破壞するに於ては、ソ政府は必ず之を嚴重に處分する。

ハ、農產物の輸出と工業品の輸入とは、ソ政府に於ては獨占を行はない。又ソ區の工業品はソ政府に於て全部を供給するが如き夢想も抱いてゐない。ソ區內に於ける工業品の供給は、必ず中間商人をして行はしめ、ソ政府は只此の調節作用をなすのみである。

ニ、生產に重大關係ある工業、例へば農具工場、船の修繕工場、糧食種子合作社、搾油場、製紙工場等の如きは積極的に恢復を圖る。

二、稅務政策

土地稅　土地の收穫高と農民の階級に照して微稅し、一年計算を以て春秋二期に分つて徵收する。その標準は左の如し、

イ、鄂豫皖ソ區(湖北河南安徽)の標準

區分	徵收標準	百分率
富農	一〇〇元	一五%
中農	一〇〇元	五%
貧農	一〇〇元	三%
僱農	一〇〇元	免稅

ロ、湘鄂西ソ區(湖南湖北西部)の標準　土地の數を以て標準とし、土地の肥瘦により上下の二等級に分ち、毎年秋の收穫後之を徵收する。(一畝は我が六畝餘)

等級	畝數	徵收%	備考
上等	十畝以上十五畝以上四十畝以上	一〇% 一五% 三〇%	十畝以下は徵收せず
下等	十五畝以上三十畝以上六十畝以上	一〇% 一五% 三〇%	十五畝以下は徵收せず

三、營業累進稅

イ、湘鄂西ソ區(湖南湖北西部)に於ける標準

商人は資本金二百元を以て標準とし、二百元以下は徵收しない。二百元以上の資本金に對しては、五%、五百元以上は一〇%、一千元以上は一五%、五千元以上は二〇%、一萬元以上は二五%、五萬元以上は三〇%、十萬元以上は四〇%を徵收し、五、八、十二月の三期に分つて納付する。

ロ、鄂豫皖ソ區(湖北、河南、安徽)に於ける標準

表例比收徵稅業營

資本	稅額百分率
元 50—— 元 200	2 %
200—— 300	2.5 %
300—— 400	3 %
400—— 500	3.5 %
500—— 600	4 %
600—— 800	5 %
800—— 1.000	5.5 %
1.000—— 2,000	6 %
2,000—— 4,000	6.5 %
4,000—— 6,000	7 %
6,000—— 8,000	8 %
8,000——10,000	10 %

共產軍は河南商城を攻略して以來、湖北、河南、安徽ソ區を一括して凡有る稅收を統一する必要上より、特に稅收規則を制定し、內地關稅をも設立した。その各種稅種は左の如し。

1、土地稅　2、營業累進稅　3、手數料稅　4、特種稅　5、輸入稅　6、輸出稅

以上の稅務を除く外、尙ほ『紅軍公債』を發行したり、雜稅を賦課する等枚擧に勝へね程ある。若し各種の納稅に反對するが如き話言を發したり、或は累進稅の破壞を企つるが如き者があれば、反動派として處罪し、若し帳簿を僞り納

稅を逃避せんとする者があれば、法廷に於て判決し、その營業を沒收する。又若し脫稅する者があれば、その貨物を沒收し、且つ十倍の罰金を課し、或は監禁し、期終らば驅逐出境せしめ、再び來て營業するを許さない。

四、合　作　社（協同組合）

共產黨は國民黨の經濟封鎖を破壞し、ソ區の商工業の發展を圖る爲めに、合作社（協同組合）を組織してゐる。合作社は消費合作社と生產合作社との二種に分れてゐるが、ソ區の財政上及び人選問題の爲めに當分の間先づ消費合作社のみを設立し、その內に生產合作社も設立することにしてゐる。現在合作社の組織は各ソ區の市に辨事處を設け、各縣に管理處を設けてゐる。その組織系統は左の如し。

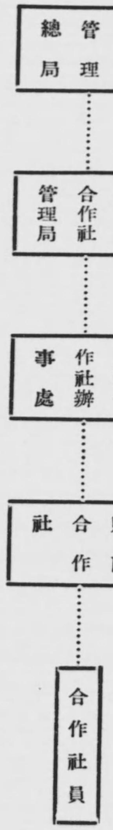

イ、合作社はソ區に在つてはソ政府の保護監督下に在る。勞農並に一切の革命大衆はその社員たることを得。

ロ、凡そ社員として入社する時は入社金を取る。貧農二元、中農及び一切の僱員は四元、之を二期に分つて納入し、管理處より證書を發給す。

ハ、入社退社は絕對に自由で、入社の際納付した入社金は退社の際その全額を返還する。但し利子は附せない。

ニ、凡そ合作社の社員にして社證を有する者は、社に於て物品を購入する際一切の優待條件を享受す。社員に非ざる者の物品購入に就ては別に之を定む。

ホ、合作社は政府の批准がなければ組織することを得ない。營業合作社の種類は左の如し、

1、農具合作社　2、牧牛合作社　3、種子合作社
4、家畜合作社　5、各種商業合作社　6、手工業合作社

五、紙幣問題（通貨問題）

ソ區に於ては、ソ中央政府にて『國家工農銀行總行』を組織し、各省には省銀行を組織して各々紙幣を發行して居る。（下級銀行は絕對に上級銀行の指揮を受く）、政府と雖も勝手に銀行より金を引出すことは出來ない。萬已むを得ざる時にも利子を附して償還せねばならぬ。各級銀行は必ず兌換事務を行ひ、ソ區の金融を調節し、農民の預金及び農民への貸付事務を處理せねばならぬ。然るに各縣ソ區は紙幣を亂發し、又銀行資本は生產事業に投資せずして日々債券發行のみを行ひ、銀行事務の擴張に注意を忘つた爲めに、各銀行の責任者は現金を掻き集めても大衆の兌換に困難を感ずるに至り、その爲め紙幣の信用は日に益々低落するに至つた。（國民政府の資料による）

第四節　支那ソヴエート區の土地政策に對する國民政府の批判

ソヴエート區が出來てから一九三〇年迄を第一期と爲す。その間共產黨は土地分配問題に對しては、何等確定的原則

も定めず、主として、各ソ區の實際情況に根據して決定してゐた。例へば人口に照して平均分配するものもあり、生産力或は勞働力に根據して分配するものもあつて、其の分配の方法は一定してゐなかつた。一九二八年の中共第六回大會は土地問題に對して次の如き決議をした。

『……沒收した土地は農民兵士代表會議（ソヴエート）の處理に歸し、土地なき及び土地少き農民の使用に分配供給す』と。更に又曰く、

『若し土地の平均分配といふ此の一口號は、廣大なる農民大衆の擁護ある時には、共産黨は之れを支援し、同時に此の一口號が小ブルジョアジーに一種の社會主義的幻想を與へるが如き時には、之を警戒せねばならぬ。』と。此等の口號よりして我等は明白に所謂李立三コース以前には、共産黨には土地分配の具體的辦法が無かつた事を看取し得る。斯くの如く中共第六回大會頃に於てすら然うであつたのである。

他の一方に於ても、共産黨は所謂地主の土地を沒收する口號を揭げ乍ら、一切の良民の財産及び土地を沒收して、眞の土豪劣紳や地主の土地は決して沒收しなかつた。六回大會前後に於ける中共の政策は明らかに之を明示してゐる。革命家族の土地は沒收しないと云ふ名義の下に眞の豪紳地主の土地さへも保障してゐる。斯くの如く、第一期に於ける中共の所謂土地政策は眞に天下の滑稽事であつた。

第二期卽ち李立三コース時代の土地分配方法は、一般的に人口や生産工具を以て標準と爲し、卽ち人口と生産工具の多い者は多く土地を得、之れに反して人口や生産工具の少い者は土地を少く得る。此の種の分配方法は、共産黨が後に詳細研究の結果、此れは錯誤で、所謂富農コースであると認めた。卽ち一般に云ふ富農の家庭は大きく且つ人口も生産工具も比較的多く所有してゐる。そこで若し人口や生産工具に依つて分配すれば、其の結果は多數の土地は富農の手に落ちる事になる。同時に此の時期內に在つて共産黨は、僱農及び共産軍の兵士には土地を分配せぬ事を決定した。其れは農村中の無産階級たる僱農に、若し土地を分配すれば、無産階級は變じて地主、富農となり、又共産軍兵士に土地を與ふれば、共産黨の爲めに死力を盡して犧牲となる事を肯じなくなるのではないかと深く恐れたが爲めである。斯樣な事情からして、共産黨は所謂集團農場を組織して、政府の管理の下に僱農をして共同耕作に從事せしめた。

第三期は卽ち四中全會（一九三一年一月）後の所謂國際コース時代である。共産黨は此の時期に於ては嘗に地主の土地を沒收するのみでなく、富農の土地をも沒收した。同時に第一、二期の經驗と敎訓とに依て土地分配方法をも決定した。卽ち人口、勞動力及び土地の肥瘠を以て標準原則として土地を平均分配する事にした。彼等は此の標準原則より更に好い方法はない、此の原則を實行すれば彼等が過去に冒した此の問題に關する一切の錯誤は總て帳消しが出來、農民は悉く革命の恩惠を得る事が出來ると考へた。然るに事實はこれに反して、大部分の土地は尙ほ共産黨の官僚の掌中に獨占せられてゐる。

上述する所により我等は已に共産黨の土地分配に就ての梗概を了解した。これに關し、今一歩を進めて解剖するに當り、我等は共産黨の土地分配の方法如何に關して改めて批評する必要はない、只一歩を進めてソ區に於ける土地分配以後の實際情況を分析すれば足りる。共産黨は常にソヴエート區域に就て大々的に、ソ區には土豪、劣紳、地主はない。農民を剝削する者もない、兵士には土地を均分し、工人生活は改善せられ、八時間勞働を實行して居る等、ソ區の如何に好いかを宣傳して居る。然るに其實は全く此れと反對で、彼等の話は總て大衆を欺き大衆を誘引するものであり、彼

等を保護し、彼等の上層分子の爲めに大衆を犧牲となすものである。ソ區に於ける土地は數回に亘つてその分配を行つたが、其結果は左の如き仕末である。

(1)共産黨は所謂『紅軍公田』の名義の下に廣大なる肥田を自己の所有となし、共産黨の親戚朋友及び所謂革命家族並に忠實にソ區の爲めに犧牲となり、或はソ區に於ける各機關の要職に在る者等權力あり勢力ある人々のみ廣大なる肥田を占有し得ることとなつてゐる。

(2)共産黨は男子殊に壯丁を强迫して共産軍に加入せしめ、戰線に送つて砲火の犧牲に供してゐる爲め、多くの土地は施肥耕作する者もなく荒廢してゐる。

(3)數年來のソ區の誅求、所謂統一累進稅に依る搾取により、農村經濟は破産し、生産力は減少し、農民は肥料や農具を購ふ金もなく土地は荒廢してゐる。

此種の情形の下に於ても、尙ほソ區の農民が總て土地を得て皆安居樂業して居るならば、誰れも共産黨に服從しないなどはない。此れに因て我等は次の樣な結論をなす事が出來る。『共産黨の所謂土地政策は、一般良民（即ち眞正なる農民）を不幸にし、最も幸運なる者は所謂革命家族（即ち共産黨官僚）である。』と。斯くの如く、彼が常に絶叫する所の『土地は農民に歸す』てふ口號は只紙上の空文でしかないのである。（國民政府の資料による）

備考　ソヴエート政府の土地分配に就ての他の文獻によれば、『富の等級と家族の人數を以て標準となし、三斗（四斗を一畝＝我が六畝餘＝とす）以上の所有者を中農、四斗以上を富農、八斗以上を地主となし、地主の土地は悉く沒收して、無所有者に分配し標準は一人宛二斗五升である。』と述べてゐる。（上海日氏情報第四九九號による）

第五節　我國左翼支那研究家の見たる支那ソヴエート政府の經濟政策の實施概況

一、工業方面

中國ソヴエート臨時中央政府即ち瑞金政府の經濟政策綱領の第一款は工業方面に關するものであり、其の第一項は列强の在支經濟動脈の國有化を云々してゐる。

中國の完全な獨立を保障する爲め、ソヴエート政府は中國に於ける帝國主義の一切の經濟的動脈を國有に移すべし（租界、海港、銀行、鐵道、航業、鑛山、工場、等々）。現在許され居る外人企業は新たに租借條約を締結する事に依りてのみ生産の繼續を許さる。但しソヴエート政策の一切の法令、八時間勞働制の實行、竝に其他の條例を遵守すべきものとす。若し此等の企業主が此等の條件に違反し、怠工を實行し、企業を閉鎖し、ソヴエート政府の內政に干涉し、反革命を擁護する場合は、直ちに之を沒收して國有とす。

上記の條件は到底實行さるべき性質のものでない故、若し赤軍に列强投資の企業が占領せられた時は、沒收の浮身に遭はねばならない。租界の回收は既に毒見濟みである。即ち九江及び漢口の英租界の武力回收は、吾々の記憶の底から消えてゐない。現在脅かされてゐる外國企業は長江流域に少くない。江西省では、南潯鐵道（日本東亞興業會社投資）、

株萍鐵道（支那官營なるも、漢冶萍煤鐵公司と關係深し）、萍鄉炭坑（日支合辦、漢冶萍煤鐵公司系）、餘干炭坑（對日借款擔保）等が危險狀態にある。しかも江西では上記の如く日本資本が最も打擊を感じてゐる。餘干縣の一部は贛東北ソ區に屬してゐるから、或は餘干炭坑は該區の赤軍第十軍の侵犯を受けたことがあるかも知らぬ。何れにせよ經營は困難であらう。萍鄉縣の大部分は湘贛ソ區に屬して居り、株萍鐵道の沿線（萍鄉・醴陵兩縣）は大部分ソ化して居る故、萍鄉炭坑竝に株萍鐵道は辛じて支へられてゐる現狀である。南潯鐵道は物資の輸送といふよりは、討伐軍の輸送機關としての機能を有してゐるに過きない。

湖北省では大冶鐵山竝に大冶鐵道（日支合辦、漢冶萍煤鐵公司も安全を保障されてゐない。長沙事變の際危險に瀕した故事は兎に角として、大冶縣は現在陽新、蘄春の如きソヴエート縣に取卷かれて居り、其の一部は赤軍の侵入を受けてゐる。平漢鐵道の危險は諜々する迄もない。粵漢鐵道とて同樣である。

經濟政策綱領の第二項は中國土着資本家に對する政策である。

ソヴエート政府は中國資本家の企業に對しては尙國有を實行せず。僅かに工場委員會及び職工會より工人の生産管理を實行するのみとす。但し此等の企業主が怠工をなし、ソヴエートの法律を破壞し、或は反革命の活動に參加し、故意に生産を破壞又は停止する場合は、直ちに此等企業を沒收し、各々の具體的條件に照し勞働者協同工作組合、協同組合又はソヴエート政府の管理に移すべし。

現在ソヴエート區域には、近代的工業を有する都市は極めて少い。それは彼等が省境の山脈地帶を中心根據地として河流地帶に漸次發展したからである。彼等が侵取したことのある、又は占領してゐる重要都市は、長沙（湖南）、吉安、贛州（以上江西）、宜昌、沙市（以上湖北）、龍岩、漳州（以上福建）等である。都市が占領せられた場合は、原則的には中國資本家の企業は沒收されないとあるが、事實は嚴重な監視の下では到底經營は不可能に陷り、結局は條文通りソヴエート所有に移される破目になる。一昨年四月當時には湘鄂西境ソ區の沙市には製梱工一、二〇〇人餘居つた。湘鄂贛ソ區では瀏陽にはソヴエート製紙工場が、蓮花には石炭、磁器等の企業が、萬載には茶壺、磁器、茶器等の工場が、三一年當時より運轉してゐる。これらは勿論、土着企業主から奪つて受繼いだものであり、未だ手工業狀態を出ててゐない如くである。條件付の非沒收はソ區內の物資缺乏補給の方便に過ぎぬ。

第三項は赤軍關係産業の發達策を物語つてゐる。

工業の發展を促進せしむる事に力を集注し、ソヴエート政府は、特に赤軍に供給する物品を生産する一切の工業の發展を管理する事に注意す（工場、職場、手工業、家內工業、等）。

赤軍の軍需品工業の發展策が此れである。卽ちソヴエート特別區にはその中心地に可成り大規模の兵工廠及び火藥局が設けられ、各ソヴエート縣には小規模の兵工廠が設けられてゐる。江西省の如きは小鑛山多く、その鑛産は原始的方法で精錬され、彼等の土砲、大砲、鳥銃、刀、槍、銃砲彈等の製造に用ゐられてゐる模樣である。例へば、贛東北ソヴエート區の中央兵工廠は橫峯縣葛源にあり、昨年既に五百人の從業員を有したと報ぜられてゐる。兵器工場の外、製靴工場、裁縫工場等が各ソ區に設けられ、赤軍の衣類を補給してゐる。

二、商　業　方　面

經濟政策綱領の第二款は商業方面であるが、其の第一項はソヴエート政府の基本的な商業政策であるだけ注目すべきものである。

ソヴエート政府は商業の自由を保障すべく、日常の商品市場關係には干渉すべからず。但しソヴエート政府は商人の投機及び價格の吊上げを嚴禁し、商社聯合會を解散せしめ、大商人が商社聯合會の名義を以て價格を左右する事を嚴禁す。若し商人がサボタージュ或は經濟封鎖に依て、民衆生活の基礎たる主要生産品及び赤軍の必要品の供給を危ふくするが如き場合には、ソヴエート政府は日常の必要品價格の最高限度を規定すべし。但し此方法は必要の場合にのみ施行せらるべきものにして、可能な狀態に至れば再び商業の自由を回復すべし。

これは國民黨軍に依る經濟封鎖に惱むソヴエート政府がソヴエート區域内の商品流通の圓滑化、竝に物資缺乏に因る物價騰貴に對する抑制に大童である事を物語つてゐる。小商人の商業は自由であるが、大商人は大制限を附されてゐる譯である。而も商人に對しては商業累進稅が課せられてある。卽ち關稅（非ソ區との貿易）、營業稅（店舗）、口錢稅（問屋）等がそれであるが、この稅制に就ては後述することとする。商業累進稅の結果は大商人の倒産、逃亡を來し、ソ區内には大商業は見當らぬと云はれてゐる。

第二項は非ソヴエート區域との貿易に關する政策である。

ソヴエートの商業貿易を許し、對外貿易の壟斷を行ふべからず。同時に、ソヴエート政府は此等の貿易を監督し、ソヴエート區域への必需商品の供給を保障す。銀貨の輸出は必らず當該地ソヴエートの許可を要す。

これはソヴエート區の物資缺乏對策の一つであるが、非ソ區との取引は極めて困難を喫してゐる如くである。殊に藥材、食鹽等の缺乏は甚だしいと云はれてゐるが、此れには免稅を以て保護してゐる。國民黨軍は死罪を以て嚴禁するものの、矢張り密輸出入が夜間など行はれ、湘鄂西ソヴエート區の如く水に惠れた所では、河港すら設けられてゐる。該區では關稅收入が稅收の大部分を占めてゐる由である。銀貨の輸出に就ては看過し得ない事がある。ソヴエート政府發行の銀貨又は紙幣が非ソ區に流出した場合には、國民政府側の貨幣の暴落を來し、時には赤軍の侵入にも等しき打擊を與へる。一時湘鄂贛ソ區の貨幣が岳陽縣に流出した時は、彼地の金融が動搖された事がある。

第三項は協同組合（合作社）政策である。

ソヴエート區域内の貿易を整頓し、勤勞者大衆の利益を保障し、又勤勞者大衆の必需品の供給を改善する目的の下に、ソヴエート政府は極力消費組合を組織發展するを要す。消費組合にはソヴエート政府の財政的援助、稅金の免除を得せしめ、沒收せる家屋及び商店の一部を組合の使用に提供せざるべからず。又勤勞者の食糧供給の保障のため、ソヴエートは共同倉庫、食糧蓄藏を提起し、原價供給と救濟の實行を容易ならしむべきものとす。

この消費組合運動はソ區全般に亘つて行はれてゐる。ソヴエート政府が生活必需品の流通機關として此れに極力援助を拂つてゐる事は、注目すべき事柄である。例へば湘鄂西ソ區では先年の長江大洪水以前に百三十の消費組合があり、水災後は九十數個に減じたとのことであるが、此れより推して全國各ソ區では組合數は數百に上るであらう。

食糧問題は彼等にとつて大問題であるので、此れには殊に要意周到である。共同倉庫制度が各ソ區で實行に移されてゐる模樣であるが、就中江西中央區及び豫鄂皖區では早くからその條例が布かれ、穀物の收集貯藏が行はれてゐる。例へば豫鄂皖ソヴエート政府から發せられた『糧食貯藏收集暫行條例』は十ケ條より成つてゐるが、要點は穀物の一部分

の累進的貯藏と最安全地への共同糧食貯藏所の設立とである。各戸から納入する穀物は人數を規準とし、各人あて一石以上のものは左表の如く納入する（但し四石以内は收集しない）のである。

一——三石	八％
三——七石	一三％
七——一〇石	二一％
一〇——一三石	二七％
一三——一七石	三〇％
一七——二〇石	三二％
二〇——二五石	三五％
二五——三〇石	三七％
三〇——三五石	三九％
三五——四〇石	四一％
四〇——四五石	四二％
四五——五〇石	四三％

この倉庫制度は、常に戰時財政の狀態にある彼等が經驗から得た方法であり、兵災による饑饉の豫防、赤軍糧秣の供給のためである。倉庫に收められた食糧は大抵兵糧に供し、一般民の食糧は非ソ區への遊擊による掠奪に待つてゐるとも云はれる。

三、財政及び稅則方面

ソヴエート政府の財政政策に就ては比較的詳細に見る必要がある。財政政策の第一項は——

舊稅捐制度及び一切の苛斂誅求を消滅せしむる爲め、ソヴエート政府は新たに適當な統一的累進稅則を規定し、租稅を資產階級の負擔に轉ぜざるべからず。ソヴエート政府は赤軍兵士、勞働者、都市貧民、農村農民大衆の家庭からの納稅を完全に免除し、若し納稅者が意外な災害に遭遇するが如き場合には、納稅を免除する外亦狀情を酌量して納稅を輕減する事を得せしむ。

とある。この政策は中國の細民階級をソヴエート政府に吸收し得た政策である。稅捐の苛重は軍閥制度最大の禍患であり、正規の租稅以外の苛捐の存在は衆知の事柄である。此れに反してソヴエート政府が單一累進稅則を採用した事は、細民の隨喜する所である。この點は考ふべきものがある。稅金は土地竝に商業にのみ課せられてゐる。

先づ土地稅に就て見れば、一般的に穀納であり、各特別區ソヴエートは各區の狀況に應じて土地累進稅條例を發し、其の經濟財政委員會にて收稅を行つてゐる。例へば湘贛ソヴエート特別區の土地累進稅率は次の如くである。

全家總餘剩穀物量	稅率	實收稅
一〇〇斤未滿	免稅	免稅
一〇〇——二〇〇斤	一〇・〇％	一〇斤
二〇〇——三〇〇斤	一一・〇％	二三斤
三〇〇——四〇〇斤	一三・〇％	三九斤
四〇〇——五〇〇斤	一四・五％	五八斤
五〇〇——六〇〇斤	一六・〇％	八〇斤
六〇〇——七〇〇斤	一七・五％	一〇五斤

七〇〇―― 八〇〇斤	一九・〇%	一三三斤
八〇〇―― 九〇〇斤	二〇・五%	一六四斤
九〇〇――一、〇〇〇斤	二二・〇%	一九六斤
一、〇〇〇斤以上は一〇〇斤毎に一五%增す		

餘剩穀物とはこの場合、一年間の各人の食用を六〇〇斤として計算し、全家の食用を除外した額である。穀物の外、菜種油、苧麻、紙、材木、樟腦油、茶等の主要農產物は下級(縣、區)ソヴエートが稅則を立て、省ソヴエートの批准を經て累進稅を徵收してゐる。

湘鄂西ソヴエート區の土地稅率は次の如くであり、湘贛ソ區よりも簡單である。

成分	徵收單位	百分比
富農	一〇〇元	一五%
中農	一〇〇元	五%
貧農	一〇〇元	三%又ハ免稅

但し湘鄂西は最も水害地であつたため、土地稅の徵收は昨年あたりは思はしくなく、此れが補給策として綁票の如き人質政策を盛んに採用したらしい。湘贛鄂ソヴエート區の收稅成績は良好だと云はれ、萬載縣の如きは一九三〇年當時既に、二、四〇〇石の收稅額があつた。

土地累進稅は、中農は先づ耐へ得るとしても、富農にとつては耐へ難いので、彼等は穀物を時々隱匿する。ソ聯邦ですら今尙ほ多量の穀物が隱匿されると云ふから、これは當然の話である。此れに對してソヴエート政府は累進稅懲罰條例を以て臨み、逮捕、罰金、追放の苛刑に處してゐる。

次に商業累進稅を見よう。それは普通、營業稅、佣金稅、鬪稅の三稅に分れて居り、この外特別稅もある。實例として豫鄂皖ソヴエート政府の商業累進稅をあぐれば、佣金稅、營業累進稅、輸入累進稅、特別稅の四種である。

佣金稅は卽ち口錢稅にして、猪行(豚問屋)、茶行や其他一切の中間商人の資格で口錢を採つて儲ける行家(問屋)に就いて課する稅である。各問屋の帳簿は毎日ソヴエート政府稅務局の檢査員に檢査される。其の稅率は次の如くである。

毎日の營業額	口錢所得に對する稅率
二〇元以下	免稅
二〇元	一五%
四〇―― 七〇元	二〇%
七〇――一〇〇元	二四%
一〇〇――一五〇元	二七%
一五〇――二〇〇元	三〇%
二〇〇――二五〇元	三二%
二五〇――三〇〇元	三四%
三〇〇――三五〇元	三六%
三五〇――四〇〇	三七%
四〇〇――四五〇元	三八%
四五〇――五〇〇元	四〇%
六〇〇――七〇〇元	四二%
八〇〇――九〇〇元	四三%

九〇〇——一、〇〇〇元　四四%

營業累進稅は一定の店舗を有して商品を店頭に陳列して貯賣する商人に課せられてゐる。帳簿は問屋の場合と同樣に稅務局の檢査を受け、納稅は一ケ月毎である。稅率は口錢稅よりずつと低率である。

每月の營業額	稅率
一五〇元以下	免稅
一六〇——二〇〇元	〇・五%
二〇〇——三〇〇元	〇・六%
三〇〇——四〇〇元	〇・七%
四〇〇——五〇〇元	〇・八%
五〇〇——六〇〇元	〇・九%
六〇〇——七〇〇元	一・〇%

輸出累進稅は一種の關稅であり、非ソ區から貨物を輸入する者に課せられ、ソヴエート境界の稅關に納入せられるのである。稅率は前の營業累進稅と同樣である。

特別稅は禁制品と奢侈品に對して課せられてゐる。禁制品は煙草、酒及び其他の麻藥類で、之に對しては極めて重稅を課してゐる。卷煙草稅は三〇%、本國產の葉煙草竝に刻煙草は一〇%の稅率である。奢侈品に屬するものは絹物竝に肉類にして、豚、羊等の奢侈稅は一律に五%である。併し糧食、綿布、藥料、棉花等の如き必需品は免稅である。

も一つの實例として湘、贛ソヴエートをあげよう。該區では商業の種類を必需品、普通品、奢侈品の三種に分けて、徵稅の標準を決定してゐる。

必需品とは茶、油、食鹽、マッチ、藥材等であるが、此等は免稅の特典に浴してゐる。

普通品とは石油、粗布、文具、紙等を指すのであつて、其の稅率は次の如くである。

資本總額	稅率	實收額
五〇元以下	——	免稅
五〇——一〇〇元	二・〇%	二元
一〇〇——二〇〇元	二・五%	五元
二〇〇——三〇〇元	三・〇%	九元
三〇〇——四〇〇元	三・五%	一四元
四〇〇——五〇〇元	四・〇%	二〇元
五〇〇——六〇〇元	四・五%	二七元
六〇〇——七〇〇元	五・〇%	三五元
七〇〇元以上は一〇〇元每に〇・五%を增す		

奢侈品とは洋貨、煙草、酒等にして、其の稅率は普通品を二とすれば、三の割合である。

資本總額	稅率	實收稅
五〇元以下	——	免稅
五〇——一〇〇元	三%	三元
一〇〇——二〇〇元	四%	八元
二〇〇——三〇〇元	五%	一五元
三〇〇——四〇〇元	六%	二四元
四〇〇——五〇〇元	七%	三五元

五〇〇——六〇〇元　八%　四八元
六〇〇——七〇〇元　九%　六三元

序に湘鄂西ソヴェート區の商業累進稅を見れば、營業稅と關稅の二種である。卽ち、行商と坐商の二種に分れてゐる。坐商は貨物の流通資本を標準として徵收され、行商は流通資本と貨物仕入總額に照して統一關稅を徵收されてゐる。坐商の營業稅率は左の如くである。

資本	稅率
五〇元以下	免稅
五〇——二〇〇元	二・〇%
二〇〇——三〇〇元	二・五%
三〇〇——四〇〇元	三・〇%
四〇〇——五〇〇元	三・五%
五〇〇——六〇〇元	四・〇%
六〇〇——八〇〇元	四・五%
八〇〇——一、〇〇〇元	五・〇%
一、〇〇〇——二、〇〇〇元	六・〇%
二、〇〇〇——四、〇〇〇元	六・五%
四、〇〇〇——五、〇〇〇元	七・〇%
五、〇〇〇——八、〇〇〇元	八・〇%
八、〇〇〇——一、〇〇〇〇元	一〇・〇%

行商人竝に赤色區を通過する白色區の商人に對して課せられる統一關稅の稅率は、左の如くAB二種に分れてゐる。

A、行商人及び食糧積民船の赤色區域輸出入稅率

種類	徵收標準	稅率
普通品	價格三〇元以上	一%
奢侈品	一律	五%
糧食（民船）		免稅
油類、鹽		低廉

B、赤色區通過の白色區商人輸出入稅率

種類	徵收標準	稅率
普通品	三〇元以上	一%
普通品	五〇元以上	累進營業稅
奢侈品	一律	五%

以上を要するに、ソヴェート政府の租稅政策は土地稅にあつては、貧農に對しては廉稅又は免稅を以て臨み、中、富農に對しては累進的に徵收を屬行し、商業稅にあつては、小商人保護策を講じ、日用品に輕く奢侈品に重い稅率を採用し、ソ區物資の缺乏、殊に食糧恐慌を緩和せんとしてゐると云へる。而も收稅は懲罰條例の發令により嚴行されてゐると見られる。

第二項は債務破棄政策である。此れは中國農村の九九%が高利貸借關係の中にある事を考慮に入れて置いて、條項を掲げるに留める。

一切の口頭上或は書面上の封建的賦役及び高利契約を取消し、又農民及び都市貧民の高利貸に對する各種債務を

取消し、債務の先取り或は債務に對する奴隷的賦役を嚴禁し、革命的法律を以て、奴隷的賦役及び高利貸借關係を回復せんとする一切の企圖を嚴重に制止せざるべからず。都市及び鄉村の貧民の入質せる一切の物品は之を原の持主に無償にて返還し、質屋はソヴエートに移すものとす。

第三項はソヴエート通貨に關する政策であるが、これは重視すべき性質のものである。

ソヴエート區域內に於ける舊貨幣の相場の差別を取消し、凡て同等にソヴエート區域內で通用するを得せしむ。但しソヴエート政府は此等の貨幣に對して檢査を行ひ、捺印記號して、その監督を便にすべし。ソヴエート貨幣を發行して、舊貨幣との兌換を行ふべし。外來の貨幣に對しては、既にソヴエートの捺印記號せる貨幣、或はソヴエートの發行せる貨幣と兌換を得せしめ、該貨幣のソヴエート區域內での通用を可能ならしむべし。

中國の貨幣制度が多岐極まるものである事は贅言する迄もない。ソヴエート政府は之に反し貨幣相場の一定、單一のソヴエート通貨の流通を實行してゐる。勿論各特別區に於てその强弱に應じて價値の相違は存する。各地ソヴエート政府の發行せる通貨(紙幣竝に銀元)は現在、莫大な額に上つてゐる見込みである。例へば、十五萬元餘の準備金を以て昨年一月創立された湘贛省工農銀行は、その開設當時紙幣二萬元を發行した。湘鄂贛ソヴエート區では、三一年八月當時平江工農銀行は紙幣一萬三千元、銀元一千元を、瀏陽工農銀行は紙幣一萬元を、萬載農民銀行は紙幣六千元を、修水工農銀行は紙幣約三千元を發行してゐた。湘鄂西ソヴエート區では、昨年の報告に紙幣六十萬元を回收したと述べられてゐるから、其の發行高は百萬元を遙かに超えてゐるであらう。要するに、各地ソ區の通貨發行高はその實際數字は不明であるが、莫大である事は論を待たない。此のソヴエート通貨の存在は中國非ソ區金融を困亂せしむる一要因である、

從つて國民政府はその使用に對しては極刑を以て臨んでゐる。(紙幣に就ては卷頭寫眞第三、第四頁參照)

次は銀行制度に關する政策であるが、此れは通貨問題と密接な關係にある。

統一的貨幣制度を實行し、一切の勤勞者大衆を援助する爲めソヴエート政府はソヴエート工農銀行を開設し、且つソヴエート區域に分行を設くべし。銀行は貨幣發行の特權を有するものとす。工農銀行は資金を各農民、家內工業者、協同組合、小商人に貸付け、以てその經濟の發展を促進せしむべし。該銀行は貨幣の兌換を行ひ、其の分行は稅徵收の役割をも附帶するものとす。

現在ソヴエート中央銀行は江西中央區に存在し、各支行は省特別區內に設けられてゐるものの如くである。各省特別區ソヴエートの支行が實際上は各〻の中央銀行で、特別區下の各縣の小銀行が各〻の支行となつてゐると見るのが正しからう。何となれば、各ソ區は連續した地域を占めず、各〻一塊一塊を成してゐる現狀であるからである。江西工農銀行(湘贛ソ區)、贛東北貧民銀行、鄂西農民銀行(湘鄂西ソ區)、平江工農銀行(湘鄂贛ソ區)等が一般に知られてゐる。强力なソヴエート縣にある工農銀行は紙幣發行と共に、縣ソヴエートの金員竝に貴重品を保管してゐる。工農銀行の貸付け方面は詳かでない。

第五項は私有銀行に對する監督策である。

土着の各私有大銀行及び錢莊に對してはソヴエート機關は代表を派遣して、其の活動を監督せしむ。此等の銀行が如何なる貨幣を發行する事をも絕對に禁止し、ソヴエート機關は銀行家が該地に於ける銀行を利用して反革命的活動を行はんとする一切の企圖を禁止すべし。

銀行竝に錢莊の高利貸借を取消されるのであるから、高利貸的要素を多分に有する中國の舊式な銀行、錢莊の經營はソヴエート機關の監督權の下では到底持續し得るものではない。申報は、例へば江西省の贛州、吉安、河口、上饒、景德鎭、袁州、修水等の錢莊の倒産を報じてゐる。銀行家が銀行を利用して工農銀行側の取付けを引起させて罰を醫すことがある、此れは沒收の口實となる。例へば湘鄂贛ソ區では銀行家は曾て工農銀行の信用を失墜せしめる事に成功した。

四、市政方面

ソヴエート政府は都市の市政問題に對しても目をつけ、殊に住宅問題の解決を以て民意を收攬せんとしてゐる。

ソヴエート政府は適當な方法と調節に依て勞働者及び都市貧民の借家家賃を輕減し、地主、豪紳、軍閥、官僚、政客の家屋竝に財産を沒收すべし。沒收家屋は之を勞働者、苦力、徒弟に分配し、或はソヴエートの公共事業に使用すべし、都市ソヴエートは凡有る方法に依つて貧民大衆の住宅問題を改良すべし。

都市が占領された場合、大住宅が沒收の難に遭ひ、貧民の住宅に充てられてゐるが、陋屋に慣れた苦力には夢物語に過ぎぬし、みながみな喜ぶ譯ではなく、討伐軍に奪回された場合の刑罰を恐れて之を喜ばぬ風もあると云ふ。時には富者にして自發的に自邸を明渡し、自らは貧民窟に隱遁し、難を避ける場合もある。沒收財産は一部分を都市細民に分配し、他の大部分は赤軍の軍費に充ててゐる模樣である。時には都市の占領は軍費捻出法として行はれる。例へば、一昨年赤軍第十軍が二三の都市を占領したのは軍費捻出のためであつたと、彼等自身の報告が後に自白してゐる。

以上中國ソヴエートの經濟政策一般を一通り見たが、要するに彼等の經濟政策は現在極度の勞農本位であり、戰時的破壞的な性質を徹底的に有してゐる。從つて共産軍の進出が列國在支權益の直接侵害を近き將來に惹起するやも慮られず、その成行は事態の惡化と共に注目すべきものがある。（『東亞』第六卷第八號所載小西壽男氏の研究）

第五章　支那ソヴエート政治の效果如何

支那ソヴエート政府は、第三章にて紹介した經濟政策を基本とし、前章に掲げた如く勞農大衆の爲めの諸工作を實施して、眞に大衆の生活を解決せる旨種々の工作報告上に公言してゐるが、その眞否の程は、これが實地調査をなした公平なる第三者の具體的證言も無き今日に於ては、その眞相を傳へることは到底不可能であるけれども、只少くとも次の事は言ひ得られると思ふ。即ち、

歴年軍閥や土豪劣紳の重壓下に呻吟して、世界に類の無い程貧困化せる支那農勞大衆の胸奥にピッタリと合致した、例へば『土地の分配』、『借金證文の燒却』、『抗稅抗租』、『打倒土豪劣紳』、或は又、『打倒地主、資本家』等の甘きスローガンの下に大衆的革命運動に彼等を動員し、彼等勞農大衆の地主、資本家、高利貸に對する年來の怨恨を利用して、彼等の救世主を以て任じて來たことは、その當否は兎も角として、ソヴエート政治が彼等に擁護せられて來た重大な理由であつたといふ點である。此點に關して、軍閥の巨頭何健すら嘗て、

『共産軍に對する武力的討伐は殆ど效果が無い。眞に共産軍を討伐する爲めには、我々はソヴエート以上の善政を布く必要がある。（極東經濟研究會編『極東危機の發展』第六九頁）。

と言つてゐる。又米人經營の上海『大晩報』（一九三二・八・二七）も、

『共匪は確かに匪ではない。それを匪と名附けようとする所に政府側の失敗が根據する。彼等は政治理論とプログラムによつて行動し、既に政府を持ち、民衆を組織してゐる。問題は剿匪ではなくして、政治理論と政策による競爭である。吾々は此の競爭に勝たなくてはならぬ。』

と言つて、國民政府の善政への努力を鞭撻してゐる。

更に次に引用することは、支那ソヴエートの政治が、少くとも農民大衆にとつては、國民政府の政治よりもより善政であることを裏書きしてゐる。即ち、上海の支那研究家H氏が江西省視察中に、湖北、湖南、江西省境に在るソヴエート區域から、九江に私用のため出で來た一農夫の實話として傳ふる所に依れば、

『最初自分達の住む部落は國民黨の支配下であつたが、數年前共産軍がやつて來た時、村の資産ある者は悉く避難し我々百姓のみ殘つたが、共産軍は直ちに避難した資産家の財産を沒收し、我々貧民に分配した。勿論土地も貰つた。現金はくれなかつたが、牛や農具等を分けて貰つたのは有難かつた。稅金も、我等貧民程安く、而も穀物を取つてくれるので便利だ。その稅率は國民黨の時代よりも遙かに安い。只若い者を悉く兵士に徵發し、若い者も又自ら兵士になることを希望するものもあるので、百姓するには手不足を感じ、相當骨が折れる。それから周圍を國民黨の軍隊に取り圍まれてゐるので、食鹽や日用品が手に入らず、これには皆が困つてゐる。病氣をしても藥が無いし、生きる筈の生命もあたら見殺しにせねばならない。併し皆が一樣に困つてゐるので、諦めがつく。一言にして言へば、國民黨の時代よりも幾分暮し易いであらう。皆も亦さう言つてゐる。』（上海H氏の江西視察記による）

と。これは自己の生活範圍しか考へない。否其他を考へる餘裕すらもたない水呑百姓の自己を欺かない純眞な言として

非常に興味を感じさせられるが、一般農民大衆の此種の氣持ちこそ、如何に大軍を以て武力討伐をしても、ソヴエート區域を消滅し得ない原因ではなからうかと思はれる。

事實支那今日の情勢を見るに、國民政府の標榜する三民主義は何一つとして忠實に實行せられてゐない。彼等が當初大衆に約束した民生主義の根幹たる『平均地權』『資本の節制』も殆ど今や棄てゝ顧みられず、勞農大衆は苛斂誅求、內亂續發等の虐政下に呻吟してゐる狀態である以上、彼等が、溺れる者は藁をも攫む心理作用からして、ソヴエート政治を意識的にと無意識的にとを問はず、兎も角擁護し、且つ國民政府の政治よりも自分等にとつてより善政であると思惟してゐることは、上述せる一農民の述懐から見ても公平に見て誤りない所であらう。

併し、共產主義運動が此の反面に於て、結論の第一章に述べてゐるが如く、支那全體の經濟上乃至社會上に幾多の打擊を及ぼした點は見逃してはならない。吾人は斷じて支那今日のソヴエートの政治が農民の貧困を解決して、農民の樂土を建設し得たとは思はないけれども、少くとも、彼等を心理的に吸引し得、而して又彼等も或程度之を擁護して來た如くその農民大衆に與へた心理的乃至社會的影響は、共產黨が將來支那のヘゲニーを把握し得るか否かは別問題として、見逃す可らざる重點ではあるまいか。

第六章　支那ソヴエート政治は結局失敗せるか？

江西省中央區（瑞金）放棄と關聯して——

支那ソヴエートの政治が支那農民の心理に投じて、或る程度彼等の擁護をさへ受けて來たことに就ては、前章に於て述べた如くであるが、最近ソヴエート政府當局が遂に首都瑞金を放棄するに至つた事を以て、國民政府當局や多くの支那研究者は、それは、『ソヴエート區の經濟建設も意の如く進まず、一方非常なる經濟困難に陷り、その結果、早くも民心はソヴエート政治より離れ、かくして支那ソヴエートの政治は結局失敗に終つた爲めなり』となしてゐるが、この事に就ては更に之を分析し究明して見る必要がある。即ち、農民大衆の年來の要求に投ずるが如き『打倒土豪劣紳』『沒收土地、分配農民』等のスローガンを揭げて農民を煽動した農民革命運動の當初と、遊擊戰爭から更に進んで政權を獲得して正式のソヴエート政府を樹立した後のソヴエート政治に對する態度の二つに分けて考察するを要すると思ふ。

共產黨が一九二七年（民國十六年）七月國民黨と分離して以來、四省秋收暴動、長沙事件等を經て、主として農民革命運動に狂奔してゐた所謂過去の遊擊戰爭時代に於ては、彼等の揭げた前記の如きスローガンは、確かに封建勢力の重壓下に呻吟してゐた農民の心理に投じて、農民から見れば、共產黨こそ、恰も救民救國の天父かの如くに見えたであらう。されればこそ、彼等農民は、溺れる者は藁をも攫む心理的作用からして、共產主義の何物かさへも解らないに不拘、共產

黨の旗の下に馳せ參じて、彼等の革命運動を陰に陽に援助し、遂に國民黨軍の力を以てしてさへも潰滅し能はざる程の强力な共產軍を結成し、所々にソヴエート區域を確立し得るに至つたのである。

かくして共產黨が革命的農民運動の遊擊戰爭から更に一歩進んでソヴエート政權を樹立してからも、當初の程は、その土地政策乃至經濟政策に從ひ、就中土地の分配の如きは、或る程度實施して來たのである。これに就ては、最近國民黨軍に投降した共產軍第六軍團總指揮兼中央委員孔荷寵も、その轉向手記の中に於て、

『共產黨は土地革命を實行して後所謂マルクス、レーニン主義によつて土地分配政策を實行し、或時は百畝（一畝は我が六畝餘に當る）以上の地主の土地を沒收し、或時は一切の土地を沒收して新たなる分配を行ひ……』（上海H氏情報第六二三號による）

と述べ、之を裏書してゐる。所が一方ソヴエート政府は、共產軍兵士優待の必要上から、別に『紅軍公田』制度を設けて、共產軍兵士及びその家族に代つて公田所在地の一般農民に代耕せしむるやうにした。卽ち『中國勞農紅軍優待條例』の中に次の如く規定してゐる。

第一條　紅軍兵士の家がソヴエート區域內に在る時は、本人及び家族は當該地の貧苦農民と同樣に土地、家屋、山林、水池等の分配を受く。

第二條　紅軍兵士の家が白色區域に在るか或は新に白軍より來りたる時は、ソヴエート區內に於て公田を分與され、當該地の政府より人を派して之を代耕せしむ。

第三條　紅軍の退役兵士にして更に服務し得ざる時は、長期の休暇を與へ、紅軍の公田より土地を分配し、種子を給與し、その家がソヴエート區內に在る時はその家族は土地の分配を受く。

第四條　紅軍兵士が服務中その家の田地、或は分與された公田を耕す者なき時は、ソヴエート政府（區政府がソヴエートに代つて計畫す）は人を派して全部の耕作、灌漑、收穫工作を援助し、並に派遣する人は每年五十人を下ることを得ず、又紅軍兵士の家に勞働力が不足せる時は必要に應じて之を補助す。

第五條　前條の規定を施行する爲め、未だ紅軍に服役せざる者に對しては、特に無償の『紅軍優待工作日』を設け、各人をして每月二日間紅軍兵士の家族の仕事を援助せしむ。其時間及び仕事の種類は紅軍家族の要求によつて之を定む。

右は事實江西省政府治下に於ては實行されてゐたやうであるが、（江西省政府工作情況の部參照）、斯くの如き制度は、支那ソヴエート治下農民の現狀よりして、歡迎さるべきものではない。一般農民は得んとしても到底得ることの出來ない土地を『分配してやる』といふ約束、換言すれば、土地を所有することが出來るといふ所有慾に引かされて、無條件にソヴエートの運動を擁護して來たのに、未だ生活に十分の餘裕さへ無き現狀で、他人の分迄而も無償の勞力提供を强要されるに至つて、彼等は何だか裏切られたる思ひを懷くに至り、且又、この公田制度の普及が、延いて支那農民の心理狀態、具體的に言へば分配せられたる土地に對する農民の所有慾に或種の不安を感ぜしむる事となり、更に又、ソヴエート區域內に於ける食糧不足の爲め、土地分配の反對給付としてソヴエート區擁護の名の下に穀物の獻納を强要されてゐるが（湖北東北ソ區視察記による）、此等のことは、ソ區內に於て共產軍がソ區の守護者として重要視せられてゐる事、並にソ區內食糧不足の現狀よりすればさも有るべき事であり、又此の爲め民心が漸次ソヴエート政治より離れんとしてゐたことも眞實であらう。併し單に此れのみを以て直ちにソヴエート政治なるものは、支那に於ては適するもの

でないと即斷することは當を得たるものではない。

次に、考慮に入れらるべきは、支那今日のソヴエート區域中、殊にその代表的存在として內外より注視せられてゐた江西省ソヴエート政府が、山岳地帶の物資に惠まれざる、而も小地域に追ひ込まれて居て、その上に周圍は經濟封鎖を以て遮斷され、非常なる物資の缺乏と經濟的困難とに惱まされて來たことである。

抑々社會主義的建設たると資本主義的建設たるとを問はず、凡そ革命的建設事業には、資源富豐にして廣大なる地域をその試驗區域とすることが一つの要件である。にも不拘、支那ソヴエート區域は自給自足さへも困難な地域に散在して、各ソ區間の連絡さへも十分とれず、重要な產業都市の一つも擁有せず、只僅かに小規模の家內工業を有するのみにて、而も絕えず討伐軍との間に交戰して、建設工作の暇すらも十分與へられなかつたのである。かくの如く、地域的に見てもソヴエート政治の試驗區域としては餘り狹少であり、物資には惠まれず、平和裏に建設する餘裕も無かつたといふことは公平に見て事實である。最近國民政府は、スパイ政策、テロ政策が奏功して、投降し轉向して來た幾多の重要黨員やソヴエート政府要人等の手記や轉向聲明書を利用して、反共產主義運動、乃至反ソヴエート政治の宣傳材料に供してゐるが、單に彼等が國民政府への忠義立ての表現として、異口同音にソヴエート政治は支那の社會に適するものでないとなし、ソヴエート政治の失敗を高調してゐることより判斷して、ソヴエート政治は支那に於ては全然成功するものに非ずとの斷定を下すことは早計である。要するに支那に於て、ソヴエート政治が成功し得るか否かは、今後若し四川省初め物資豐かな廣大な地域を獲得して、そこを試驗區域としてソヴエート政治を實施し得たとして、その成行きを見た上での判斷に委すべきで、現在迄の所はソヴエート政治の試驗時代であつたと言ふべきである。

併し、玆に注意すべきは、支那ソヴエート運動に於て、ソヴエート政府の首腦者が、只理論にのみ拘泥して、支那農村の特種性並に農民の中堅分子を度外視して來たことは、瑞金の放棄を餘儀なくせしめた理由として注目すべき點である。

卽ち支那今日のソヴエート運動は、農村革命であつて、農村の害蟲である土豪劣紳を逐驅し、高利貸を倒し、苛斂誅求の官吏を追うて人民の搾取者を掃除し、地主を打倒して土地の兼併を矯正しつゝある點は、農民より歡迎せられてゐる所であるが、農民の望む所は、農村から一切の不純物を除去して純農民による自治を營むことである。然るにソヴエート當局の遣り方は、鄕村自治に必要な從來からの色々の機關や、支那社會に鞏固な根柢を有つてゐる家族制度を以て封建的遺物なりとして根本的な破壞を加へ、又家族主義の延長である氏族の祠堂即ち氏神を破壞し、寺や神社を壞して此等の財產を沒收し、且つ氏部落により漸く保存されてゐた常平倉や義倉の制度も破壞し去つた。又迷信打破の爲め一切の祭禮やこれに從事する者を廢したのであるが、斯くの如く、支那農村社會の特種性を度外視するばかりか、之を打破して來たことが、最初あれ程ソヴエート政治を謳歌し擁護して來た農民大衆をして、ソヴエート政治に漸次失望せしめるやうになつたのではなからうかと思はれる。

その外ソヴエート區農民をして失望せしめ、且つ農業生產の振興を阻害した原因の一は、再三不斷に亘る土地の新たなる分配である。この爲め農民をして土地の改良及び生產增加に對する熱心の度を低下せしめ、延いて又農民をして自己の土地を耕作することを希望せざらしめるに至つたやうである。此點に就ては、共產黨自身もその誤謬を認め、

『出來る限り貧農、中農をして彼等が既に分配された土地を固定的に保持せしめ、不必要なる新分配を回避すべし、云々。』（王明稿『中國ソヴエートの經濟政策』第二五頁——二六頁並に附錄譯文參照）

の指令を發してゐる位である。

更に又ソヴエートの土地政策が、餘りに左傾的に過ぎて、富農及び中農(自作農)の利益を侵害したことも亦看過してはならない。卽ち、ソヴエート政府は只單に機械的に一切の土地の平分をスローガンとして提出し、中農の地位に少しも考慮を拂はず、土地を平分する爲めに、中農の土地を强制的に沒收し、良田を貧農(最小農)に、中田を中農に分配したり、或はソヴエート政權に中農分子の參加を拒絕したり、或は又中農の土地稅を輕減せず、却つて彼等より寄附金の名義の下に强制徵收する等、反中農的政策を敢てした爲め、支那農民中の土地私有者階級の大部分を占める中農をして動搖せしめたやうである。この點に就ても、共產黨中央はその誤謬を指摘して、『中農は革命の同情者であるから須らく中農を富農(農業企業家)、地主の影響下より奪取し、貧農と中農との聯盟を鞏固にし、革命の勝利を保障すべきである。』と論じてゐる(一九三一・三小組討論會材料中の中農問題より)。又富農に對しては、極度の左傾的政策(註)を以て之を壓迫した爲め、富農中には、ソヴエート區より逃亡する者が增加して來た模樣である。

更に又、今後のソヴエート運動に於ても、支那人の傳統的缺陷たる統制の缺如、自制心の缺如、組織的才能の缺如、幹部相互間の勢力爭ひ乃至排擠、領袖慾、或は暮氣太深の腐敗性等が禍ひして、政府內に四分五裂の分裂狀態を現出したり、或は打倒せる封建勢力の代りに『共產黨官僚』、『共產黨投機份子』、或は『共產黨軍閥』の如き特權分子が生じて來て、支那ソヴエート政治も結局に於て、思想的乃至政治的に腐敗墮落して、國民黨同樣失敗に終るのではなからうかといふことは、前述とは又別の意味からして、支那ソヴエート政治の將來を判斷する上に於て、考慮に入れらるべき要件である。

尙ほ又、最近に至り、共產黨中央及びソ中央政府當局が、江西省の中央區を放棄した目的は、ソヴエート政治の新たなる試驗區域として資源に富む四川省に根據地を据ゑんが爲めであつて、國民政府の宣傳の如く、ソヴエート政治は決して支那に於ては成功するものではないとの見切りをつけたが故ではないと思はれる。

以上要するに、支那ソヴエートの政治は、今日迄の成績を以てして、直ちに失敗なりと卽斷することは不可能であるが、一方その政策が餘りに左傾に過ぎ、且つ農村の傳統を一擧に無視した爲め、農民の失望を買つたことも亦事實として認めなくてはならない。併し、支那將來のソヴエート運動に於ては、政策上の誤謬缺點よりも、寧ろ前に述べた如き漢民族の精神上の缺陷がより强く影響して、之を組織化し、完成すること能はずして、結局太平天國革命と同樣、失敗に終るのではなからうかとの推測は、一概に之を否定することも出來ないのである。

【註】1　絕對に、ソ政權機關內部における富農分子を掃蕩し、その種々なる權利を取消し——若し富農が選擧資格なくして各種の革命的武裝組織に參加することが出來ないならば、革命的武裝組織に對して義務的に獻金せしむる如き——、その政治的武力を廢除する。

2　絕對に、ソヴエートの法律に違反する種々なる搾取行爲を禁止するが、ソヴエートの法令を遵守する範圍における行動には干涉しない。

3　富農にしてソヴエートの法律に違反しまたは反革命行爲のないときには、絕對に名目なき强制徵收を許さない、若し或る事情の下に必要なる場合には、また大衆コースを經て義捐方法を採るべきであり、政權機關において命令を以て執行してはならない。

4　ソヴエート機關は、反富農鬪爭を一種の階級鬪爭と視て、大衆を動員してこのスローガンを擁護し、茲に熱烈にこの工作を執行すべく、かくてこそ始めて反富農鬪爭を擴大し徹底せしむることができる。(中國共產黨反富農鬪爭綱領)

第五篇　結　論

第一章　共産主義運動の支那の社會上並に經濟上に及ぼせる影響

茲に共産主義運動の影響としたが、これは寧ろ支那軍閥の虐政及び内亂の影響とした方が適切かも知れない。何となれば、支那今日の疲弊狀態を招來せる原因は、必ずしも共産主義運動の結果たるソヴェート區域の擴大にのみ因るものとは考へられず、其他對立諸軍閥の抗爭、政府並に軍閥の苛斂誅求、及び大水害、旱害、蝗害等、卽ち天災人禍に基因する所も亦大なるが爲めである。併し、最近に至り支那農村の慢性的疲弊狀態に拍車を掛け、より之を惡化させたものは、共産軍の發展、ソヴェート區域の擴大に因るものと言ふも强ち過言ではない。故に茲では、軍閥の虐政及び内亂の影響には觸れず、共産主義運動による影響方面のみを論述することにする。

(一)　經濟的影響

民國十六年(一九二七年)以來、中南支一帶に於ける共産軍の跳梁及びソヴェート區域の施政の影響を見るに、先づ經濟的方面に於ては、

1、農業の衰微及び農産物出廻りの不良を擧げることが出來る。即ち、

イ、農村に於ける土地法の急激なる變化（土地の沒收等）

ロ、富農の追放及び財産の沒收

ハ、一般農民の不安

等のため、農業は自然衰微し、農産物の生産、出廻り從つて亦不良となり、殊に民國十九年（一九三〇年）初頭以來、引き續き長江一帶に於ける共産軍の活動が一段と激しくなるや、同地方が支那に於ける農産地たる關係上、支那農産物の生産減少は益々大となり、更に、農村不安に因る農民の離村、それに伴ふ荒地面積の增加は、生産減少に拍車を加へてゐる。民國二十二年の中國銀行營業報告に依ると、全國可耕地一、四六二、六八二方里に對し、實際に耕作されてゐる面積は、三二二、四四三方里で、全可耕地の僅か二二％に過ぎない。即ち耕地面積の七割八分といふものが、全く荒廢に歸してゐる譯である。（詳細は第五編第三章註四參照）

又最近實業部中央農業實驗所の調査報告に依れば、赤禍の最も大なる江西省に於ては、二十年間に於て、七％の農村の人口減少を來してゐる。

以上の如く、耕地面積の狹少と農産物の生産能率の低下との爲め、支那は農業國でありながら、食糧品に就ては自給自足は絶對に不可能で、自國で産出する食糧では人口の半數の消費さへも滿たすことは出來ない。そこで總人口の八割以上に達する農村人口を擁しながら、食糧不足を補ふ爲めに年々多額の米、小麥等の農産物を輸入してゐる。主要農産物の輸入額は、昨年の如き一般に農産物の豐作の年に於てすら、四億三千萬元の巨額に達してゐる。これは總輸入額の約三二％に當る。蔣介石の第一次共産軍討伐以後最近に至る三ケ年の主要農産物の輸入額を示すと左の如くである。【註一】

品名	一九三一年 數量	一九三一年 價格	一九三二年 數量	一九三二年 價格	一九三三年 數量	一九三三年 價格
棉花	四、六五三	二七五、〇八〇	三、七一三	一八五、一七九	一、九九四	九八、一六一
米穀	一〇、七四一	九八、八八四	二二、四八七	一八五、七五八	二二、四一九	一五〇、一〇七
小麥	二二、七七三	一二四、六一八	一五、〇八五	八〇、七五一	一七、七一六	八七、八七一
麥粉	四、八八九	四二、九五〇	六、六三七	五四、六一六	三、二三六	二七、七五五
砂糖	—	一二四、一六一	—	七二、八一〇	—	四二、〇二六
葉煙草	一、二四二	七四、七五五	五八八	三六、八〇一	四〇三	二六、一五六
總計	—	七六一、四一八	—	六二五、九二六	—	四三二、〇七六

備考——單位（數量＝一、〇〇〇担、價格＝一、〇〇〇元）

右表で見ると、昨年の農産物の輸入額は、一九三二年及び一九三一年に比し、可成り減少してゐるが、これは言ふ迄もなく前二ケ年が滿洲國の輸入を含み、昨年は之を除外してゐるからであつて、今假りに、前二ケ年の輸入額中、その一割を滿洲國への輸入額として之を控除すると、最近三ケ年の支那の主要農物産の輸入額は次の如くになる。【註二】

一九三一年　六八五、〇〇〇、〇〇〇元

一九三二年　五五四、〇〇〇、〇〇〇元

一九三三年	四三二、〇〇〇、〇〇〇元

これで見ても、矢張り昨年の輸入額は、前二ケ年に比して尙ほ可成りの減少を示してゐるが、これは棉花等の如き一部農產物の增收に因るのであるが、その主因は何と言つても農村の荒廢と恐慌による大衆の購買力の減少に歸せねばならぬ。

右の中昨年の米の輸入が一九三一年よりも激增してゐるのは、主として長江の水害に因る食料不足の結果であり、砂糖の輸入が激減してゐるのは、昨年五月の關稅引上げに基く密輸入の增加に因るものである。

兎角昨年の如き農產物が豐作で而も恐慌により大衆の購買力が大いに低下せる年に於てすら、四億三千萬元の農產物の輸入を見たといふことは、何よりも支那に於ける農業の衰退の事實を雄辯に物語つてゐる。而も農業衰退の主要原因が、支那の主要農產地たる長江沿岸一帶に於ける國民黨軍對共產軍の抗爭に因る農村の不安のため生產率を低減せしめたことに基因してゐることは否むべくもなき事實として注目に値ひする。

2、土豪劣紳の膺懲を標榜する共產軍の跳梁は、土地を荒廢せしめ、農村をして益々疲弊せしめてゐるが、その爲め內地の資本は安全な土地を求めて農村から都市へ流入し、又奧地の富豪、資本家、地主も危險な土地を避けて續々と漢口、上海等の大都市へ逃避する始末で、農村は非常に金融難に陷つてゐる。

此の事實を立證するものは、最近に於ける奧地銀の上海流入の現象である。最近四ケ年の上海の在銀高を示すと次の通りである。【註三】

年次	在銀高（單位千元）
一九三〇年末	二六一、九五六
一九三一年末	三一一、九八三
一九三二年末	四三八、三三九
一九三三年末	五四七、四八九

上表に依つて見れば、上海の在銀高は、一九三〇年末の二億六千百九十五萬元から一九三三年末の五億四千七百四十八萬元へと、こゝ數ケ年の間に二倍に激增してゐる。所が在銀高は殖えても、上海に於ける紙幣流通高は左記の如くそれに比例して居らぬ。【註四】

年次	紙幣流通高（單位百萬元）
一九二八年——三〇年平均	二五〇
一九三一年	二七五
一九三二年	二八七
一九三三年	三五三

これは、大部分の在銀が、紙幣の形態に於て市場に流通し、社會的に金融となつて居らぬからである。そこで內地農村では銀の減少のため通貨は可成りの減少を免れなかつた譯で（備考參照）、その爲め物價の低落を誘致し、農村の窮迫に拍車を加へるに至つた。試みに、上海に於ける主要農產品卸賣價格の低落狀態を示せば左の如し。（單位元）【註五】

農產品	月別	單位	一九三一年	一九三二年	一九三三年
米（蘇州白米）	十一月	一擔に付き	一二・九	八・八	七・一
小麥（漢口物）	七月	〃	四・九	四・六	七・三

茶（祁門紅茶）	七　月	〃	二九〇・〇	二〇二・〇
棉花（通州棉）	十一月	〃	四七・五	四四・五
繭（無錫乾繭）	五　月	〃	一七一・〇	九九・〇
落花生（徐州）	十一月	〃	九・九	七・五

備考　アーサー・ソルターは、一九三一――三三年間の通貨收縮額を二億元と計算してゐる。（一九三四・五・十九日號『ロンドン・エコノミスト誌』による）

更に內地農村不安の影響として注目すべきことは、現銀の都市への集積と同樣な意味を持つ都市銀行預金の增加である。即ち、一九二一年（民國十年）より一九三二年に至る十一ケ年間に於ける中央、中國、交通銀行等の上海銀行公會會員銀行二十八行に集積された預金の額は、左の如く激增してゐる。（單位元）【註六】

年次	預金額	指數	
一九二一年	四九六、九八七、〇四一	一〇〇	一二〇・〇
一九三一年	一、八六〇、六五六、五二五	三七四・三九	三八・五
一九三二年	一、九七四、〇九七、四七六	三九七・二一	九八・〇
			六・〇

注意　一九二一年分には、中央銀行、國華銀行、中國墾業銀行、及び四行儲蓄會を含まず
一九三一年、一九三二年分には此等を含む。

此外に外國銀行への預金は、その安全性並に信用上より更に增加の傾向を辿り、現に上海の英商滙豐銀行及び米商花旗銀行の統計によれば、一九三四年一月には兩銀行で上海に六億元、天津に約六千萬元の預金高がある旨報じてゐる。【註七】

然らば、上海に集積せられた此等の現銀及び預金は、如何なる方面へ活用せられてゐるかは興味ある問題である。近年來、上海經濟界に於て特筆すべき現象は、土地建物への投資の驚くべき增加である。その爲め、上海共同租界の土地は次表に示すが如き騰貴を示してゐる。

年度	一畝當り地價（單位千兩）	年度	一畝當り地價（單位千兩）
一九〇〇年	三・八	一九二二年	一二・一
一九〇三年	四・六	一九二四年	一六・二
一九〇七年	一〇・〇	一九二七年	一八・六
一九一一年	八・二	一九三〇年	二七・〇
一九一六年	八・八	一九三三年	三三・八
一九二〇年	一〇・五		

備考　1、一畝は我が約二百坪に當る。
2、上表は共同租界工部局土地價格査定委員會の査定せるもので、實際の取引額は査定額の一倍半乃至二倍であることを常例とする。

斯くの如く、一九〇〇年當時一畝當り地價三千八百兩であつたものが、三十三年後の一九三三年には三萬三千八百兩となり、約十倍の暴騰を來してゐる。然らば、かゝる異常な高騰を示し發展した上海土地事業に、如何程の投資が行はれてゐるかと言ふに、一年の取引高は約一億元と稱されてゐる【註八】

前述の如く上海租界の土地事業は非常なる發達を遂げてゐるが、その主なる原因としては、言ふ迄もなく、內地より

上海に逃避せる支那ブルジョアジーが、財産の安全化を計る保全方法として、競つて最も安全にして確實な租界土地への投資をなすに至つたからに外ならない。

併し乍ら、土地建物即ち不動産へ投資された資本は、その事業の性質上、資金の廻轉が極めて遲く、涸渇する惧れが多い。尤も近年支那に於ても、信託證書の有價證券化によつて、容易に投資物件の處分が出來るやうにはなつてゐるがそれも早くて半年乃至一年を要する程その回轉は圓滑を缺いてゐる。從つて若し投資家にして高度の資金回轉に依り利殖を要望するならば、土地建物への投資は、決して適當なものとは言へぬ。それにも不拘、前述の如く、土地建物への投資が活況を呈してゐるのは、利殖よりも全く國内の不安と財産の剝奪の脅威に驅られて、有望重要産業への投資を逡巡忌避してゐるが故である。かくして支那は、有望意義ある産業を有し乍ら、自ら之を開發發展せしむること能はず、支那産業は益々衰微の一路を辿るのみであるばかりでなく、國内資本を得られない結果、最近は漸次外資の吸收依存の傾向を呈するに至つてゐる（中國建設銀公司の設立はその一例）。此の如きは、延いて列强の支那分割或は干渉の誘因となる危險が多く、支那は斯くして自らその禍根を作りつゝあるのである。

附記　上海に集積された現銀の利殖手段としては、他に公債投資の法も有つて、國民政府財政部は、一九二八年に一億三百萬元、一九二九年に二億四千三百萬元、一九三〇年に一億七千四百萬元、一九三一年に四億一千六百萬元、一九三三年に一億二千四百萬元の公債を發行してゐる（一九三二年には起債せず）。併し、個人も銀行も最近は國民政府の基礎不安定のため公債を餘り歡迎しない傾向にある。そして前述の如く確實な土地建物への投資へと移りつゝある。

（二）社會的影響

共産主義運動の支那社會に及ぼした影響の中、先づ社會人心に與へた思想的影響を見るに、

1、共産黨、共産軍及びソヴエート政府の宣傳に依り、一般民衆はたとへ共産主義の何ものたるかさへ知らず、又之を奉ずるに至らないとするも、不知不識の間に、階級打破、帝國主義打倒、土豪劣紳膺懲等のスローガンに共鳴し、排外思想、左傾運動等を激成誘發せしめて、對外對内的に不安動搖を繁からしめてゐる。

2、共産黨はソヴエート區域内に於て、或は土地を沒收して之を分配したり、或は政府を樹立して一般民衆に選擧權を與へたり、政治に參劃せしめたりして、無産大衆を有頂天ならしめてゐるが、此等はたとへ政府軍の攻擊に依つて潰滅するとするも、彼等にして一度共産主義政治の味を占めたる者は、その崩壞後と雖も容易に之を忘るゝこと能はず、自然共産主義に對して或種の興味と關心とを有するに至る場合が多いやうである。又事實、附和雷同して掠奪暴行破壞をなすことは、支那一般大衆の潜在的性格であるのに、共産黨は、最も彼等の慾望に合致するが如き土地の沒收、土地の分配等のスローガンを揭げて、彼等を誘導する爲め、自然共産主義に魅惑せられるに至るのである。

次に共産主義運動の直接的影響ではないが、間接的に支那社會に及ぼした影響として現はれてゐる現象は、農村經濟の破綻、政治の紊亂、社會不安等に因つて、最近數年來自殺と犯罪の數が著しく增加し、又知識階級其他各層を通じて失業者乃至遊民が年々益々殖えて來、それ等が相率ゐて匪賊、兵匪の社會的豫備軍となり、延いて支那社會の基礎をなしてゐる家族制度を崩壞せしめつゝあることである。而も此の家族制度の崩壞は、又社會不安、或は農村破壞の原動力と

なり、斯くして互に因となり果となつて支那社會を益ゝ紊亂し、疲弊せしめつゝある狀態である。

以上述べた如く、今日迄の處では支那の共產主義運動は、支那が數百年來辿り來り、且つ現に辿りつゝある支那の政治的、社會的崩壞作用に拍車をかけ、大衆を却つて困窮に陷れて仕舞ひ、何等その政治的任務も實現し得なかつた。併し乍ら、國民黨の黨治が既に支那大衆の信を失ひ、國民政府の力を以てしては、到底支那を救ひ得ないことも明らかとなつた今日、少くとも大衆の要望に合致したスローガンを掲げて、過去數ヶ年間、大衆を引きずつて來た共產主義の潛在力は、國民黨黨治の崩壞、大衆の貧困化と共に、今後の支那國民運動の中に喰入つて、共產主義的傾向を益ゝ濃厚ならしむるであらう。

註一　支那海關統計による。
註二　『中行月刊』第八卷第一・二期による。
註三　雜誌『上海』第九二三號所載中國銀行調査による。
註四　九年十月號『我觀』第一五八頁による。
註五　『中行月刊』前揭號所載稅則委員會調査による。
註六　中國銀行經濟研究所出版『民國二十一年度中國重要銀行營業概況研究』による。
註七　東亞產業協會編『上海を中心とせる最近中支經濟事情』第六四頁による。
註八　同上第七〇頁による。

第二章　支那に於ける共產主義運動と日本

∵支那に於ける共產主義運動と我國との關聯に於て先づ第一に注目を要すべき點は、支那の民族解放運動の指導權が、國民黨共產黨の何れによつて握られるであらうかといふ點である。

吾人は此點を究明するに當つて、先づ國民黨の本質を明らかにせねばならない。

然らば一體國民黨は果して如何なるものであらうかといふに、それは疑ひもなく、支那の新興民族ブルジョアジーたる浙江財閥の利益の上に立つてゐる一政黨に外ならない。

一方支那の現狀は半植民地的狀態に置かれ、諸列强の壓迫を受けてゐるが爲めに、此の民族ブルジョアジーは本質的發展を遂げ得ず、變態的出路主として己が資本を土地に投資し、地代の搾取によるか、或は高利貸付によつて、その發展を求めざるを得ざるが故に、又斯くすることが封建的殘存社會關係の維持となり、且つ諸列强はその封建的なものと結托することが、彼等の對支發展の最善の方法としてゐるが故に、そして又、支那の民族ブルジョアジーは諸列强のために買辦的役割を勤めてもゐるが故に、徹底して對外的民族解放運動としての反帝國主義運動を起し得ない運命に置かれてゐる。この事は、國民黨が一九二七年七月共產黨と分裂して以來、民族解放運動に對して採つて來た態度が、それを雄辯に證據立てゝゐる。斯くして、今や國民黨の標榜する民族主義は全く反古と化し、名のみとなり、一般民衆は國

民黨によつては、支那民族の解放は到底望むことが出來ないとの觀念を懷くに至り、國民黨の民族主義は民衆に對して全然引力を喪失して仕舞つてゐる。

然れども、一方支那民衆の排外思想、反帝國主義思想は、支那に於ける文化的、經濟的發展に相應じて必然的に生じたものであり、列强の對支活動の進展に比例して高潮し、民族的昂奮は、如何なる力を以てしても此の潮流を喰止め得ざる程に至つてゐるばかりでなく、支那に於て歴史の動力となりつゝある。されば、支那の政權をとらんとするものは常に此の民族運動の潮流に浮ばんとし、必要以上に之を高調せざるを得ないのである。さればこそ、宋子文をして、『若し國民政府が日本と政治的妥協をするならば國民政府は二十四時間内に倒壞せん』と迄言はしめる所以である。之を日支關係の現狀に就いて見ても、日支間の紛爭が際退なく發展せんとする傾向も、要するに國民政府が民族運動に押されて、前に述べたその本質的矛盾から徹底的な解決策をとり得ず、だからと言つて民族運動を壓倒することも出來ず、日和見主義的態度をつてゐるが爲めである。

以上述べた如く、支那に於て歴史の動力とさへなりつゝある民族解放運動としての反帝國主義運動の指導權は、完全に國民黨の手より落ちて、眞に之を指導し、徹底的に之を行ひ得るものは、只共産黨のみなりとの觀念から、又共産黨としても、『此の民族解放運動を巧妙に指導することによつて、廣汎なる大衆闘爭の指導權を掌中に收め、同時に、民族に叛き民族を辱める國民黨を顚覆して支那の獨立を完成し得る』との考へから、共産黨はこの民族運動に對するヘゲモニーを獲得せんとして果敢なる運動を續けた來た。

日支の關係に於て、此の支那の民族運動が共産黨に指導せられたが爲め、苦き經驗を得たのは、彼の上海事變に於てである。

彼の一九三一年九月十八日の滿洲事變以來、我軍は到る處に於て連戰連勝、實に赫々たる戰績を收めた。東北軍を掃蕩し、その敗殘兵を屠り、滿洲を確保する軍事過程は實に疾風迅雷の如く、未だ嘗て戰史に見ざる程の戰術的成功をさへ收めたと言はれてゐる。然るに、此の狀態は上海事件に際會するに及び、甚しき變化を經驗しなければならなかつたのである。

上海駐屯の我軍は、滿洲に於ける我軍の赫々たる成功を思ひ浮べつゝ、上海閘北の支那軍を同樣に神速に掃蕩せんと企てた。我が陸戰隊首腦部は、二時間以内に之を上海郊外より追放すべしとさへ傲語した。併し乍ら上海閘北を固守する十九路軍は決して容易に敗北しなかつた。彼等は『敵ながら天晴れ』な抵抗を續け、一個月以上も戰火を交へ、屢々我軍をして困惑せしめたのである。我軍が滿洲に於て易々と成功し、上海に於て斯くも困難を經驗しなければならなかつたのは、一體何の爲めであらうか。換言すれば、十九路軍があの樣に强硬に抵抗したのは一體何の爲めであらうか。

十九路軍が强かつた理由を、我が軍事專門家は次の如く説明してゐる。

『それは此の軍隊の出身地が廣東であり、所謂廣東人の戰闘的强靱性が作用したこと、上海の商民が經濟的に支持したこと等に因るもので、此等の事實が十九路軍の英雄的行動の理由である。』

となしてゐる。

十九路軍の强かつたのは、一面確かに斯かる理由に因るものである。併し乍ら此の觀察は遙かに根本的な重要な要素を見遺してゐる。單にその人種的な强靱さに於ては、我々日本軍は恐らく廣東人以上であると思はれる。況んや裝備に

於て、訓練に於て、近代科學の應用に於て、遙かに優越してゐる我軍が、僅かに種族的强靱を誇り、經濟的援助を背景とする十九路軍に何故にあの樣に惱まされなければならなかつたのであらうか。勿論上海が對列强との關係に於て複雜して居り、租界及び在留外人に害を及ぼさないために、戰略的重要點なる租界方面よりする攻擊を阻止されたり、或はその他我軍の作戰上種々の難條件を附された等に因つて、攻擊上非常な無理を餘儀なくせしめられたことも我軍の戰勝を遲延せしめたことには違ひなけれども、單に前述の理由のみでは此點を說明するに足りない樣である。

我々は之を戰鬪に於ける十九路軍の思想的要因の作用にありと斷定するものである。十九路軍はその戰鬪の前後を通じて最も强く支那の民族的信賴を集め、民族解放の使徒たるの自負心を負はしめられ、自らも亦祖國の擁護者であり、民族解放の戰士でもあるかの如く躍起となつた。これが十九路軍をして『敵ながら天晴れ』な抵抗に驅りたてたのである。而して此の基底を流るゝものは、言ふ迄もなく支那民族の解放運動としての反帝國主義思想の爆發である。これに關してベルンハルヂーは、その著『現今の戰爭』の中に於て次の如く述べてゐる。

『精神的動機力は自餘の諸缺陷を完全に充足し得る。又一人の大英傑が與ふる影響は全軍、實に全國に於ける能力の水準を著しく高め得る。』（『現今の戰爭』教育總監部譯上卷七三頁）

此のベルンハルヂーの『大英傑』は今日に於ては、卓越せる思想的要因に代置さるべきは言ふ迄もない。

此の意味からして、上海事變に於ける十九路軍の强靱なる抵抗は、反帝國主義的思想に驅られて、それが戰鬪上に根强く作用した結果であることを我々は虛心坦懷に受け容れて、將來萬一支那との間に紛爭を生じた場合は、必ず此の民族的昂奮乃至反帝國主義的思想の作用を重要視すべきである。

所で十九路軍をして反帝國主義運動に驅り立てた作用は、決してその背後に國民黨の指導と宣傳があつた故ではない。國民黨の指導を以てしては、決してあの樣な强靱さは無かつた筈である。それは、言ふ迄もなく十九路軍の背後に共產黨の巧妙な宣傳と指導とが作用し、中國共產黨の外廓團體が民衆の急先鋒となつて活動したが故に外ならない。此事に就ては、十九路軍の中に共產黨指導の士兵委員會があつたことや、塹壕中に撒布された强烈な宣傳文や傳單を見ても十分肯づける所である。又上海事變當時に於ける中國共產黨の黨員に下した指令を見れば、共產黨が如何に上海事變を通じて暗躍したかが十分窺ひ知り得られるのである。（上海日氏情報『中國共產黨の任務』參照）、又共產黨は、十九路軍の他軍に比すべくもなき强靱な戰鬪振りを又と得難き黨の爲めの宣傳材料として、

『上海の抵抗戰は日和見主義的見解を完全に打破した。日本の上海占領に反對する英雄的民衆の鬪爭は一ケ月餘繼續した。その勇敢さ、自己犧牲、鬪爭精神は絕大な刺戟を與へた。上海の革命的防戰は民族革命運動の勝利を明示した。日本の絕對的武力の優越、帝國主義列强の支持、中國の民留地攻擊不可能、十九路軍の蔣介石との對立（武裝解除）、更に廣汎な大衆の支持の不充分さ——若し以上の缺點がなく、黨が數百萬大衆を積極的に動員し得たら、民族革命戰爭は更に大なる保證を得たであらう。而も一ケ月陣地を支持し得たことは、中國民衆の明白な部分的勝利である。』

（上海日氏情報『中國共產黨の任務』より）

となし、恰も鬼の首でもとつたかの如き自負心を以て、故らに之を高調して、黨の力量を示す宣傳に利用してゐる。我等日本として殊に注目を要すべきは、實に此の如き反帝國主義的宣傳を以て民衆を煽動する中國共產黨の戰術、それが延いて支那の對外運動就中排日運動に及ぼす影響の點である。

次に滿洲に於ける匪賊も最近に於ては、中國共產黨の滿洲省委の指導の下に在つて、それが鮮人共產團體と合して單なる匪賊でなく、漸次思想的匪賊と化し、殊に間島方面では小規模の遊擊戰が絕えず繰返へされつゝあるのみならず、中國共產黨の指導する北支を始め支那本部に於ける排滿抗日義勇軍の活動等々、何れにせよ、隣邦支那に於ける共產主義運動の影響が、凡有るものをして根强き思想的の下に進行せしめんとする傾向に在ることは、遺憾ながら事實であつて、支那及び滿洲に於ける此の潮流の進展は、到底度外視することの出來ないものである。

更に又、若し萬一我が日本が、第三國との間に一朝有事に際會した場合、中國共產黨の影響下に在る支那共產軍乃至は反帝同盟、總工會、革命互濟會等の外廓機關が總動員して、第三國の所謂『總豫備隊』として陰に陽に活動し、我軍をして此れに迄も備へをなさねばならぬが如き場合が無いと誰か保證し得よう。これは決して單なる杞憂でもなく、又無稽の空想でもない。又吾人は決して斯くの如き白日夢に脅える譯ではないが、斯くの如き事もあるべしとの豫想の下に、之を將來戰の對策中に入れて置くことは賢明な策ではあるまいか。

第三章　支那ソヴエート運動の見透しと其の客觀的諸條件

中國共產黨の任務とする支那革命は、今尙ほブルジョア民主主義革命の段階にあるが、その見透しは、ブルジョア民主主義革命を通じて、非資本主義的＝社會主義的革命に發展することにある。併しその社會經濟的基礎によつて、革命の主動力は、勤勞大衆＝農民、勞働者、兵士等にあつて、それがプロレタリアートの政黨たる中國共產黨によつて指導されてゐるものである。併し產業都市を支配せぬ今日では、その指導者は純粹プロレタリアートではなくして、『共產主義者』が絕對的ヘゲモニーを握つてゐるのである。

彼の一九二五年、二七年の支那革命に際しては、その半植民地性の故に、民族ブルジョアジー及び小ブルジョアジーも亦革命戰線に參加したが、革命情勢の發展につれて、その階級性と動搖性の故に、革命戰線より退却し、これ迄の革命戰線上の道連れであつた一切の勞働者農民大衆に向つてテロを下して、所謂反革命の陣營に移行した。そして現在では中國共產黨の言ふ所では、『支那革命は、プロレタリアート（實は共產主義者—筆者）の指導の下に、農民、勞働者、手工業者、兵士の民主獨裁＝ソヴエート政權の形態に於て、推進されつゝある』と稱してゐる。

かゝる鬪爭形態は、ロシアに於て、一九〇五年十二月のモスクワ革命後に發見されたもので、政治的危機が革命情勢にまで尖銳化した時、農村及び都市に於ける經濟的窮乏、飢餓、失業者が極度に達した時によつて發生するものである

が、支那に於ては今や、ロシアに於ける革命的經驗に學び、この自然發生的な闘爭が、兎も角プロレタリアートの理論を指導原理とする中國共產黨によつて、意識的に指導し、革命的に組織されつゝあることは事實である。

吾々は今後に於ける支那のソヴエート運動の見透しに就て、暫く一九二五年――二七年の革命の失敗後に於ける經濟的、政治的諸情勢を回顧する必要に迫られる。蓋しそこに、その結果としての現在に於ける支那の經濟的、政治的諸情勢の中にこそ、支那革命の今後に於ける發展の客觀的諸條件が横はるからである。

吾々は、半植民地として、世界經濟の一環をなせる支那にとつて重大なる且つ緊密なる關聯を有する對外情勢を先づ檢討するであらう。

資本主義の一般的危機の第三期に於ける世界經濟恐慌は、支那革命の失敗の後に始まり、その後年々激化し深刻化しつゝあることは、世間周知の如くであるが、その結果として、支那に如何なる影響を與へつゝあるであらうか。左にその大要を擧ぐれば、

1、帝國主義商品のダンピングの激化
　イ、支那農村手工業の破壞
　ロ、支那民族工業の衰落（製粉、製絲、セメント、石炭の如きが最も打擊を受けてゐる）
2、帝國主義資本の輸出の强化
　イ、支那民族工業の衰退
　ロ、支那民族工業の買收による獨占
3、農產物價格の慘落とその輸入の增加
　イ、支那農產物輸出の激減
　ロ、支那への農產物輸出の激增
　ハ、支那農產物價格の慘落
4、支那大衆殊に勞働者農民の窮乏化と購買力の激減
5、支那再分割の發展と帝國主義對立の激化
　イ、雲南に於けるフランスの進出
　ロ、西藏に於けるイギリスの進出
　ハ、新疆に於けるイギリス、ロシアの抗爭
　ニ、支那航空界に於けるアメリカ、イギリス、イタリー等の進出
　ホ、國際聯盟、南京政權を通じてのイギリス、アメリカと日本との對立――一九三五年、六年の危機への發展
6、支那の半植民地化の激化

要するに、世界經濟恐慌は、支那封建經濟の分解と崩壞過程の異常な尖銳化と結合して、半植民地支那の經濟的、政治的矛盾を擴大再生產しつゝ、支那の經濟的、政治的危機を、世界資本主義體制の危機の重要なる構成分子たらしめたのである。

次に支那ブルジョアジーの所謂反革命移行後に於ける支那の國內情勢を檢討することにしよう。

先づ地主、ブルジョアジー、買辦を階級的基礎とし、表面上全國的政權としての姿樣を備へてゐる南京政權の施設を點檢する。

中國共產黨の任務とする支那革命の中心は、農業革命――土地革命にあるが故に、この方面に於ける南京政權の施設の無能を一瞥することが殊に重要且つ必要である。

1、國民黨の政綱たる『地權平均』すらも實行し得てゐない
2、小作料二割五分引下の中止
3、革命的農民協會を壓迫し、地主的反動的農會への改組
4、軍閥の混亂とソヴェート區攻擊の爲めの水利の破壞と、水利經費の費消による水旱害の頻發、――救濟の不徹底
5、軍政費調達の爲めの棉麥借款による支那農業の壓迫
6、地租を始め、苛稅雜捐の輕減の不能
7、外國農產物ダンピング防止の無能

次に工業方面に眼を轉ずることにしよう。

1、工業上に於ける外國工場特權の排除不能と外國工場生產能率の高度
2、保護關稅の徹底的實施の不能
3、帝國主義金融資本の排擊の不能
4、革命的勞働組合の解散と勞働運動の彈壓

終りに軍事方面を見よう。

1、國防充實に名を籍る軍費の膨脹による軍事長官の不正增大
2、軍閥の混戰による軍費の膨脹と長官の不正增大
3、兵士生活の改善の不能
4、軍閥の分裂抗爭の激化

かくして支那の勞農兵大衆は、反動化せる南京政權の下に於ては、益々窮乏化するのみか、壓迫搾取の下に飢死の外なく、全く解放の道を杜がれてゐる。それと共に、南京政權の下に於ては、帝國主義列强の壓迫は益々强化し、半植民地化過程は益々激化してゐる。かくて支那革命の經濟的、政治的條件は、南京政權の下に、益々成熟しつゝあるものと見る外はない。

以上の如き帝國主義列强の侵略の激化と、南京政權を始め反動政權の支配の下に、支那の經濟的危機は如何なる樣相を呈し、支那の政治的危機は如何なる發展をなしつゝあるか？

一、農　業　恐　慌

1、農產物の生產減退と農產物價格の暴落【註一】
2、農產物の輸出減退【註二】
3、兵災、水旱災の頻發【註三】
4、荒地の增加【註四】

5、土地價格の暴落と土地集中【註五】
6、苛斂誅求による農民搾取の強化と階統分化の激化【註六】

二、工　業　恐　慌

1、外國工業の發展――紡織、マッチ工業等
2、民族工業の衰退――紡織、マッチ、絹織物、製絲業等【註七】
3、農村手工業の崩壞

三、金　融　恐　慌【註八】

1、奥地の金融梗塞
2、現金の大都市集中
3、公債投機の旺盛
4、銀相場の上騰と入超による現銀流出の激增【註九】
5、世界經濟恐慌による華僑の送金減少【註一〇】
6、錢莊及び銀行の破產（一九一二年より一九三二年間に五十九の銀行が破產してゐる）。――『新中革』第二卷第一期第一〇六頁）
7、金融資本の農村制覇【註一一】

四、財　政　恐　慌【註一二】

1、關稅收入の減少
2、租稅收入の減少（地方軍閥の中間收奪により、中央へは收稅の約二割が送られるに過ぎないと言はれてゐる）
3、公債の激增【註一三】
4、銀相場の下落による對外支拂の激增
5、軍費の增加【註一四】

かくして支那の經濟的危機は益々深化しつゝあるが、その結果支那の政治的危機も次の如くに成熟しつゝある。

一、上　層　の　危　機

1、蔣介石の獨裁と反蔣運動の深化擴大――廣東、福建、廣西等
2、軍閥混戰の延長――孫殿英、四川內亂
3、憲法制定を繞る南京政權內部の軋轢
4、藍衣社（ファッショ團體）によるテロ運動の激化

二、下　層　の　危　機

1、農民の極貧化と農民暴動の頻發【註一五】
2、農民の離村と產業豫備軍の增加、並に資本の攻勢による勞働條件の惡化と失業による勞働運動の發展【註一六】
3、兵士の兵變の頻發
4、思想運動彈壓の激化
5、反帝國主義運動の發展――排日貨運動、排日テロリズム運動等々

かくして支那に於ては、今や政治的危機が、全面的に成熟してゐるが、それは今後に於ては益々成熟する外はない。更に又、帝國主義侵略の激化と南京政權の從屬化による支那の經濟的危機は激化する外ないのである。併しかゝる政治的危機が、革命的情勢にまで發展するが爲めには、支那大衆の活動性の昂揚が必要なるモメントであるが、それは

1、ソ聯邦の支那革命の援助

2、支那プロレタリアート政黨の發展

3、支那大衆の政治鬪爭の經驗

4、帝國主義の壓力

等の有無、强弱によつて決定される。併しその發展の範圍は地理的に不均等に亙つて、全國的に組織化された發展を見ることは到底不可能であらう。何となれば、革命の主動力たるプロレタリアートの組織が尙未だ薄弱であり、且つ重要都市には皆列强の勢力が延びてゐる支那では、プロレタリアートが全國的に亙つて革命のヘゲモニーを握り得るといふことは、當分望み得ないからである。

江西を中心とする支那ソヴェート運動は、五回に亙る南京政權の攻擊と經濟的原因の爲め、遂に其處を放棄して西遷しつゝある。これに對し、黨中央部の方針は、自給自足の可能、南京政權の壓力の稀薄、政治的、經濟的、軍事的危機の成熟、ソ聯邦との連絡の利便等、此等の條件の具備されてゐる四川省方面に發展し、更に將來に於ける政治的危機の成熟を待つて、全國的に發展する意圖を有してゐるものゝ如くである。

これに關しヴアルガは、

『萬國のプロレタリアートは此點に於て、彼等を支持するであらう。この革命は進行中である。この革命は一時的に敗北を蒙ることもあり得る。その終極的勝利は、吾々（コミンテルン及び中國共產黨）が餘り大きな錯誤を犯さないならば確實である。』

と述べてゐるが、ヴアルガの所謂錯誤の中には、單に政治コースのみでなく、精神的のものも含めて、支那の特種條件に從つた政治コースと、勃々たる朝氣に滿ちた革命精神を以て進んだならば、支那のソヴエート化は或程度成功し得るであらう。が併し、支那人の政治的乃至精神的缺陷が、此の運動を結局に於て失敗に歸せしむるのではないかと想はれる。

註一　1、上海天津に於ける穀類及び其他食物の卸賣物價指數を見るに、次表の如し。（一九二六年＝一〇〇）

	穀類 上海	穀類 天津	其他食物 上海	其他食物 天津
一九二九年	九七・二	一一六・五二	一〇九・五	—
一九三〇年	一一〇・三	一一九・七二	一二〇・三	—
一九三一年	九四・四	一一四・三九	一三八・三	—
一九三二年	八一・七	一〇八・五三	一三一・一	—
一九三三年（十二月）	六二・四	七八・九一	一一六・八	—

（田中忠夫稿『支那の經濟的危機』經濟往來第九卷第五號）

2、支那の穀物收穫量は（單位千擔）　一九三一年　一五五、八〇〇

一九三二年	一六九、八〇〇
一九三三年	一五八、六〇〇

（一九三三年度『中國銀行營業報告』による）

註二　支那の主要農產物の輸出額を示せば左の如し。

一九三一年	四二一、〇〇〇、〇〇〇元
一九三二年	二五三、〇〇〇、〇〇〇元
一九三三年	二四一、〇〇〇、〇〇〇元

（『中行月刊』第八卷第一・二期による）

註三　內亂、天災による支那農村被害の一例を擧ぐれば、一九二七年山東の兵災に於ては、三五八萬の人口が被災し、一、四五六萬畝の土地が荒され、八二萬頭の家畜が徵發され、一九三〇年の河南、山東の戰禍では、河南三三縣の內徵發された車輛五二萬臺、家畜五八〇萬頭、雞五百萬羽で、その方面の破壞だけでも少くも三〇年なくしては原狀を回復し得ないと稱されてゐる。天災に就ては、一九三一年の長江の大水災を例にとつて見れば、被災田地二億一千一百萬畝、被災家屋千四百萬戶、損害總額四億五千萬元に及ぶと言はれてゐる。又一九三四年の長江沿岸諸省の旱災では、損害額は二、三億元を下るまいと言はれてゐる。

（『東亞』第六卷第六號及び實業部中央農業實驗所の報告による）

註四　1、荒地面積の增加狀態を指數によつて示せば左の如し。（民國三年＝一〇〇）

民國三年（一九一四年）	一〇〇	民國七年	二三七
民國四年	一一三	民國十一年	二五〇
民國五年	一〇九	民國十九年	三〇三
民國六年	二五九		

（『東方雜誌』第三十卷第十八號による）

、又各省耕地面積の全域に對する百分率は、左の如く驚くべき小數に上つてゐる。（一九三一年現在）

省別	耕地面積の全域に對する百分率	省別	耕地面積の全域に對する百分率
江蘇	五九・二％	貴州	一・八％
浙江	四六・三	福建	二〇・一
安徽	一五・九	廣東	九・〇
江西	一三・三	四川	一二・二
河南	一九・六	青海	一・五
河北	二四・三	陝西	一六・三
湖南	一五・二	山東	二三・七
湖北	九・五		

（『東方雜誌』第二十九卷第七號による）

註五　1、支那土地價格の暴落狀態を指數によつて示せば左の如し。（一九三一年＝一〇〇）

	水田	旱地
一九三一年	一〇〇	一〇〇
一九三二年	九四	九三
一九三三年	八八	八九

（『中行月刊』第八卷第一・二期に上る）

2、支那に於ける土地集中狀態は左の如し。

所有地の大きさ（單位畝）	土地所有者中に於ける歩合	農業人口全體中に於ける歩合	耕地中に於ける歩合	社會的地位
一——一〇	四割四分	二割	六分	貧農
一〇——三〇	二割四分	一割二分	一割三分	中農

三〇―五〇	一割六分	七分	一割七分	富農
五〇―一〇〇	一割一分	四分	二割一分	小地主
一〇〇以上	五分	二分	四割三分	大地主

上表に依つて見るに、富農、小地主、及び大地主は全體で土地所有者の三割二分を占め、全農業人口の約一割三分に當る。而もその所有地は支那に於ける耕作地全體の八割一分にも達する狀態である。

更に土地所有者と他の農業人口とを比較すれば、土地なき者五割五分、不十分な土地を持つ者二割、即ち全農業人口の七割五分が土地を必要とすることが判る。

（一九二六年中國國民黨土地問題委員會第三次擴大會議の討論資料による）

註六　1、支那農村に於ける階級構成を見るに、

	小作農	半自作農	自作農
一九一二年	二八％	二三％	四九％
一九三一年	三一％	二三％	四六％
一九三二年	三一％	二三％	四六％
一九三三年	三二％	二三％	四五％

（南京金陵大學農村經濟科調査）

2、苛斂誅求の增加の一例として、地稅の地價に對する百分比を示せば左の如し。（全國各省六百八十七縣の報告による平均率）

	水田	旱地
一九三一年	二・〇七％	二・三六％
一九三二年	二・三七％	二・五〇％
一九三三年	二・六八％	二・八〇％

（中央農業實驗所『農情報告』第十期による）

此外に租稅の前取り、附加稅の過大等を擧げねばならぬが、四川省の如きは、現在民國六十一年、即ち三十八年先き迄も租稅を前取され、江蘇省の江浦縣では地租の種類が三十種に上り、其中二十六種は總て附加稅である。（『東方雜誌』第二十九卷第七號による）

註七　民族工業衰退の一例を擧げんに、昨年五月七日の中央社杭州電に依れば、『杭州の絹織物業は、海外販路の澁滯と國內農村の破產とに因り、全市の織戶六千餘、大小工場百三十餘は、大部分休業し、二萬人の失業者を出さうとしてゐる』と報じてゐる。紡織業も亦昨年四月二十二日より一ケ月間二三％の操業短縮をなし、現在全國を通じて約二〇％强が休鍾してゐる。（田中忠夫稿『支那の經濟的危機』經濟往來第九卷第五號による）

註八　結論第二章參照

註九　最近支那の銀輸入狀態は左の如し。（單位千元）

	輸入	輸出	差引出超
一九三三年	八〇、一三五	九四、二八九	一四、一五四
一九三四年自一月至七月	五、五二九	五八、六〇一	五三、〇七二

（『大朝』九・一〇・二二による）

註一〇　一九三三年度の中國銀行營業報告に依れば、一九三三年度に於ける華僑の送金は、二億元にして、前年度に比し約三分の一强減少したと述べてゐる。

註一一　前揭報告書に依るに、中國銀行丈けの一九三三年度に於る農村投資は左の如くである。

1、農產物擔保貸付額　一千九百五十餘萬元（北支那七割、長江流域三割）
2、奧地支店の增設　全國を通じて四十四ケ所（奉天省一ケ所を含む）
3、農民に對する小口貸付額　百二萬二千六百元
4、奧地投資額　二千八百餘萬元
5、奧地物資買付の爲めの約束手形の引受　四億三千五百三十萬元

註一二　財政部長孔祥熙の談に依れば、『中央政府の毎月收入は僅に一千七百萬元に過ぎないが、その毎月の支出は三千萬元に達し、不足額實に月に一千二、三百萬元の間にある』と述べてゐる。（田中忠夫稿『支那の經濟的危機』經濟往來第九卷第五號による）

註一三　結論第二章附記參照

註一四　軍費と總支出との割合を示せは左の如し。（單位百萬元）

	總支出額	軍費	軍費の總支出額に對する割合
一九二九年	四三四	二一〇	四八・三％
一九三〇年	五三九	二四五	四六・五％
一九三一年	七一四	三一二	四三・七％
一九三二年	六八三	三〇四	四四・四％

（『時事月報』『東亞』を參考として作成す）

註一五　支那農民暴動は最近到る處に頻發して居つて、その十中八九は抗捐抗稅及び食糧奪取である。

今浙江省に於ける一、二の例を擧ぐれば、

嘉興縣王店鎭に於ては、農民千餘人が七月二十二日、その地の米問屋二軒を襲擊し、米十餘擔を掠奪し、ために全町の米屋は一齊にストライキを開始した。（上海『晨報』本年七月二十三日）

又同縣第五區淸西鄕保福銀北三鄕に多數の農民集合し、その地の富農六軒を襲擊し、米數十石を掠奪した。かゝる風潮を『吃大戶』といふ。（上海『晨報』本年八月五日）

斯くの如き農民暴動が、浙江省丈けで、本年七月末から八月上旬にかけての僅かの間に、十四五件の多きに上つてゐる。（上海『晨報』八月十八日）

註一六　Chinese Workers Correspondence　第三卷六九號に依れば、一九三三年、一九三二年上半期に於ける全支の勞働者ストライキの實情は左の如くであると。

年月	項目	ストライキ件數	請願件數	爭議總件數	軍警との衝突件數	參加人員數	ストライキ延日數
一月	一九三二 一九三三	一九	七八	一五		四九、〇四〇 一三、七六一	一九三、三八〇 七四、九八一
二月	三二 三三	一四	二三	一七		六二、七二〇 五、七八八	一八六、九〇〇 五五、五二〇
三月	三二 三三	八	一三	一七	一	六四、七四〇 一二、四六五	二〇五、一四〇 五八、七〇五
四月	三二 三三	一五	七	一一	一	六九、一三〇 四、五四〇	二一一、三二〇 一四、一八五
五月	三二 三三	一五	二	二二	二	三六、六三〇 四三、〇一〇	一六四、九四〇 五八九、六九〇
六月	三二 三三	二三	一四	三四	一	一八、九三〇 三一、一五〇	一二七、三〇五 一八一、四五〇
合計	一九三二 一九三三	六三 七七	四五 六四	一〇六 一四一	三 一三	三〇一、一九〇 一一〇、七一四	一、〇八八、九八五 九七四、五三一

支那ソヴエート運動の研究　終

ソヴエート區に關する資料文獻

一　現段階に於ける中國ソヴエートの全貌

左は一九三四年一月二十二日より二月七日迄、江西省瑞金に於て開かれた、第二次中華全國ソヴエート代表大會の席上、主席毛澤東のなせる報告演說の全譯である。

―〔內　　容〕―

（一）現下の情勢とソヴエート運動の勝利
（二）帝國主義の進攻とソヴエート政府の反帝運動に對する指導
（三）帝國主義國民黨の『圍剿』とソヴエート政府の『圍剿』反對の鬪爭
（四）二ケ年來のソヴエートの各種基本政策の實施
　A　民衆の武裝と赤軍の建設
　B　地主資本家階級に對する態度
　C　民　主　制　度
　D　勞　働　政　策
　E　土　地　政　策
　F　財　政　政　策
　G　經　濟　政　策
　H　文　化　政　策
　I　婚　姻　制　度
　J　民　族　政　策
（五）ソヴエートの第五次『圍剿』粉碎と全國革命の勝利爭取に關する當面の具體的戰鬪任務
現段階に於ける中國ソヴエートの全貌

（一）現下の情勢とソヴエート運動の勝利

第一次全國ソヴエート代表大會以來、已に滿二ヶ年を經過したこの二ヶ年に於ける發展は顯かに帝國主義國民黨統治の動搖及崩壞を更に一歩進展せしめ、又、熾烈なるソヴエート運動を勝利にまで發展せしめたことを證示するものである。

吾々が直面せる今日の段階は、正に中國の革命的昂揚が更に一段と高漲し尖鋭化し、同時に全世界が戰爭及び革命の新なる段階に到達した過渡期である。

社會主義世界と資本主義世界との對立は極度に尖鋭化してきた「ソ」聯の社會主義經濟は最後の鞏固なる點に到達した。即ち、同國の第一次五ヶ年計劃は僅に四ヶ年以内に完成し、第二次五ヶ年計劃は昨年の第一次年内に於て已に偉大なる成績を擧げたのである。「ソ」聯に於ては已に失業者無く、且又勞働者大衆の生活水準及び文化水準は俱に非常なる向上を遂げた。「ソ」聯の國防は極めて鞏固となり、「ソ」聯の平和政策は全世界の民衆擁護の下に、到る處に於て成功し、最も頑强なる米帝國主義すら「ソ」聯と國交を修交せざるを得なく無つた。

だが、資本主義世界に於ては、經濟恐慌は極點に到達し、生産事業は空前の不況を呈し、失業者は數千萬人の多きに上り、今や資本主義の一時的安定は既に終熄し、資本主義の全般に亘る危機は已に新なる段階にまで進展したのである。斯くて帝國主義國家は各自狂的に戰爭準備中である。日本帝國主義が滿洲を××した結果、各個の帝國主義者間の矛盾殊に日米間の矛盾をして新なる基礎の上に展開せしめた。帝國主義の强盜的戰爭は全世界の民衆を極度に脅威せしめるものである。帝國主義者は彼等の內部的矛盾の一時的緩和を企圖して、「ソ」聯及び中國を犧牲に供して進路を開拓せんとしてゐるのである。反「ソ」聯の戰爭準備は一刻も停止されず、中國分割、中國革命攻擊の戰爭は熾烈に押し進められてゐるのだ。だが、全世界の無產階級及び被壓迫民族の革命運動は、「ソ」聯の社會主義的建設成功の影響下に於て亦帝國主義の恐慌及び戰爭の脅威下に於て生長し擴大發展してきた。猛烈なる階級鬪爭及び大衆革命は一切の資本主義國家並に植民地及び半植民地に於て展開しつゝある。かくて全世界の戰爭と革命の火焰は今や吾々に逼つてきたのだ。

中國革命は世界革命の一環である。民族的危機の增大、國民經濟の全面的崩壞、ソヴエート運動の勝利に據つて中國革命を更に前進的發展に向はしめ、中國革命をして世界革命中特に重要なる地位を占めさせるである。

現下の中國に於ける時局の重心は、廣大なる範圍に亘れる國內戰爭、反革命への鬪爭、勞農ソヴエート政權と國民黨地主資本家階級の政權との尖鋭なる對立にあるのである。

國民黨地主資本家階級は完全に帝國主義に投降し、其手先となり下つて、帝國主義者に中國の廣大なる土地を占領せしめた。彼等は中國の政治上經濟上重要なる一切の權利を壟斷し、國民經濟の全面的崩壞を誘致し、勞農勤勞大衆の生活を未曾有の苦痛の中にたたき落した。彼等は更に又革命的な民衆の一切の自由を剝奪し、凡ゆる革命的活動に壓迫を加へ、狂暴なるファシストの恐怖政治を實行し、帝國主義の指導の下に凡ゆる反革命團體を組織して、「ソ」區及び赤軍に對して懸命なる攻擊を加へてゐるのである。此等は皆只一つの目的の間に決行されてゐるのである。即ち中國の地主資本家階級の利益と帝國主義の利益を融合せしめて一塊とし、中國を完全なる植民地への過程に誘導せんとするものである。

ソヴエート政權は全國の革命的大衆を指導し、之を組織し、斷乎として民衆革命戰爭を進行せしめ、赤軍を組織し、大衆を指導してソヴエート領土の保全及びその發展の爲に鬪爭し、敢然たる攻擊に據つて帝國主義國民黨の數次に亘る『圍剿』を紛碎し、ソヴエート領土內の一切の反動分子の反革命的企圖を嚴重に鎭壓し一切の土地を農民と赤軍兵士とに分け與へ、勞働者に對しては八時間勞働制を實行し、賃銀を增加し、失業者を救濟し、社會保險制度を實行し、革命的民衆に對しては集會、結社、言論、出版、罷工の一切の完全なる自由を與へ、廣大なる範圍に於ける勞農大衆をして自己の國家を管理せしめるべく指導してゐるのである。だがこれには如何なる種類の搾取分子の參加も許容せず、民衆の經濟生活を組織し、民衆の生活をして過去の地主資本家階級の統治時代になめた飢餓赤貧を完全に克服せしめたのみならず、更に日々に向上改善への段階に進ましめ、過去の地主資本家階級の統治時代には完全に教育を受ける可能性を褫奪されてゐた廣大な民衆をして日々に文化程度を向上せしめてゐるのである。此等の一切は一つの目的の爲に遂行されてきたのである。即ち全國に於ける地主資本家階級の支配を顚覆し、帝國主義を中國より驅逐し、數億の民衆をして帝國主義國民黨の壓迫的搾取的支配下より解放し、植民地への滅亡的過程を進まんとする中國を阻止し、ソヴエート中國を建設し自由の獨立領土を完成せんが爲である。

地主資本家階級の國民黨政權と勞農大衆のソヴエート政權の對立とが漸次尖鋭化せる結果として、この兩政權の決死的鬪爭が日々に激烈さを增大するは必然である。現段階はこの鬪爭の勝敗が決定される歷史的段階である。

反革命の第五次『圍剿』は、吾々が第四次『圍剿』を紛碎した後に大規模の下に決行され、吾々に對して進んできてゐる。

ソヴエート政權の歷史的任務は全ソヴエート區及び全中國の一

切の革命的民衆を組織し指導して、此の偉大な決戰に進んで參加すべく呼びかけ、廣大な範圍に亘つて勞農大衆を動員し赤軍に參加せしめ、赤軍の政治教育及び軍事技術の向上を圖り、地方の武裝隊と遊擊隊を擴張し、遊擊戰爭を展開せしめ、ソヴエートの各ソ區の赤軍に對する集中統一的指導を強化し、ソ區の各方面に於ける工作を促進し、更にそれを實質的にも量的にも強化し、ソヴエートの財政機關、經濟機關の工作を強化して、革命戰爭中の物質的需要を保證し、勞働者の階級鬪爭を展開せしめ、勞働者大衆をして積極的に團結組織せしめ、敵を粉碎する鬪爭にまで強化進展せしめ、更に農民の土地鬪爭を展開せしめ、廣大な範圍に亙つて農民大衆を動員し土地の奪取及びその確保の爲に鬪爭せしめ、全ソヴエート區及全中國の總ての勞農大衆に呼びかけ、一切を犧牲にし、一切の努力を拂つて戰爭に盡さしめ、斯くして帝國主義國民黨の第五次『圍剿』を徹底的に紛碎して中國が植民地への過程を辿ることを阻止し、ソヴエートの一省及び數省に於ける首先的勝利を獲得して全中國への勝利に到達せしむべきことである。

(二) 帝國主義の進攻と「ソ」政府の反帝運動に對する指導

臨時中央政府成立以來の二ヶ年間に於ける國內の最大事變は卽ち帝國主義の進擊及び反革命派の革命に對する第四次、第五次の『圍剿』である。

一九三一年九月十八日に開始した日本帝國主義の××××は××なる飛行機や大砲に據る××裡に東三省及び熱河を×××し、北平天津地方を牽制し、尙現に內蒙古及び全北支に向つて、更に大規模の××××を開始すべく準備中である。英帝國主義は西藏より四川に向つて進擊し、佛帝國主義は雲南貴州への侵入を劃策し、米帝國主義は長江流域及び福建を己が直接の統治下に置かんと欲してゐる。此等凡ての帝國主義は何れも中國民衆をして奴隸的使役に隷從せしめることを目的とし、「ソ」聯進攻準備を目的とすると同時に、更に帝國主義强盜間の第二次世界大戰の準備を目的とし、廣大な範圍に亙つて中國領土侵略の毒手と陰謀とを擴大してゐるのである。

而して中國の地主資本家階級、國民黨は帝國主義に一切を献納する方針の下に幾百萬方里の土地を贈り、日本及び一切の帝國主義の進擊に對して恥づべき無抵抗主義を取り、一切の中國勤勞大衆の利益を代價として、『ソヴエート』及び赤軍への進擊を謀つてゐるのである。

斯る空前の重大な民族的危機の下に、全國の革命的大衆の反帝運動は猛烈な勢で發展し、東三省幾十萬の義勇軍の奮鬪となり、十九路軍の上海に於ける血戰となり、反帝運動は今や全國に普遍し空前の高潮に到達したのである。此の時、全國の革命的民衆の面前に兩政權の相反する行動が展開された。國民黨は完全に帝國主義に屈服し、全力を盡して反帝民衆を壓迫して居るに反し、ソヴエートは斷乎たる反帝主義をとり、全力を盡して反帝運動を援助し指導してゐる。二ヶ年來ソヴエート臨時中央政府は數次に亘つて通電を發して日本帝國主義の××××及び國民黨の投降賣國に反對した。一九三二年四月十四日臨時中央政府は正式に對日宣戰を布告し、同時に對日作戰の動員令を發し、全國の民衆に民族的革命戰爭を展開するやう呼びかけ、中國を奴隸的に從屬せしめんとする帝國主義及び賣國的國民黨に反對した。臨時中央政府と革命軍事委員會は曩に宣言を發して『ソヴエート』及び赤軍を攻擊する一切の國民黨の軍隊に呼びかけ(一)卽刻ソヴエート區の攻擊を停止すること、(二)民衆の權利(言論、出版、集會、結社、罷工等の自由)を保障すること、(三)武裝民衆の抗日義勇軍を組織すること、の三個の條件の下に、ソヴエート政府は如何なる武裝部隊とも日本及び一切の帝國主義に反對する爲の作戰協定を締結することを希望する旨を述べた。國民黨と日本とが塘沽協定を締結し又最近日支直接交渉を進展せしめつゝあつた時、臨時中央政府は全國及び全世界に對して宣言を發し、全國の民衆を代表して斯る民族的利益を賣却する政策と行動に嚴重に反對する意志を表示した。全國民衆の反日鬪爭に對してソヴエートは援助を與へるものにして、啻に滬西紡績職工の反日罷業運動のみにてもソヴエートは一萬六千元援助したのである。又、「ソ」區の民衆は東北抗日義勇軍に對し寄附金を募集して援助し、その他の反帝鬪爭に對しても精神的或ひは物質的に幾多の援助を與へてきたのである。ソヴエートの領土內に於ては已に完全に帝國主義の特權を打倒解消し、帝國主義の勢力を掃蕩した。牧師神父は民衆に驅逐され、教會に占領されて居た人民の財產は已に回收され教會學校は解散させられた。中國內に於いては只だソヴエート區のみが帝國主義の支配から脫した地域である。

是等の全ての事實は只だソヴエート政府のみが帝國主義に反對する唯一の政府であることを證左するものである。ソヴエート政府は全國の民衆に直接の戰爭に依り帝國主義を紛碎することがソヴエート及び全國民衆の最大責任であることを指示しなければならぬ。而して此の責任を實行するには廣大なる範圍の民衆の反帝國主義の鬪爭の發展に據る外に道は無いのである。かくするには一切の力を先づ團結して帝國主義の走狗國民黨に戰勝しなければならない。何故なれば、國民黨がソヴエート及び民衆の帝國主義に反對する最大障害物であるからである。此の點に關し民衆をして啻に國民黨が妨害する。國民黨は帝國主義の攻擊地帶とソヴエート領土の間に橫たはり、且つ一切の力を集中してソヴエート領土に向つて進擊し、赤軍をして帝國主義と直接戰爭する機會を奪

取しソヴエートと赤軍との斷乎たる進擊を阻む)故に、國民黨の『圍剿』を粉碎することが第一義であることを知らしむべきである。だが、ソヴエートと帝國主義との廣範圍に亘る直接の衝突は日と俱に接近しつゝある。是れはソヴエートの一切の反帝鬪爭に對する指導の强化を要求するものである。ソヴエートは全國の民衆の反帝鬪爭の組織者であり且つ指導者であらねばならぬ。ソヴエート政府は全力を靈して、民衆をして當面の危機及び國民黨の罪惡を明瞭に識らしめ、廣大な範圍に亘つて大衆の反帝主義及び反國民黨的覺醒を促し、彼等の團結力の擴大强化を圖ることにおいて始めて自己の神聖な任命——民族革命戰爭と革命的國內戰爭とを以つて帝國主義國民黨の中國に於ける支配を顚覆すること——を順調に執行し得るのである。

(三) 帝國主義國民黨の『圍剿』とソヴエート政府の『圍剿』反對の鬪爭

中國ソヴエート區域は全中國の反帝國主義革命の根據地であり中國勞農赤軍は全中國の反帝主義の主力軍である。ソヴエート運動と革命戰爭とが猛烈に發展するが故に國民黨は第一次、第二次第三次、第四次、更に第五次と、帝國主義の直接援助の下に、一切の力を集中してソヴエート並に赤軍に向つて絕望的攻擊を進め中國の革命的勢力の消滅を企て帝國主義の中國分割の爲に道路掃除の責任を負ふてゐるのである。だが、帝國主義國民黨の每次の攻擊は悉く非常なる失敗を喫した。中國ソヴエートと勞農赤軍は全中國民衆の掩護の下に中國共產黨の正確なる指導に依り、已に破壞し得べからざる力となつた。同時にソヴエートと赤軍との勝利は更に全中國の勤勞大衆を奮起せしめ、彼等をしてソヴエートと赤軍のみが眞に民族の獨立自由の爲に戰ふものであり、ソヴエートと赤軍のみが中國を救濟し得るものであることを認識せしめた。

敵の國民黨は第四次『圍剿』の開始に際して、東三省を賣却し上海停戰協定に調印した。賣國奴國民黨は一兵をすら出兵せしめづして日本帝國主義の侵略に對し無抵抗主義を取つたのみならずソヴエート中央政府及び赤軍の數次に亘つて發した宣言及び眞正なる抗日軍隊と抗日上の戰鬪協定を締結せんとした提議を顧みず反つて反對の行動に出たのである。國民黨の賣國的親方——蔣介石は數十萬の軍隊を集中して湖北・河南・安徽及び湖南西部のソヴエート區を攻擊し、赤軍を壓迫して武漢の包圍を解除せしめたのである。吾々としても强大な敵との戰爭を避けんとし、又主觀的戰略上の誤謬があつた爲に、赤軍第四方面軍は湖北・河南・安徽のソヴエート區を退却しなければならなかつた。だが、大遠征をなし、四川の南江・宣漢・綏定一帶に於いて新たに廣大な區域のソヴエート根據地を創造した。赤軍第四方面軍の遠征により遼遠なる中國西北部に廣大なる範圍に亘り、民衆の革命鬪爭を展開せしめ、ソヴエートの種子を革命的形勢の比較的落伍せる區域に廣く播いた。赤軍第四方面軍の勇敢なる善戰は一ヶ年足らずして已に十數縣を赤化せしめ、全四川の勞農大衆及び白軍兵士に向つてソヴエート革命に轉向すべく呼びかけた。蔣介石及び四川軍閥は第四方面軍の此の大勝利に直面し震駭せざるを得なかつた。同時に洪湖の根據地より退却した赤軍第二軍團は重大なる損失を受けなかつたのみならず、四川、湖北、湖南の境界地方に於て第四方面軍と提携して積極的行動を取り、新な勝利を獲得した。斯くして洪湖一帶にも尙ほ遊擊隊が駐在し、湖北・河南・安徽方面のソヴエート區に於ける我々の根據地は左程大なる損失を蒙らざのみか、鞏固なる地盤を獲得し四圍に向つて遊擊戰を發展せしめた。

中央ソヴエート區はソヴエート中央政府の所在地で全國ソヴエート運動の大本營であり、同時に敵の主要なる攻擊の目標である敵は大部隊を集中して吾々に向つて頑强なる戰鬪をなし、敵は所謂中央軍を繰出した。蔣・蔡の軍閥、廣東・廣西の軍閥及び湖南軍閥は四方面より中央ソヴエート區及び其の附近のソ區を包圍し一年に亘つて惡戰苦鬪したが、吾々は空前の偉大なる大勝利を得た。此の半ヶ年のみにて中央ソ區の赤軍は白軍二十四個團、六個營、二ヶ連を消滅せしめ、白軍三個師、十二ヶ團體、五個營、二ヶ連を打破し、步兵銃約二萬挺、機關銃、短銃約千挺を獲得した就中東黃陂に於ける戰鬪は敵の最も頑强なる基本部隊を消滅せしめ敵の第四次『圍剿』をして最後的慘敗に終らしめたのである。

第四次『圍剿』紛碎の偉大なる勝利に於て赤軍は實に數量的に擴大したのみならず、實質的にも强大の度を加へた。赤軍の指揮官戰鬪員は政治上の鞏固なる決意をもつては軍事技術の向上に努め、第四次戰役前に比してそれは長足の進步を見た。ソヴエートの領土は擴大され四川のソ區以外に、福建の西北部、江西の東部に於て廣大なるソ區が出來、百萬に近い人口の增加を看、新たに閩贛省(福建、江西)を建設した。舊ソ區は更に一層鞏固になつた。是れはソヴエート工作の改善、勞農大衆の革命の積極的向上、農村都市の階級鬪爭の發展及びソ區內の反革命的殘滓勢力が嚴重に鎭壓されたことを表示するものであり、同時に此の勝利が國民黨區域に非常なる大影響を及ぼし、廣大な範圍の白區內に於ける勞農大衆は、此の勝利の影響を受けて更に彼等の鬪爭上の勇氣を向上せしめた。總ての『圍剿』に參加した國民黨軍隊の兵士間に普遍的動搖が發生したのみならず、甚しきは幹部中にも絕大なる恐怖が發生し、蔣介石をして公然と『圍剿を行はずして抗日を請ふ者は容赦なく殺戮す』と絕望的命令を宣明するのやむなきに至

らしめたのである。

だが、是等の勝利は決して偶然ではない。此れは中國共產黨の正確なる政治コースにより、ソヴエート政府の指導の集中及び適當なる政策、赤軍の勇敢なる善戰、及びソ區の勞農大衆の熱烈な擁護と、且つ更に勞農大衆の日常鬪爭及び反帝反國民黨運動の展開に據るものである。此等は悉く戰勝の基本的條件であり、此等の條件無くしては決して確實に勝利を獲得することは出來なかつたであらう。

國民黨軍閥は第四次『圍剿』慘敗後、唯一の進路を帝國主義への屈辱的投降に求め、帝國主義より多額の借款と武器とを得、多數の外人顧問を招聘し、新兵の訓練、新航空隊の訓練、藍衣社軍官團の訓練等を行つてゐるのである。此れ即ち彼等が凡ゆる反革命的勢力を集中し、帝國主義の指導の下にソヴエート及び赤軍に對し第五次『圍剿』を進行せしめんとしてゐることである。

ソヴエートの第五次『圍剿』に對する鬪爭は全く黨中央の指示せる如く『……危機に在る帝國主義の進路を阻止する鬪爭である。即ち獨立自由のソヴエート中國を樹立する鬪爭である』。第五次『圍剿』粉碎中に於て中國は『或は帝國主義に分割共管されて完全なる植民地となるか、若しくは獨立自由の領土の完成せるソヴエート中國となるか』が決定されやうとしてゐるのである。ソヴエートは鬪爭に參加する一切の大衆を指示して此の鬪爭の重大性を明白に認識せしめ、一切の革命勢力を團結して我等の力を倍加し、百倍の積極性、百倍の堅固なる決意を持つて、ソヴエートの指導の下に統一し、かくして始めて今次の鬪爭の完全なる勝利を奪取することが出來ることを識らしめねばならぬ。ソヴエートは鬪爭に參加する全大衆に、今次の『圍剿』粉碎、殊に第四次『圍剿』粉碎後に於いて吾々が有する戰勝の一切の基本的條件に關して指示すべきである。黨とソヴエートとの正確なる指導、赤軍の擴大强化、ソ區及び白區の廣大な範圍に亘る勞農大衆の鬪爭上の積極性、此等の一切は全て吾々の戰勝の基礎である。

吾々の努力と支配階級の內部的矛盾の發展とにより、帝國主義國民黨の新なる大暴進擊は已に我々の重大なる打擊を受け、敵の計畫は已に失敗し、新陣地新計劃に依つて吾々に最後的進擊をなさゞるを得ざらしめるに至つた。吾々は第五次『圍剿』の最後の決戰に直面してゐる。國民黨軍閥の堡壘政策及び經濟封鎖は慘酷を極めて居る。だが、決して打破し難き金城鐵壁ではなく、敵の此等の政策は正に自己の弱劣化を表示するものである。吾々の軍事的技術の向上、吾々の一切の力の集中に依り此等の困難を征服すれば勝利は吾々のものである。

吾々は敵の困難が吾々のそれより非常に大なること、白軍兵士の動搖、敵の支配下にある勞働者及び農民と大多數の小資產階級の憤懣、支配階級各派軍閥間の鬪爭と分裂、國民黨を庇護する帝國主義者間の矛盾と衝突及び國民黨の財政的經濟的破產、等々悉くが勝利を誘導する客觀的條件であることを指示すべきである又帝國主義國民黨が第五次『圍剿』を進行しつゝあつた時に、福建に人民革命政府の出現したことは國民黨系の一段と深刻化した炸裂を表現するものであることを指示しなければならない。ソヴエート運動の偉大なる勝利と國民黨の全國民衆の面前に於ける破產とにより、中國反動支配階級の一部をして新なる手段の下に、國民黨とソヴエートの外に起ちて、反動支配階級の瀕死の狀態に在る運命を保持せんと劃策せざるを得ざらしめた。然しこの企圖は徒勞であつた。そは人民政府なるものが眞正なる勞農勤勞大衆の利益より出發せず、ソヴエートが已に實行した幾多の基本的政策を實行せず、ソヴエート政府が昨年四月發表した三個條の承認、ソヴエート政府と反帝反國民黨の協定等此等一切の實行を肯ぜず、欺騙と空談に終始して居たからである。斯くては廣大な革命的民衆は人民革命政府と國民黨政府との間に何等異なる態度を表示し得なかつたのである。故に彼等が悲慘な失敗を招くことは必然的であつたのである。而してソヴエートは全國民衆の信賴が漸次倍加し、國民黨及び一切の反革命派の欺騙が日と俱に暴露し殘落しつゝある時、將に第五次『圍剿』を斷然粉碎し、帝國主義植民地への中國の進路を阻止して、革命の一省及び數省に於ける眞先きの勝利より全國的勝利に到達し『ソヴエートのみが中國を救ひ得る』との金言を實證しやうとしてゐるのである。

(四)二ヶ年來のソヴエートの各種基本政策の實施

吾々はソヴエートの各種の基本的政策を說明するに當つて、第一に何が此の政策の出發點であるかを問ふ必要がある。此の問題に對する解答は當然ソヴエートの過去及び現在に於ける環境と此の環境より生ずる任務を明白にすべきである。

ソヴエートは過去に於ては遊擊戰爭中に發生し幾多の狹少の地方にて成長した。此等の地方は各自獨立し聯絡なく、各ソ區の周圍は皆敵國であつた。敵はソ區に對して一刻も破壞壓迫の手を緩めなかつた。然るに能く敵に戰捷し、敵の絕へざる壓迫下にあつて發展した。これが卽ち當時のソヴエートの環境であつた。ソヴエートの現在の環境は過去のそれとは幾多の差異がある。ソヴエートは廣大な領土を有し、强大な赤軍を有し、已に幾多の散漫なる力を集中し來り、(未だ完全に集中し來つて居らぬとは云へ)已に一國家となつた。これ卽ち我々の中華ソヴエート共和國である此の國家は已に地力と中央との組織を有し、臨時中央政府を樹立した。この政府は一個の集中せる權力機關であり、多數の民衆の武裝——赤軍に依據してゐる。この政府は勞農政府であり勞働者

及び農民の革命的民主主義獨裁を實行し、勞農に對しては何處迄も民主的であり、如何なる地主資本家階級の分子も絶對に參加するを許容せぬのである。この政府は一個の獨裁政府であり、一個の極めて強大なる權力を有する勞働者、農民の獨裁政治である。この獨裁は已に全國に向つて其の勢力を擴大し、廣範圍に亘つて民衆の非常な信用を獲得してゐる。も早や過去の遊擊戰時代に於ける狀態と極大の差異がある。併し乍ら戰爭は依然として日常闘爭であり、更にその範圍を擴大し、その進度は熾烈となつてゐる。その原因は我等の獨裁と國民黨の地主資本家階級の獨裁との對立が漸次尖鋭化してきたからである。而して現在すでに此の勝敗は決定されんとする段階にまで到達してゐるのである。帝國主義國民黨の大規模の『圍剿』は展開された。これが即ちソヴエートの現在の環境である。

この環境がこの獨裁の任務を決定した。即ち全力を擧げて大衆を動員し、大衆を武裝することであり、又、一刻の停滯もなく敵を攻擊し、敵の『圍剿』を大粉碎することである。革命戰爭に於いては一切の力を集中して革命戰爭を展開せしめ、革命戰爭に依つて敵の獨裁を打倒し、且つ强大なる帝國主義の支配を打倒しなければならぬ。何故なれば、帝國主義が其の獨裁の擁護者であり指揮者であるからだ。

帝國主義及び國民黨の打倒の目的は中國を統一し、民主主義革命を實現し、且つ此の革命を將來轉じてプロレタリア社會主義革命に到達せしむるにある。即ち是がソヴエートの任務である。是により吾々はソヴエートが斯の環境及び任務の下に在つて施行する各種の基本政策は何を目的とするかを識ることが出來る。即ちそれは已に勝利を獲得した勞農獨裁を鞏固にし、この獨裁政治を全國に發展せしめ、全ソ區全中國の勞農大衆を動員し組織し、斷乎たる革命戰爭に依て帝國主義及び國民黨の支配を覆滅し、以つて此の獨裁政治を鞏固にし發展せしめ、且つ現在の民主主義勞農獨裁より轉じて將來プロレタリア社會主義獨裁に到達せしむべく準備せんが爲である。

ソヴエートは各種の必須な基本政策を施行しなければならぬ。これ即ちソヴエートの一切の政策の出發點である。

中央執行委員會及び人民委員會は第一次全「ソ」大會の指示を受け、二ヶ年來その指示せられたる政策の方向に向つて猛進し、偉大なる成績を收めた。已に吾々の經驗に依つて、中國の全革命的民衆にソヴエート政府の政策のみが大衆の政權及び大衆の利益擁護の爲の政策であり、此れのみが帝國主義國民黨の反革命政策に斷乎として對抗し、帝國主義國民黨の全國に於ける支配を覆滅し、全民族を現下の逼迫せる危機より救ひ、全勞働者大衆を水火の苦痛より解放する唯一の政策であることを識らしめたことが立證された。

二個の政權が尖鋭に對立せる中國に於てはソヴエートのあらゆる具體的施政こそ直ちに民衆の支持を獲得するものである。帝國主義國民黨の反革命政策の下に壓迫搾取をうけ盡した民衆はソヴエートのあらゆる具體的政策に對しては全く鐵屑の磁石に附着するが如くである。かくて反動支配階級は此れが爲に凡ゆる恥づべき謠言を以つてソヴエートの施政を攻擊するに至つたのである。併しながら嚴然たる事實は恥づべき謠言に對する有力なる回答である。見識ある中國人は悉く良心無き國民黨地主資本家に反對し、ソヴエート政府の政策と國民黨政府の政策との間に雲泥の差異あるを承認せざるを得ないのである。

(A)吾々はまづ第一にソヴエートの民衆武裝と赤軍建設とを說明しよう。

敵の『圍剿』に對抗し、革命戰爭を進展せしむる爲にソヴエートの第一任務は即ち民衆を武裝すること、强大なる赤軍を組織すること、地方部隊及び遊擊隊を組織すること及び戰爭の速進に要する給與及び運輸の組織を造ることである。二ヶ年來敵の第四次第五次『圍剿』に對する斷乎たる應戰中に於てソヴエートの此の方面に於ける努力は大々的に成功した。

先づ第一に中央革命軍事委員會を設立して全國赤軍の指導を統一し各「ソ」區戰線の赤軍部隊をして統一的戰略の下に相呼應し、相聯絡したる行動を開始せしめた。これは散漫なるパルチザン行動より正規にして大規模なる赤軍部隊の行動に進む重要なる關鍵である。

二ヶ年來革命軍事委員會は全國赤軍を指導してきたが主要な事は中央ソ區の赤軍が光榮ある勝利の戰爭を進め、敵の第四次圍剿を粉碎し且つ第五次圍剿に對する第一步的勝利を得た點である。

赤軍は二ヶ年中に迅速に擴大した。之を二ヶ年前に比較すれば數倍の擴大である。この方面に於ける成功は廣範圍に亘つて勞農大衆が積極的に革命戰爭に參加したことゝ、動員方法の進步及びソヴエートの赤軍優遇に關する法令の施行に據るものである。一九三三年の赤色五月一ヶ月間に中央ソ區の數縣に於いて二萬に近い新戰闘員を獲得した。又多くの縣に於て勞農大衆は潮の如く赤軍に參加した。

かくて大衆は赤軍參加を希望せずとか或は新ソ區又は邊疆區に於ては赤軍の擴大不可能を說いた日和見主義者の饒舌は已に事實上誤謬であることが證明された。併しながら正確なる動員方法、ソヴエートの赤軍優遇に關する法令の徹底的施行は、動員計劃を迅速に完成する關鍵である。一切の强制命令を廢棄し充分なるアヂ・プロを行ひ、赤軍の擴大を破壞する分子を制裁し、又脫走兵の如き階級的異分子を指導することは動員方法の重要な役目である。赤軍戰闘員の社會的地位を向上せしめ、最も光榮ある標準に

達せしめ、赤軍戰鬪員に可能又は必要なる一切の精神的物質的待遇を與へ、所管外に本籍を有する赤軍に土地を分與し、且つ大衆が彼等に代つて耕作することとし、各赤軍戰鬪員の家族に好き耕作地を與へ、消費組合は赤軍の家族に對して五分の廉價販賣を實行し赤軍家族の爲に日用の必需品を供給する專門の商店を設け、國家企業及び組合の純益一割を赤軍の家族に與へ、赤軍の家族の疾病その他の困難に對して寄附金を募集して救濟すべく民衆に呼びかけ、赤軍戰鬪員及び其の家族に對して精神的物質的慰安を與へるべく民衆に呼びかけ、赤軍及び其の家族優遇に關する一切の法令及び方法は徹底的に施行すべきである。かくすることのみが赤軍をして勇躍前線に進攻せしむるのである。又このことは彼等をして前線に於ける戰鬪的決心を堅固ならしむる爲に必要且つ重要なるエレメントである。是等の工作はソ區各地に非常に多く模範的に行はれてゐる。此等の地方に於ける多數の勞農大衆の手に武器をとり、ソ區の保全守護とその發展を自己の神聖なる責任となし、不斷に勇躍前線に進んでゐるのである。江西の長岡鄉の如きは十六歳より四十五歳に至る全部の青年男子四百〇七人の中鄉外に出て赤軍の工作に從事する者三百二十人、留まつて鄉內に在る者八十七人、出鄉者八割、殘留者二割の比率である。福建の上方溪鄉では全部の青年壯年男子五百五十四人中鄉外に出て赤軍の工作に從事する者四百八十五人、鄉內に留まる者僅かに六十七人、其の比率は八割八分と一割二分である。

此等の鄉の壯丁は斯くも多數が勇敢に前線に出て居るが、併し鄉村の生產、家庭の生活は如何であるか、そこには惡影響が發生せざるのみか更に多大の改良が加へられてゐることを見出すのである。それは如何なる原因によるのであるか？　勞働互助會、耕田隊及びその他の一切の方法に依り組織的計劃的に鄉村の勞働力が調節せられ、赤軍家族の困難なる一切の問題が解決されて居るからである。斯かる光榮ある教訓は全ソ區が追從する價値あるものと云ひ得るのである。

赤軍の鐵の如き强化と赤軍の擴大とは密接に連結せしむべきである。

二ヶ年來のこの方面の工作も好成績を收め得た。現在の赤軍は已に鐵の如く、正規の革命武裝隊として進んでゐる。これは(一)勞農勤勞大衆のみが手に武器を執る光榮ある權利を有し、彼等と俱に混入し來つた階級的異分子を斷乎排擊驅逐し、(二)勞働者幹部が增加し、政治委員制度が普遍的に成立して、赤軍が信賴し得べき指揮者の手中に掌握され、(三)政治教育が進步し赤軍戰鬪員のソヴエートの爲に徹底的に鬪爭せんとする決心が確定し階級の自覺的規律が向上し、赤軍と廣大な大衆間の聯絡が密接となり、(四)軍事技術が向上し現在の赤軍は最新式の武器の採用及び其の使用方法の訓練に缺けて居るとは云へ一般的軍事技術は過去に比し非常なる進步を見、(五)編制を改造し、赤軍をして組織上に倍加の力量を加へたことに表現されてゐるのである。此等の諸點は赤軍の戰鬪力を驚異的に向上せしめ、破り得べからざるソヴエートの武裝的力となつた。

廣範圍に亘つて赤色青年前衞隊及びパルチザン隊を擴大することは、ソヴエートが大衆を武裝し革命戰爭を進展せしむる上に於いて、最も重要なる事業である。赤衞軍、青年前衞隊は赤軍の豫備隊であり、ソ區の地方を保衞する部隊である。現在の志願兵制度より將來義務兵役制度に變化到達すべき橋梁である。而してパルチザン隊は新ソ區の創造者にして主力赤軍に缺くべからざる支隊である。二ヶ年來各ソ區に於て此等の部隊が發展し、彼等の軍事政治訓練も亦相當に强化した。彼等の赤軍加入、彼等の地方保衞、彼等の敵に對するパルチザン戰は、每次の圍剿粉碎の鬪爭每に、その偉大なる成績を著はし、敵をして奇蹟として驚嘆せしめ、敵のソ區への侵入を極めて困難ならしめた。これは中央ソ區及び福建、浙江、江西のソ區に於て特にその實力を發揮した。この制度を一切の新ソ區に擴張し、彼等の組織を極力擴大し彼等の訓練を强化し、これらの部隊を赤軍の革命戰爭中に於ける最も信賴すべき兄弟たらしむことはソヴエートの重要な責任である。

赤軍に對する給與と給與の充實、前線と後方との軍事運輸を組織的に聯絡すること、軍事の衞生治療を組織することは同じく革命戰に對して非常に意義ある事業である。吾々が未だ若干の中心都市を獲得せず、且つ敵の經濟封鎖を受けて居る際に於ては、この任務の遂行は極めて困難である。而して二ヶ年來ソ區及び白區の廣範圍の勞農大衆の積極性に依り、吾々をして此の事業に對しても亦相當の基礎を樹立せしめた。吾々は已に此の方面に於て赤軍の過去長期間に於ける給與供給運輸を保證した。これは極めて大なる成績と云はざるを得ない。だが目前の第五次『圍剿』粉碎及び以後更に擴大する戰爭に於て吾々は更に大なる努力を拂ひ、この方面の力を倍加して、この方面に於ける供給を更に充分に保證する必要がある。更に大規模の革命戰爭は吾々の前面に横はつてゐる。ソヴエートの民衆武裝政策はその絕對的重要性を一層顯にし、一刻も民衆の武裝を忽視せず、切實に工作して最も迅速に一百萬の鐵の如き赤軍の創造を實現すべき必要に迫られるに至つた。これはソヴエートの基本的戰鬪任務である。

ソヴエートの基本的任務は革命戰爭に當り一切の大衆の力を動員して戰爭を進展せしむることである。この任務を繼つてソヴエートは動員して幾多の切迫せる任務を遂行せねばならぬ。ソヴエートは廣範圍の大衆に對して廣汎なる民主政治を實行し、斷乎として內部の反革命を鎭壓し、勞働者の階級鬪爭を誘發し、農民の土地革命を發展せしめ、勞農聯合及びプロレタリアートの原則的